

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月30日
【計算期間】	第2期（自平成23年11月1日至平成24年10月31日）
【ファンド名】	シティ・インベストメント・トラスト（ケイマン） - 米ドル建て資源国通貨連動ファンド（10 - 11） （Citi Investment Trust (Cayman) - Commodity Rich Currencies Linked Fund (USD)(10 - 11)
【発行者名】	シティグループ・ファースト・インベストメント・ マネジメント・リミテッド （Citigroup First Investment Management Limited）
【代表者の役職氏名】	取締役 ソン・リ （Song Li, Director）
【本店の所在の場所】	香港、セントラル、ガーデン・ロード3、 シティバンク・プラザ、シティバンク・タワー50/F （50/F, Citibank Tower, Citibank Plaza, 3 Garden Road, Central, Hong Kong）
【代理人の氏名又は名称】	辯護士 三浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル ディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	辯護士 三浦 健 同 飯村尚久
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル ディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

（注1）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円換算額は、便宜上、平成25年2月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=92.51円）による。以下同じ。

（注2）サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注4）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ともいう。）とは、11月1日に始まり翌年の10月31日に終了する1年をいう。ただし、第1会計年度は、平成22年10月11日から平成23年10月31日までの期間をいう。なお、サブ・ファンドの運用開始日は、平成22年11月30日である。

（注5）用語の定義については、本書別紙A「定義」を参照のこと。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

米ドル建て資源国通貨連動ファンド（10 - 11）（以下「ファンド」または「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるシティ・インベストメント・トラスト（ケイマン）（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである。なお、サブ・ファンドは、トラストの名称を省略して表記されることがある。現在、トラストは、14個のサブ・ファンドにより構成されている。なお、アンブレラとは、一つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。

a . ファンドの目的、信託金の限度額

トラストは、受託会社と管理会社の間で2008年10月21日に締結された信託証書に基づき設立されたオープン・エンドのアンブレラ型ユニット・トラストである。

トラストは、アンブレラ型ユニット・トラストとして設立されている。関連するサブ・ファンドに帰属する資産および債務が適用される個別ポートフォリオまたはサブ・ファンドが設定、設立されることができる。各サブ・ファンドに限定的に関係する受益証券が発行される。

サブ・ファンドは、米ドル建て資源国通貨連動ファンド（10 - 11）であり、単一の受益証券が発行される。サブ・ファンドの基準通貨は、米ドルとする。

信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠する。すべての受益者は、信託証書および信託証書を補足する追補信託証書に定める条項の利益を受ける権利を有し、かかる規定に拘束され、かつかかる規定について通知を受けたとみなされる。（a）本書に定める条件と（b）当該サブ・ファンドに関係する信託証書および追補信託証書に定める条件との間に不一致がある場合は、後者の条件が優先する。

サブ・ファンドの投資目的は、受益者に対し、受益証券が債券満期日を超えて保有されることを条件として、元本増加の可能性および米ドル建てによる100パーセントの元本確保を提供することである。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資期間（約3年）中において、資源国通貨が米ドルに対して上昇する傾向にあると判断する投資者に対して、元本の増加を提供するとともに、米ドルによる100パーセントの元本確保という安全性を提供することを目指す。債券満期日より前に買い戻されなかった受益証券に関して、100パーセントの元本確保が達成される見込みである。サブ・ファンドの受益証券により、投資者は、投資期間を通じて米ドルに対するオーストラリア、ブラジル、インドネシアおよび南アフリカの通貨の上昇に対して、これらの通貨のいずれについても個別の下落リスクの影響を受けることなく、参加することができる。

サブ・ファンドについて、ファンドの信託金の限度額は定められていない。

b . ファンドの基本的性格

サブ・ファンドは、信託証書および追補信託証書に基づいて受託会社および管理会社によって設定された。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。管理会社は、信託証書に基づき、各サブ・ファンドの信託財産を構成する投資対象を管理し、一定のその他の投資管理業務を実行する責任を有する。管理会社はまた、各サブ・ファンドに関して一定の管理事務業務（受益証券の割当て、発行、譲渡および買い戻しの調整を含むが、これらに限られない。）を実行する責任を有する。

受託会社は、サブ・ファンドの資産を保管する任務を保管会社に委託している。さらに、受託会社および管理会社は、各サブ・ファンドの管理事務を管理事務代行会社に委託しており、管理事務代行会社は、各サブ・ファンドに関する管理事務業務を担当し、サブ・ファンドの登録名義書換事務代行を務める。

管理事務代行会社は、受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券の発行および買戻しを円滑化する責任を負う。

「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(5) その他、(イ) トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に定める規定に従い早期に終了する場合を除き、サブ・ファンドは償還日に終了する予定である。償還日とは、2014年1月10日または「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、サブ・ファンド」の項において定める方法により管理会社が決定するこれよりも早い日をいう。

受託会社は、各サブ・ファンドの信託財産を、当該サブ・ファンドの信託期間中、当該サブ・ファンドの受益者の利益のために個別のサブ・ファンドとして、信託証書（関連する追補信託証書を含む。）の条件において、またその権限および規定に従って、個別の独立した信託としてかつケイマン諸島の信託法（2011年改正）（以下「信託法」という。）に基づき保有するものとする。

受託会社は（管理会社と協議の上）、サブ・ファンド決議または受益者決議による承認を得ることなく、大要追補信託証書の様式による共同宣言を行うことにより、随時サブ・ファンドを設定および設立することができる。当該サブ・ファンドは、信託証書（関連する追補信託証書を含む。）の条項に基づき、またその権限および規定に従い行使されるものとする。

各受益証券は無額面とする。

いずれのサブ・ファンドの受益証券も、その保有者に対して、当該サブ・ファンドの信託財産の特定部分における利益または不可分の持分を付与しないものとする。疑義を避けるため付言すると、あるサブ・ファンドの受益証券の保有者は、当該受益証券を保有していることを理由として、他のサブ・ファンドに対して利益を有さないものとする。

いずれかの信託財産の一部を構成する一切の金銭は、信託証書の規定に従い保有または投資されるものとする。

受託会社は、サブ・ファンドに関して、書面による決議をもって、当該サブ・ファンドの受益証券について1以上の独立したクラスおよび/またはシリーズを参照して、随時受益証券を設定し、指定し、発行することができ、また受託会社は、管理会社と協議の上、以下に掲げる方法などを含むかかるクラスまたはシリーズの受益証券を当該サブ・ファンドのその他のクラスまたはシリーズの受益証券と差別化するものとする。

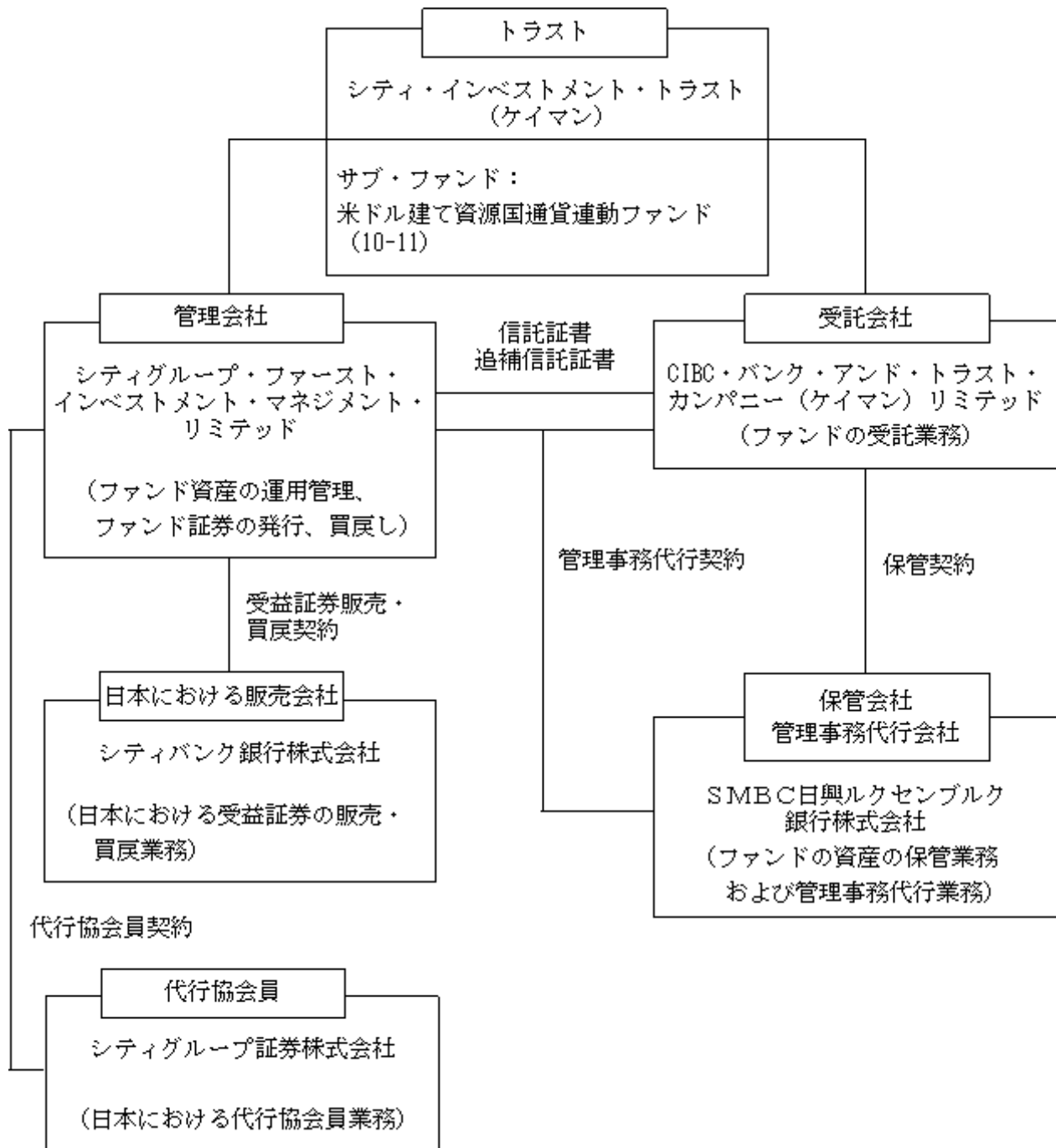
- (a) 資産、債務、経費および費用をかかるクラスおよび/またはシリーズ間で割り当てる方法
- (b) かかるクラスまたはシリーズの純資産価額を計算する方法
- (c) 受託会社または管理会社によって選任されたサービス提供者に支払うべき報酬（管理報酬、業績報酬および買戻手数料などを含むが、これらに限られない。）をかかる各クラスまたはシリーズの受益者から徴収し、請求する方法
- (d) 為替ヘッジに起因する費用および損益をかかる各クラスまたはシリーズの受益証券の保有者から徴収し、請求する方法
- (e) 当該サブ・ファンドの信託財産に関するその他資産または債務をかかる各クラスまたはシリーズに帰属させ、負担させる方法

(2) 【ファンドの沿革】

昭和46年1月15日	管理会社設立
平成20年10月21日	信託証書締結
平成22年10月11日	追補信託証書締結
平成22年11月4日	サブ・ファンドの申込開始
平成22年11月30日	サブ・ファンドの運用開始（設定日）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Citigroup First Investment Management Limited)	管理会社	平成20年10月21日付で受託会社との間で信託証券を、平成22年10月11日付で追補信託証券を締結。管理会社はサブ・ファンドの資産の運用管理および受益証券の発行を行う。
CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド (CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	平成20年10月21日付で管理会社との間で信託証券を、平成22年10月11日付で追補信託証券を締結。受託会社はサブ・ファンドの資産の受託会社としての業務を提供する。
S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社 (SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)	保管会社 管理事務 代行会社	平成20年11月19日付で受託会社との間で保管契約(注1)を締結。保管会社は、サブ・ファンドの資産の保管を行う。 平成20年11月19日付で管理会社および受託会社との間で管理事務代行契約(注2)を締結。サブ・ファンドの管理事務代行業務について、委任されている。
シティグループ証券株式会社	代行協会員	平成22年10月15日付で管理会社との間で代行協会員契約(注3)を締結。日本において代行協会員業務を行う。
シティバンク銀行株式会社	販売会社	平成22年10月15日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(注4)を締結。日本において販売・買戻業務を提供する。

(注1) 保管契約とは、受託会社によって資産の保管会社として選任された保管会社が、サブ・ファンドの名義による保管口座の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。

(注2) 管理事務代行契約とは、受託会社とその権限の一部を管理事務代行会社に授権する契約である。

(注3) 代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の販売取扱会社への送付等を行うことを約する契約である。

(注4) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概要

() 設立準拠法

管理会社は、香港の法律に基づき設立された。

() 会社の目的

管理会社の目的は、投資ファンドを運営、管理することである。香港法第571章の証券先物法(以下「SFO」という。)第116条に従って、管理会社は、SFOの別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

() 株主資本の額

管理会社の資本金は200万200香港ドル(約2,386万円)で、平成25年2月末日現在全額払込済である。なお、1株100香港ドル(約1,193円)の記名式株式2万2株を発行済である。

また、管理会社の純資産の額は、平成25年2月末日現在147,210,252香港ドル(約17億5,622万円)であった。

(注)香港ドルの円換算額は、便宜上、平成25年2月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1香港ドル=11.93円)による。以下同じ。

() 会社の沿革

昭和46年1月15日設立。

管理会社は、平成19年2月16日香港の証券先物委員会からタイプ4および9の認可を受けた。

() 大株主の状況

(平成25年2月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
シティグループ・グローバル・マーケット・ホンコン・ホールディングス・リミテッド (Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited)	香港、セントラル、ガーデン・ロード3、シティバンク・プラザ、シティバンク・タワー50/F (50/F, Citibank Tower, Citibank Plaza, 3 Garden Road, Central, Hong Kong)	2万2株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法に基づき設立されている。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2012年改正)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)により規制される。

準拠法の内容

() 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、かつ信託に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、受益者たる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管銀行としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を、(限られた一定の場合を除き、)受益者として宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

() ミューチュアル・ファンド法

後記「監督官庁の概要」の記載を参照。

() 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)

平成15年11月19日に発効した一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)(以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。

ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)が一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許には、CIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして、一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わなければならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には、証券の募集に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産価額の計算方法および証券の発行価格・買戻価格、証券の発行条件（証券に付された権利および制限が変更され得る条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件、ならびに監査人の任命などが含まれる。

一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格および買戻価格は、請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

一般投資家向け投資信託は、会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらの実現を確保しなければならない。年次報告書には、ミューチュアル・ファンド規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

(イ) ケイマン諸島金融庁(CIMA)への開示

トラストは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載し、またミューチュアル・ファンド規則の要求する情報を記載しなければならない。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- ・ 弁済期に債務を履行できないことまたはできないであろうこと。
- ・ 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- ・ 詐欺的または犯罪的な方法で事業を行い、または行おうとしていること。
- ・ ミューチュアル・ファンド法もしくはその下位規則、ケイマン諸島の金融庁法（2011年改正）、マネー・ロンダリング規則（2010年改正）または受託会社の認可条件を遵守せずに事業を行い、または行おうとしていること。

トラストの監査人は、ケーピーエムジーケイマン諸島である。サブ・ファンドの会計監査は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に基づいて行われる。

サブ・ファンドは、毎年4月30日までには前年10月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、(a) サブ・ファンド資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または(b) 受託会社もしくは管理会社はその設立文書または目論見書に定める規定に従って、サブ・ファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、() 当該事実を受託会社に書面で報告し、() 当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、サブ・ファンドの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、(a) サブ・ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに(b) サブ・ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにサブ・ファンドの事業について書面

で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、サブ・ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- (a) すべての旧名称を含むサブ・ファンドの名称
- (b) 投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- (c) 前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- (d) 純資産価額
- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a) 受託会社が知る限り、サブ・ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b) サブ・ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

サブ・ファンドは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

サブ・ファンドは、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

サブ・ファンドは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

(ロ) 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から5か月以内および半期（毎年4月末日）終了時から3か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社において、閲覧または入手可能である。

サブ・ファンドの会計年度は、毎年10月31日に終了する。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各特定期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、サブ・ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のサブ・ファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

(6) 【監督官庁の概要】

ミューチュアル・ファンド法

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託として規制される。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則は、CIMAに対する年次の所定の事項の報告および監査済年次財務書類の提出を規定する。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも、受託会社に対し、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。これらのCIMAの指示を遵守しない場合、受託会社は、高額な罰金に服することがあり、また、CIMAは、裁判所にトラストの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、受託会社の適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。)を行使することができる。

マネー・ロンダリング防止手続

マネー・ロンダリングの防止を目的とする法律または規則を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を採用し、維持する必要がある。そして申込者に対して、その身元と申込金の資金源を証明する証拠の提出を要求することができる。許可された場合、一定の条件に基づき、受託会社はまた、そのマネー・ロンダリング防止手続(デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。)の維持を適切な者に委託することができる。

また、受託会社およびその適式に選任された委託先は、申込者の身元および申込金の資金源を証明するために必要な情報を請求する権利を留保する。申込者が証明の目的で要求される情報の提出を遅延するか、または怠った場合、受託会社またはその委託先は、申込の受理を拒絶することができ、その場合、受領された資金は利息を付することなく、当該資金の送金元口座に返金されるものとする。

受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先は、その絶対的な裁量において、いずれかの受益者に対する買戻代金の支払いをすることによって、関連する法域においていずれかの者がマネー・ロンダリング防止に関する法律に抵触または違反する結果となる疑いがあると判断しもしくはその旨の助言を受けた場合、またはかかる支払いの拒絶が、受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先による関連する法域のマネー・ロンダリング防止に関する法律の遵守を確保するのに必要である場合、当該受益者に対する買戻しの支払いを拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知り、もしくはそのような疑惑を抱き、またはこれらを知り、もしくは疑念を抱くことについて合理的な根拠を得た場合、またかかる認識もしくは疑惑に関する情報を規制を受ける部門における業務の過程で知った場合、当該居住者は、上記の確信または疑惑を、(a) その通報が犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関するものである場合はケイマン諸島2008年犯罪収益に関する法律に基づきケイマン諸島の財務報告当局に、または(b) その通報がテロ行為またはテロリストの

資金提供および資産への関与に関するものである場合はケイマン諸島のテロリズム法(2011年改正)に基づき巡査以上の階級の警察官に対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の機密保持または開示制限の違反とはみなされない。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

サブ・ファンド

サブ・ファンドの投資目的は、受益者に対し、受益証券が債券満期日を超えて保有されることを条件として、元本増加の可能性および米ドル建てによる100パーセントの元本確保を提供することである。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資期間（約3年）中において、資源国通貨が米ドルに対して上昇する傾向にあると判断する投資者に対して、元本の増加を提供するとともに、米ドルによる100パーセントの元本確保という安全性を提供することを目指す。債券満期日より前に買い戻されなかった受益証券に関して、100パーセントの元本確保が達成される見込みである。サブ・ファンドの受益証券により、投資者は、投資期間を通じて米ドルに対するオーストラリア、ブラジル、インドネシアおよび南アフリカの通貨の上昇に対して、これらの通貨のいずれについても個別の下落リスクの影響を受けることなく、参加することができる。

サブ・ファンドは、受益証券の発行手取金の全部または実質的に全部を、シティグループ・インクにより発行された一定の元本確保の債券（以下「本債券」という。）に投資することにより、サブ・ファンドの投資目的の達成を追及する。本債券のパフォーマンスは、サブ・ファンドの投資期間中における米ドルに対するオーストラリア、ブラジル、インドネシアおよび南アフリカの通貨の均等に加重された正の上昇（もしあれば）に連動する。4通貨のいずれも最終条件決定日において米ドルに対して正のパフォーマンスとならなかった場合、本債券は、債券満期日において、その元本金額の100パーセントにより償還される。

受益証券を債券満期日より後まで保有する受益者は、当該受益証券について、以下に記載するとおり、サブ・ファンドの計算において保有される本債券の満期における払戻金の比例按分分を受領する。

$$0.01\text{米ドル} + 0.01\text{米ドル} \times \text{連動率} \times \left[\frac{1}{4} \times \sum_{i=1}^4 \text{Max} \left(0, \frac{\text{最終為替水準}(i) - \text{当初為替水準}(i)}{\text{当初為替水準}(i)} \right) \right]$$

上記の計算式における用語の意味は以下のとおりであり、すべて計算代理人によって算定される。

「最終為替水準（i）」とは、投資先通貨（ ）に関する FX_{FIN} をいう。

「当初為替水準（i）」とは、投資先通貨（ ）に関する FX_0 をいう。

「連動率」とは、当初条件決定日において計算代理人によって決定された割合（90%）をいう。

「 FX_0 」とは、当初条件決定日の関連する外国為替相場決定時間において関連する外国為替ページに提示された相場に基づき、計算代理人によって決定され、投資先通貨（ ）1単位当たりの米ドルの数として表示された、（a）ブラジル・リアルを除く各投資先通貨（ ）に関して、米ドルと関連する投資先通貨（ ）の外国為替直物相場の仲値（買い相場と売り相場との相加平均）をいい、（b）ブラジル・リアルに関して、米ドルと関連する投資先通貨（ ）の外国為替直物相場の売り相場をいう。

「 FX_{FIN} 」とは、関連する最終条件決定日の関連する外国為替相場決定時間において関連する外国為替ページに提示された相場に基づき、計算代理人によって決定され、投資先通貨（ ）1単位当たりの米ドルの数として表示される、（a）ブラジル・リアルを除く各投資先通貨（ ）に関して、米ドルと関連する投資先通貨（ ）の外国為替直物相場の仲値（買い相場と売り相場との相加平均）をいい、（b）ブラジル・リアルに関して、米ドルと関連する投資先通貨（ ）の外国為替直物相場の売り相場をいう。

関連する予定最終条件決定日におけるある投資先通貨（ ）の FX_{FIN} の算定に関して、関連する外国為替ページにおいて関連する為替相場が理由を問わず入手可能ではない場合、（a）投資先通貨（ ）が豪ドルまたは南アフリカ・ランドである場合、計算代理人は、計算代理人が関連があると誠実にみなす利用可能な情報を斟酌して、米ドルに対する投資先通貨（ ）の為替相場を算定し、かつ、これをもってかかる日における投資先通貨（ ）の FX_{FIN} であるとみなすものとし、また（b）関連する投資先通貨（ ）がブラジル・リアルまたはインドネシア・ルピアである場合、最終条件決定日は予定外休日であるとみなされるものとし、かつ、最終条件決定日は、後記「最終条件決定日」の定義において定めるところにより、延期される。

「外国為替営業日」とは、ブラジル・リアルおよびインドネシア・ルピアを除くある投資先通貨（ ）に関して、ロンドンで商業銀行が業務（外国為替市場の市場慣行に従った外国為替の取引を含む。）を

行っている日をいい、またブラジル・リアルに関しては、サンパウロおよびニューヨークで商業銀行が業務（外国為替市場の市場慣行に従った外国為替の取引を含む。）を行っている日をいい、またインドネシア・ルピアに関しては、ジャカルタ、シンガポールおよびニューヨークで商業銀行が業務（外国為替市場の市場慣行に従った外国為替の取引を含む。）を行っている日をいう。

「外国為替ページ」とは、各投資先通貨（ ）に関して、後記「投資先」の定義の表の「外国為替ページ」欄に記載されたロイター・モニター・マネー・レート・サービス・スクリーン・ページ（または計算代理人が決定するかかるサービスの当該ページの代わりとなる他のページ）をいう。

「外国為替相場決定時間」とは、ある投資先通貨（ ）に関して、後記「投資先」の定義の表の「外国為替相場決定時間」欄に記載された時間をいう。

「最終条件決定日」とは、ある投資先通貨（ ）に関して、2013年11月25日をいい、かかる日がかかる投資先通貨（ ）に関する予定外国為替営業日ではない場合には、かかる投資先通貨（ ）に関する外国為替営業日である直前の日をいうが（それぞれについて、以下、投資先通貨（ ）の「予定最終条件決定日」という。）、予定最終条件決定日において予定外休日が発生した場合、投資先通貨（ ）に関する最終条件決定日は、かかる投資先通貨（ ）に関する翌外国為替営業日に延期されるものとするが、（a）予定最終条件決定日後の投資先通貨（ ）に関する8 予定外国為替営業日目および（b）2013年12月9日のうちいずれか早い方（いずれかの場合について、以下「最終延期日」という。）以前に当該外国為替営業日が存在しない場合にはこの限りではない。かかる場合において、最終延期日は、（その日が外国為替営業日ではないという事実にかかわらず）投資先通貨（ ）に係る最終条件決定日であるものとみなされ、また計算代理人は、投資先通貨（ ）に係る関連するFX_{FIN}を、計算代理人が関連があると誠実にみなす利用可能な情報を斟酌して、かかる日において算定するものとする。

「予定外国為替営業日」とは、各投資先通貨（ ）に関して、（かかる日が結果的に投資先通貨（ ）に関する予定外休日になることがあるという事実にかかわらず）かかる投資先通貨（ ）に関する外国為替営業日であることが予定されていた日をいう。

「投資先」とは、下記の表の「投資先通貨（ ）」の欄に記載された各通貨（以下、それぞれを「投資先通貨」という。）をいう。

=	投資先通貨（ ）	外国為替ページ	外国為替相場決定時間
1	豪ドル	FXBench	14時（東京時間）
2	ブラジル・リアル	BRFR	およそ18時（サンパウロ時間）
3	インドネシア・ルピア	ABSIRFIX01	11時（シンガポール時間）
4	南アフリカ・ランド	FXBench	15時（ロンドン時間）

「予定外休日」とは、ある投資先通貨に関して、かかる投資先通貨に関する外国為替営業日ではなく、かつ関連する日のかかる投資先通貨に関する2 予定外国為替営業日前の日において、ロンドン（豪ドルまたは南アフリカ・ランドについて）またはサンパウロ（ブラジル・リアルについて）もしくはジャカルタおよびシンガポール（インドネシア・ルピアについて）の現地時間午前9時より後の時間までに、市場が当該事実について（公衆への告知によって、またはその他の公に利用可能な情報を参照することによって）知らなかった日をいう。

本債券は、シティグループ・ファンディング・インクにより発行されていた無担保非劣後債務証券のシリーズの一部を成し、その支払いは、シティグループ・インクにより全額かつ無条件に保証されていた。本債券は、発行会社のすべてのその他の無担保かつ非劣後の債務と同順位であり、本債券に基づき期日が到来した支払いの保証は、シティグループ・インクのすべてのその他の無担保かつ非劣後の債務と同順位であった。2012年12月31日午後11時58分（米国東部標準時）（以下、「合併効力発生時間」という。）を効力発生時間として、シティグループ・インクの直接の完全子会社であるシティグループ・ファンディング・インクは、シティグループ・インクに吸収合併された。この合併の結果、効力発生時間をもって、（ ）シティグループ・ファンディング・インクは消滅し、（ ）以前よりシティグループ・ファンディング・インクの全支払債務を保証していたシティグループ・インクは、本債券を含むシティグループ・ファンディング・インクの既存の未払債務を承継した。合併により、利率、支払日および/もしくは受渡日（もしあれば）または償還日等のシティグループ・ファンディング・インクの債務の条件に変更はない。この合併は、現在進行中であるシティグループおよびその子会社の資本市場事業の一元化のための、企業の簡素化

本債券

以下は、本債券の要項の概要である。

1. (a) 発行会社： シティグループ・ファンディング・インク^(注)
- (b) 保証会社： シティグループ・インク^(注)

(注) 2012年12月31日午後11時58分(米国東部標準時)(以下、「合併効力発生時間」という。)を効力発生時間として、シティグループ・インクの直接の完全子会社であるシティグループ・ファンディング・インクは、シティグループ・インクに吸収合併された。この合併の結果、効力発生時間をもって、()シティグループ・ファンディング・インクは消滅し、()以前よりシティグループ・ファンディング・インクの全支払債務を保証していたシティグループ・インクは、本債券を含むシティグループ・ファンディング・インクの既存の未払債務を承継した。合併により、利率、支払日および/もしくは受渡日(もしあれば)または償還日等のシティグループ・ファンディング・インクの債務の条件に変更はない。この合併は、現在進行中であるシティグループおよびその子会社の資本市場事業の一元化のための、企業の簡素化プロセスの一環である。したがって、本書における「発行会社」に対する言及は、シティグループに対する言及であると解釈されるものとし、合併効力発生時間以降は、本債券に対する保証会社は存在しない。

2. (a) 指定債券額面金額： 0.01米ドル
- (b) 計算金額： 0.01米ドル
3. 債券発行日： 2010年12月10日
4. 債券満期日： 2013年12月10日(ただし、かかる日が支払日ではない場合、債券満期日は翌支払日とする。)
5. 利息基準： 年率0.67パーセントとし、毎月後払いで支払われる。
6. (a) 本債券の地位： 非劣後
- (b) 保証の地位： 非劣後
7. 利息 いずれかの利払日における利息の金額は、いずれかの計算期間において利率を本債券の未償還の元本残高の総額に対して適用し、その金額に日割数を乗じた計算結果を0.01米ドル単位まで四捨五入(0.005米ドルは切り上げ)することにより計算される。「計算期間」とは、ある利払日(当日を含む。)から翌利払日(当日を含まない。)までの各期間をいうものとする。

- (a) 利率 : 年率0.67パーセントとし、毎月後払いで支払われる。
- (b) 利払日 : 2011年1月10日(当日を含む。)から債券満期日(当日を含む。)までの各暦月の10日(ただし、かかる日が支払日ではない場合には、利払日は翌支払日とする。)
- (c) 日割数 : 実日数 / 年365日(固定)

8 . 各本債券の償還金額 : 以下に定める償還金額

9 . 償還金額 : 本債券が早期に償還されまたは買入消却された場合を除き、各指定債券額面金額に関する償還金額は、以下に掲げる計算式に従い計算代理人によって算定され、計算結果の金額は1米ドルの100分の1単位まで四捨五入される(0.005米ドルは切り上げられる。)。ただし、本債券が大券面によって表章されている限り、償還金額は、本債券の未償還の元本残高の総額に関して計算式中の「0.01米ドル」を当該総額に読み替えることにより計算されるものとする。

$$0.01 \text{米ドル} + 0.01 \text{米ドル} \times \text{連動率} \times \left[\frac{1}{4} \times \sum_{i=1}^4 \text{Max} \left(0, \frac{\text{最終為替水準}(i) - \text{当初為替水準}(i)}{\text{当初為替水準}(i)} \right) \right]$$

上記の計算式における用語の意味は以下のとおりであり、すべて計算代理人によって算定される。

最終為替水準 (i)

投資先通貨 () に関する FX_{FIN} をいう。

当初為替水準 (i)

投資先通貨 () に関する FX_0 をいう。

連動率

当初条件決定日において計算代理人によって決定された割合 (90%) をいう。

FX_0

当初条件決定日の関連する外国為替相場決定時間において関連する外国為替ページに提示された相場に基づき、計算代理人によって決定され、投資先通貨 () 1 単位当たりの米ドルの数として表示される、(a) ブラジル・レアルを除く各投資先通貨 () に関して、米ドルと関連する投資先通貨 () の外国為替直物相場の仲値 (買い相場と売り相場との相加平均) をいい、(b) ブラジル・レアルに関して、米ドルと関連する投資先通貨 () の外国為替直物相場の売り相場をいう。

FX_{FIN}

関連する最終条件決定日の関連する外国為替相場決定時間において関連する外国為替ページに提示された相場に基づき、計算代理人によって決定され、投資先通貨()1単位当たりの米ドルの数として表示される、(a)ブラジル・リアルを除く各投資先通貨()に関して、米ドルと関連する投資先通貨()の外国為替直物相場の仲値(買い相場と売り相場との相加平均)をいい、(b)ブラジル・リアルに関して、米ドルと関連する投資先通貨()の外国為替直物相場の売り相場をいう。

関連する予定最終条件決定日におけるある投資先通貨()のFX_{FIN}の算定に関して、関連する外国為替ページにおいて関連する為替相場が理由を問わず入手可能ではない場合、(a)投資先通貨()が豪ドルまたは南アフリカ・ランドである場合、計算代理人は、計算代理人が関連があると誠実にみならず利用可能な情報を斟酌して、米ドルに対する投資先通貨()の為替相場を算定し、かつ、これをもってかかる日における投資先通貨()のFX_{FIN}であるとみなすものとし、また(b)関連する投資先通貨()がブラジル・リアルまたはインドネシア・ルピアである場合、最終条件決定日は予定外休日であるとみなされるものとし、かつ、最終条件決定日は、後記「最終条件決定日」の定義において定めるところにより、延期される。

外国為替営業日

豪ドルまたは南アフリカ・ランドに関して、ロンドンで商業銀行が業務(外国為替市場の市場慣行に従った外国為替の取引を含む。)を行っている日をいい、またブラジル・リアルに関しては、サンパウロおよびニューヨークで商業銀行が業務(外国為替市場の市場慣行に従った外国為替の取引を含む。)を行っている日をいい、またインドネシア・ルピアに関しては、ジャカルタ、シンガポールおよびニューヨークで商業銀行が業務(外国為替市場の市場慣行に従った外国為替の取引を含む。)を行っている日をいう。

外国為替ページ

各投資先通貨()に関して、後記「投資先」の定義の表の「外国為替ページ」欄に記載されたロイター・モニター・マネー・レート・サービス・スクリーン・ページ(または計算代理人が決定するかかるサービスの当該ページの代わりとなる他のページ)をいう。

外国為替相場決定時間

ある投資先通貨()に関して、後記「投資先」の定義の表の「外国為替相場決定時間」欄に記載された時間をいう。

最終条件決定日

ある投資先通貨()に関して、2013年11月25日をいい、かかる日がかかる投資先通貨()に関する予定外国為替営業日ではない場合には、かかる投資先通貨()に関する外国為替営業日である直前の日をいうが(それぞれについて、以下、投資先通貨()の「予定最終条件決定日」という。)、予定最終条件決定日において予定外休日が発生した場合、投資先通貨()に関する最終条件決定日は、かかる投資先通貨()に関する翌外国為替営業日に延期されるものとするが、(a) 予定最終条件決定日後の投資先通貨()に関する8 予定外国為替営業日目および(b) 2013年12月9日のうちいずれか早い方(いずれかの場合について、以下「最終延期日」という。)以前に当該外国為替営業日が存在しない場合にはこの限りではない。かかる場合において、最終延期日は、(その日が外国為替営業日ではないという事実にかかわらず)投資先通貨()に係る最終条件決定日であるものとみなされ、また計算代理人は、投資先通貨()に係る関連するFX_{FIN}を、計算代理人が関連があると誠実にみならず利用可能な情報を斟酌して、かかる日において算定するものとする。

予定外国為替営業日

各投資先通貨()に関して、(かかる日が結果的に投資先通貨()に関する予定外休日になることがあるという事実にかかわらず)かかる投資先通貨()に関する外国為替営業日であることが予定されていた日をいう。

投資先

下記の表の「投資先通貨()」の欄に記載された各通貨(以下、それぞれを「投資先通貨」という。)をいう。

=	投資先通貨()	外国為替ページ	外国為替相場決定時間
1	豪ドル	FXBench	14時(東京時間)
2	ブラジル・レアル	BRFR	およそ18時(サンパウロ時間)
3	インドネシア・ルピア	ABSIRFIX01	11時(シンガポール時間)
4	南アフリカ・ランド	FXBench	15時(ロンドン時間)

予定外休日

ある投資先通貨()に関して外国為替営業日ではなく、かつ関連する日のかかる投資先通貨()に関する2 予定外国為替営業日前の日において、ロンドン(豪ドルまたは南アフリカ・ランドについて)またはサンパウロ(ブラジル・レアルについて)もしくはジャカルタおよびシンガポール(インドネシア・ルピアについて)の現地時間午前9時より後の時間までに、市場が当該事実について(公衆への告知によって、またはその他の公に利用可能な情報を参照することによっては)知らなかった日をいう。

10. (a) 税務上の理由、違法性もしくは(本債券の要項に基づく)債務不履行による償還の場合に支払われる早期償還金額および/またはその計算方法:
- 各指定債券額面金額に関して、発行会社によって選定された日において当該指定債券額面金額の公正市場価値(関連する非合法性、違法性または禁止を考慮しない。)から、(債務不履行による早期償還の場合を除き)本債券に関して投資対象となっており、および/または関連するヘッジ取引および資金調達取引を手仕舞いする発行会社および/またはその関連会社の経費の比例部分を控除した金額を表示し、計算代理人によって算定される金額とし、また債務不履行による早期償還の場合において、本債券に関する債務を完全に履行することができると推定されている発行会社の財政状態は、一切斟酌されない。ただし、本債券が大券面によって表章されている限り、早期償還金額は、本債券の未償還の元本残高の総額に関して計算されるものとする。
- (b) 早期償還金額には未払利息に係る金額:
- 含まれる。未払利息に関して追加の金額は支払われない。
11. 本債券の形態:
- 記名式債券:
名義人としてのユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの名義において登録され、大券に記載される例外的な状況において正式券面と交換することができる大券面。
12. 計算代理人:
- 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディングに所在するシティグループ証券株式会社

シティグループ証券株式会社は、各営業日において、買呼値(関連する時点における本債券の市場価額に基づき、シティグループ証券株式会社が本債券を買付ける用意のある買付価格)を提示することにより本債券の流通市場を形成するために合理的な努力をすることを約している。

サブ・ファンドの投資目的が達成されるとの保証はない。

(2) 【投資対象】

前記「(1) 投資方針」の項を参照のこと。

(3) 【運用体制】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。管理会社は、信託証書に基づき、各サブ・ファンドの信託財産を構成する投資対象を運用する責任を有する。

管理会社は、管理会社が受託会社に対して当該委託が生ずる前または当該委託が生じた後合理的な期間内に当該委託について通知することを条件に、受託会社の事前の書面による承認を得ることなく、管理会社が決定する1以上の個人、団体または法人に対して、その権利、特典、権能、義務および裁量の全部または一部ならびに信託証書に基づくそのいずれかの職務の履行を(関連するサブ・ファンドの費用で)委託する権能および権限を有する。ただし、以下に掲げる事項をその条件とする。

- (a) 管理会社は、各委託先が信託証書の規定(適用ある範囲において)を遵守することを確保するために、あらゆる合理的な努力をする。
- (b) 適用ある法律によって要求される限りにおいて、管理会社は、当該委託先の作為または不作為についてかかる作為または不作為が管理会社自身のものであるかのように責任を負うが、その他当該委託先またはその再委託先の行為を監督することを義務付けられず、かつ、かかる損失が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行の結果として発生した場合を除き、委託先または再委託先の作為または不作為を理由としてトラスト(いずれかのサブ・ファンドを含む。)が被った損失について一切責任を負わない。
- (c) 当該者との書面による合意は、個別的に受託会社に対してではなく、関連するサブ・ファンドの信託財産のみに対して当該合意に基づく求償を制限する条項を含む。

管理会社は、いかなる場合または理由においても、信託財産またはそのいずれか一部が被ったまたはその収益について生じた損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。

管理会社は、トラストに関する潜在的債権者との取引においても、当該債権者に対して支払義務を負うもしくは将来その可能性がある債務、義務または負債を満足させるために、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産に対してのみ求償を有することを確保する。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負担しまたは当事者となった訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用(すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。)または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産より補償される。上記にかかわらず、

- (a) 管理会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、他のサブ・ファンドに関して被った債務に対して補償を受ける権利を有さない。
- (b) 管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。

管理会社は、受託会社に対して90日前(または受託会社が合意するより短い期間)の書面による通知を行うことにより退任することができる。管理会社が退任の意思を示した通知を行ってから60日以内に承継管理者が任命されていない場合、すべてのサブ・ファンドが終了する。

管理会社は、受託会社が信託証書に基づくその義務の重大な違反を行い、かつ(当該違反が治癒可能である場合に)当該違反の治癒を要求する管理会社による通知の受領から30日以内にこれを是正しない場合、受託会社に対して書面による通知を行うことにより、いつでも信託証書に基づくその任務から退く権利を有する。

管理会社が退任するかまたは解任された場合であって、かつかかる退任または解任の後受託会社が決定する期間内にあらゆる点において管理会社に代わる者として相応しい者であると受託会社が決定する後任の管理会社を受託会社が特定することができない場合、受託会社は、直ちに全受益者による集会を招集

する。当該受益者集会において、受益者は、受益者決議をもって管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名することができ、受益者は、受託会社に対して、その旨を書面により通知するものとする。当該通知後直ちに、受託会社は、追補信託証書により、望ましい後任の管理会社を管理会社として選任する。受益者が管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名しなかった場合、受託会社は、トラストを終了させることができる。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、香港で設立された会社であり、シティグループ・インクの間接完全子会社であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッドの完全子会社である。香港法第571章の証券先物法(以下「SF0」という。)第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

管理会社の取締役は以下のとおりである。

ジェレミー・デイビッド・コラード氏は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・アジア・リミテッドのマネージング・ディレクターである。コラード氏は、シティグループのアジア・パシフィック・ストラクチャード商品デスクのストラクチャラーであり、アジア太平洋の資産家および機関投資向けの広範囲な株式仕組商品の開発および締結に関与した。コラード氏は、2001年に地域的な株式デリバティブ顧問としてシティグループ・グローバル・マーケッツ・アジア・リミテッドに入社し、2003年に現在のストラクチャリング職に就いた。2001年のシティグループ入社以前、コラード氏は、リンクレイターズの金融市場およびデリバティブの分野における弁護士であり、デリバティブ、ストラクチャード商品および金融市場規則に関する広範囲な取引および顧問業務に従事した。コラード氏は、ブリストル大学の経済および政治学士号を有し、英国およびウェールズならびに香港で登録された事務弁護士(ソリシター)である。

シリル・トルブレウィッチ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィック地域の取締役兼アジア・パシフィック・マルチ・アセット・グループの長である。マルチ・アセット・グループは、資産家、個人、企業および機関顧客に対する投資商品および投資ソリューションの販売の考案、組成および手配を行う地域的投資ソリューションの基盤となる組織である。トルブレウィッチ氏は、グループ長の職務に就くまで、アジアの機関顧客および販売パートナーに対する新商品戦略の指揮をとり、受賞歴のある幅広いソリューション開発を監督していた。トルブレウィッチ氏は、2003年にロンドンのシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドにマルチ・アセット・デリバティブ・ストラクチャラーとして入社し、2007年にアジアに異動した。

ソン・リ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィック地域の取締役兼ポートフォリオ・マネジメント部門の長である。シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィック地域におけるリ氏の本職は、新規戦略および商品開発ならびにシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントの様々なファンドが投資しているポートフォリオの運用を日々監督することである。リ氏は、ウォール・ストリートおよびアジアにおいて18年以上の投資経験を有する。シティグループに入社する前は、ニューヨークおよび最近では香港のアライアンス・バーンスタイン・アセット・マネジメントにおいて、少数の主力商品で1,600億米ドルにのぼる運用資産額を監督するブレンド・ソリューション・チームでシニア・ポートフォリオ・マネジャーを務めた。アライアンス・バーンスタインに勤務する前は、ニューヨークのドイチェ・アセット・マネジメントおよびシティ・グループ・アセット・マネジメントでポートフォリオ管理および研究に関する様々な職務に携わっていた。

(4) 【分配方針】

サブ・ファンドは、受益者に対して、分配を行わない方針である。

(5) 【投資制限】

投資制限

管理会社は、直近の純資産価額の50パーセント以上を金融商品取引法に定義される「有価証券」(社債、国債、コマーシャル・ペーパー、証券投資信託の受益証券およびミューチュアル・ファンドの投資証券

など)(金融商品取引法第2条第2項後段の規定により有価証券とみなされる権利を除く。)およびかかる有価証券に関連するデリバティブに対して投資する。

管理会社は、サブ・ファンドのために以下に掲げることを行わない。

- (a) 自己取引を行い、または本人としての管理会社の取締役と取引を行うこと
- (b) 管理会社、または受益者以外の者の利益を図る目的で取引を行うこと
- (c) 株式関連の有価証券を取得し、または株式投資を行うこと
- (d) 空売りの結果、サブ・ファンドのために空売りされる有価証券の価額の総額が直近の純資産価額を超える場合に、空売りを行うこと
- (e) () 株式関連の有価証券に投資し、もしくは株式投資を行う契約型投資ファンド、または() 会社型投資ファンドに対して投資すること
- (f) サブ・ファンドによって保有される上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象の価額の合計が、当該投資対象の取得の結果、かかる取得の直後に直近の純資産価額の15パーセントを超えることとなる場合において、上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象を取得すること

サブ・ファンドが保有する投資対象の価格の変動、再構成または合併、サブ・ファンドの資産からの支払いまたは受益証券の買戻しなどの結果として上記の制限を超えた場合、管理会社は直ちに投資対象を売却する義務はない。しかしながら、違反が確認された後、合理的な期間内に、上記の制限を遵守するために、受益者の利益に配慮しつつ、合理的に実行可能な措置を講じるものとする。

借入れ

サブ・ファンドに関していかなる借入れも行われぬ。

3【投資リスク】

（１）リスク要因

投資者は、受益証券の価値が上昇することもあれば下落する可能性があることを認識すべきである。サブ・ファンドへの投資には重大なリスクが伴う。受益証券に流通市場が存在する可能性は低い。投資者は、サブ・ファンドにおけるその投資の重大な一部または全部を損失する場合もある。従って、各投資者は、サブ・ファンドへの投資のリスクに耐えることができるか否かを慎重に考慮すべきである。以下に掲げるリスク要因の記載は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。

流通市場の不在

受益証券に関して流通市場が形成されることは予定されない。従って、受益者は、後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（１）海外における買戻し」の項に定める手続および制限に基づく買戻方法によってのみその受益証券を処分することができる場合もありうる。関連する買戻通知の日付から関連する買戻日までの期間中にその受益証券の買戻しを請求する受益者によって保有される受益証券に帰属する純資産価額の減少に関するリスクは、買戻しを請求する受益者が被る。

投資目的および取引リスク

サブ・ファンドの投資ポートフォリオが、いずれかの期間（とりわけ短期）において、元本の成長を達成するとの保証はない。

投資者は、受益証券の価値が上昇することもあれば下落する可能性があることを認識すべきである。

サブ・ファンドへの投資には重大なリスクが伴う。管理会社は、潜在的な損失を最小限に抑えるよう企図された戦略を実行する予定であるが、当該戦略が成功するとの保証はない。

受益証券1口当たり純資産価格

当初費用および固定費引当金は、払込日（当日を含まない。）から2011年12月16日までの期間を通じて償却された。かかる償却の結果、受益証券1口当たり純資産価格は減少された。

純資産価額は、債券満期日または管理会社が「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（１）リスク要因、本債券に対する投資、本債券は、本債券1口当たり0.01米ドルを下回る金額で早期に償還される場合がある。」の項において記載される本債券が発行会社によって全額償還される日の後に決定する債券満期日より早い日（以下「終了日」という。）において、終了日（当日を含む。）までに発生した一切の固定費を計上した後の信託財産に残存する固定費引当金（もしあれば）に等しい金額（以下「未使用引当金」という。）が増加される。かかる未使用引当金は、終了日の時点において発行済の受益証券間で配分される。終了日より前に受益証券の買戻しを行った受益者は、かかる未使用引当金に対する持分を受け取ることはなく、また仮にその保有する受益証券が終了日以後に買い戻されたとすれば受益者が負担するであろう分よりも過度に高い比率の固定費引当金を負担する。

本債券の買呼値の上昇の結果として受益証券1口当たり純資産価格が上昇するとの保証は一切ない。同様に、本債券の価額もしくは買呼値の上昇（または下落）の割合に相当する割合により受益証券1口当たり純資産価格が上昇（または下落）するとの保証は一切ない。

外国為替レートの変動

サブ・ファンドの基準通貨が米ドルであるため、金融資産が米ドル以外の通貨で評価される投資者は、外国為替相場の変動の影響を受ける。よって、ある受益者による受益証券の保有の価値は、米ドル建てによる受益証券1口当たり純資産価格が上昇した場合であっても、当該受益者の金融資産が評価される通貨へ換算された際に下落することがある。

早期買戻し

受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの存続期間中において10米ドルを下回る場合があり、したがって、2014年1月10日より前に買い戻される受益証券の買戻価格は、10米ドルを下回る場合がある。さらに、2011年12月16日より前に行われる受益証券の買戻しについては、「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（１）海外における買戻し」の項に定める臨時費用が課せられる。

政治および規制上のリスク

サブ・ファンドの資産の価額は、政治的不安、政府政策および課税の変更、外国投資および通貨の本国送金の制限ならびに適用ある法律および規制における他の動向などの不確実性の影響を受ける場合がある。

信用リスク

サブ・ファンドは、支払不能、破産またはその他の要因のいずれによるものかにかかわらず、本債券に関する発行会社の義務の履行不能に関するリスクの影響を受ける。投資者は、金融およびビジネスに関する事項についての知識および経験ならびに信用リスクを評価する専門的知見を有しなければならず、またシティグループ・インクに関連する信用リスクを含む本債券に対する投資の長所、リスクおよび適合性を評価する能力を持たなければならない。また、シティグループ・インクの知れている信用の質の悪化は、本債券の市場価額に対して負の影響を与えることがある。

サブ・ファンドの実績の欠如

サブ・ファンドは、その投資プログラムを開始するところであり、運用歴または実績記録を有さない。管理会社が運用する投資ファンドの過去の実績は、必ずしもサブ・ファンドの将来の結果を予示するものではない。

各投資家は、投資アドバイザー、銀行または証券会社から独立した投資助言を受けるべきである。

これらのリスク要因は、投資アドバイザーまたは投資家の銀行による独立した助言に代わるものではなく、これらの助言はいかなる場合においても買付けの決定前に得るべきである。本書に含まれる情報は、投資家の要件、投資目的、経験、知識および状況に合わせてなされる独立した助言に代わるべきものとはなり得ないため、投資決定は、これらのリスク要因のみに依拠して行われるべきではない。

本債券に対する投資

本債券は、デリバティブを組み込んだ仕組み商品であり、サブ・ファンドによる本債券に対する投資はリスクを伴う。投資リスクに関する以下の記載は、本債券に対する投資に関連するすべてのリスクを網羅した説明を目的とするものではない。

本債券は、適合的な投資対象ではない場合がある。

本債券に対する投資は、以下のすべてを満たす投資者が適合する。

- (a) 本債券に対する投資の利点およびリスクを評価するため、金融および事業に関する事項について必要な知識と経験を有している投資者
- (b) 3年に及ぶ期間中、本債券に対する投資による経済的リスクを負担することができる投資者
- (c) 自己の財務状態において、本債券に対する投資によるリスクを引受ける用意のある投資者

投資予定者は、各自の固有の状況において、本債券に対する投資が適切なものか否かを判断しなければならず、また本債券に対する投資の結果を判断するため各自の法律、ビジネスおよび税務に関する専門家と相談すべきである。

債券満期日より前の本債券の評価

本債券の価額およびその価格においてシティグループ証券株式会社が本債券を買付ける用意のある対応する買呼値は、各投資先通貨の米ドルに対する為替相場および米ドル金利を含む(ただし、これらに限られない。)数多くの考慮要素に基づく。

本債券の価額は、投資先通貨の価値や、償還金額の算定には明示的に用いられていない要素(例として、米ドル金利)を含む数多くの要素により変動が激しくなることがある。これら様々な要素の相互作用により、本債券の価額は、予測困難な態様で変動することがある。さらに、1つの要素の変化が持つ本債券に対する正の効果が他の要素の変化による負の効果によって減殺されることがある。

債券満期日より前において、本債券の価額または本債券の買呼値がいずれかの時点において、()米ドルに対するオーストラリア・ドル、ブラジル・レアル、インドネシア・ルピアおよび南アフリカ・ランドの為替相場による均等に加重された正の増加(もしあれば)の連動率を乗じた実勢増加割合に等しい割合により、本債券の元本金額を上回り、または()当該為替相場による均等に加重された正のリターン(もしあれば)の上昇(または下落)に伴って上昇(または下落)するとの保証はない。

最終条件決定日において、本債券は、本債券1口当たり0.01米ドルを上回る償還ができない場合がある。

最終条件決定日において、米ドルに対するオーストラリア・ドル、ブラジル・レアル、インドネシア・ルピアおよび南アフリカ・ランドの為替相場のいずれもが当初条件決定日時点におけるそれぞれの価額と比較して上回ることができなかつた場合、たとえ本債券の期間中においてこれらの為替相場いずれかまたはそのすべてが当初条件決定日時点におけるそれぞれの価額と比較して上回ったとしても、債券満期日において支払われる金額は0.01米ドルに留まる。

本債券のリターンは、同等の信用および満期を有する標準的な債務証券のリターンを下回る場合がある。

本債券の満期時の支払いは、市況に応じて変動する投資先の為替相場に連動する。その結果、本債券の実効利回りは、類似の信用格付を有し、満期を同じくする通常の固定利付債務証券について支払われる実効利回りを下回る場合がある。

本債券の売却により実現される金額は、本債券1口当たり0.01米ドルを下回る場合がある。

管理会社が、受益証券の買戻しの資金を調達する目的で、債券満期日前に本債券を売却する場合、当該売却により受領される金額は本債券1口当たり0.01米ドルを下回る場合がある。とりわけ、その他のすべての状況が一定であるとの前提の上で、特定の要因の変動による本債券の市場価格に及ぼすべき影響として管理会社が予測している事項が以下の項目において記載されている。

投資先通貨の為替相場

他の一切の条件が同じである場合、各投資先通貨に対する米ドルの上昇の結果、本債券の価額が下落することになる可能性がある。

金利

管理会社は、本債券の市場価格が米ドルの金利の変動により影響を受けると予測している。他の一切の条件が同一である場合において、関連する米ドルの金利が上昇すると、本債券の価額は下落する。米ドルおよび/またはある投資先通貨の金利は、米ドルに対する投資先通貨の為替相場にも影響を及ぼすことがあり、それが(上記の理由のため)本債券の価額にも影響を及ぼす可能性がある。

米ドルの関連する金利の上昇等の上記のいずれかの要因による影響が、米ドルに対するある投資先通貨の上昇等他の要因による本債券の価額における変動の一部またはすべてを相殺する場合があることを理解することは重要である。

外国為替相場に影響する要因

投資者は、投資先通貨の為替相場および外国為替相場一般について精通しているべきである。投資者は、とりわけ世界的および地域的な経済、金融および政治の動向が投資先通貨の為替相場に重大な影響を及ぼし得ることを理解するべきである。

本債券は、本債券1口当たり0.01米ドルを下回る金額で早期に償還される場合がある。

本債券は、以下の二つの状況において早期償還の対象となる。

- (a) 課税上の理由または違法性による早期償還
- (b) 債務不履行事由

これらの状況において、本債券は当初の投資全額の返還を行わない場合がある。本債券がこのような早期償還される場合、発行会社は、各本債券の保有者に対して、各本債券に関して、計算代理人によって算定されるところにより、当該本債券の公正な市場価格に等しい金額から発行会社および/またはその関係会社の投資対象となっている関連するヘッジ取引の手仕舞いに係る比例経費を控除した金額を支払う。投資者に返還される金額がサブ・ファンドによる関連する本債券への当初の投資以上になるとの保証はない。本債券は、流動性に欠ける投資対象であり、本債券を債券満期日まで保有する用意のある投資者のみにしか適合しない。受益証券の買戻代金の支払いは、本債券の買付けのための約束を履行するシティグループ証券株式会社に依拠することがある。

本書において開示されているものを除き、本債券の流通市場の存在について、表明は一切行われていない。シティグループ証券株式会社は、各営業日において、買呼値（関連する時点における本債券の市場価格に基づき、シティグループ証券株式会社が本債券を買付ける用意のある買付価格）を提示することにより本債券の流通市場を形成するために合理的な努力をすることを約している。本債券に関して他には買い手がいない場合もある。提示される買呼値（もしあれば）は、本債券の残存期間および元本金額の残高、外国為替相場、金利ならびに信用スプレッドを含む（ただし、これらに限られない。）多くの要因により影響を受ける。

本債券は、利益相反の対象となる。

本債券は、シティグループ証券株式会社が本債券について計算代理人として行為し、また、かかるサービスおよび本債券に関連して提供するその他のサービスに対する報酬を受領するという事実を含む（ただし、これらに限られない。）利益相反の対象となる。

計算代理人の裁量

計算代理人は、本債券の要項に定める計算を実行することおよび本債券に係る一定の決定を行うことにつき単独かつ絶対的な裁量を有する。計算代理人は、誠実に行為するという一般的な業務を負ってはいるが、本債券の要項においては計算代理人に対して本債券の投資者の最良の利益を考慮して行為することについて何らの明示的な契約上の義務も課してはならず、投資者は、計算代理人によりなされる決定が本債券の財務上のリターンに対して予期しない悪影響を及ぼすおそれがあることを認識すべきである。計算代理人によって行使されたかかる裁量またはこれによって行われた計算は、（明白な誤りがない限り）発行会社および本債券の投資者に対して拘束力を有する。

本債券の要項の概要

本書に記載される本債券の要項の概要は、概要に過ぎない。本書に記載される本債券の要項の概要と、本債券の要項との間に相違がある場合、本債券の要項が優先する。

以上のリスク要因の記載は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。投資予定者は、サブ・ファンドへの投資を行うか否かを決定する前に、本書をすべて読了すべきである。

(2) リスクに対する管理体制

リスク管理、投資運用の査定および法務管理

管理会社は、定期的にサブ・ファンドのポートフォリオのリスク要因を討論し、サブ・ファンドが過度なリスクにさらされていないかを検討するためにポートフォリオを検討する委員会を開催する。サブ・ファンドの投資哲学および投資方針に関する事項は、サブ・ファンドの投資運用に関する目論見書の他の一切の関連する事項とともに、管理会社およびサブ・ファンドの管理事務代行会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社によって常に監視され、かつ統制されている。

リスクの管理体制

サブ・ファンドに固有のリスクは、管理会社の取締役会によって管理される。とりわけサブ・ファンドの唯一の投資対象である本債券の発行会社の財政状態については、本債券の発行会社であるシティグループ・インクに関し公表され入手可能な情報(財務書類および年次報告書、プレス・リリースおよびメディアで報道されるニュースならびに各種機関によって公表されるアナリスト・レポートを含むがこれに限定されない。)に基づき定期的に精査される。

規制および投資制限の遵守はまた、管理事務代行契約に基づきサブ・ファンドに対して一般的な管理事務(会計および評価サービスならびに年次報告書および半期報告書の作成を含む。)を提供する管理事務代行会社の協力を得て、管理会社の取締役会によって監督される。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

該当事項なし。

日本国内における申込手数料

各投資者からの申込金額に加えて、販売会社は、各投資者から受領する申込金額に基づき、各投資者から受領する当該申込金額に対する2.10パーセント（税抜2.00パーセント）の割合による申込手数料を徴収する。

（注）管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができる。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

払込日後から最初の買戻日（2011年12月16日）前までに到来する債券買取日であるいずれかの日において行われる受益証券の買戻しについては、管理会社によって誠実に計算される臨時費用が課せられる。ただし、かかる臨時費用は、買い戻される各受益証券の1口当たり申込価格の2パーセントを超えてはならず、当該費用は、関連する受益証券に係る未償却の当初費用の比例按分分を計上するために用いられる。

本書の日付現在、日本の消費税は、臨時費用には課されない。

日本国内における買戻し手数料

払込日後から最初の買戻日（2011年12月16日）前までに到来する債券買取日であるいずれかの日において行われる受益証券の買戻しについては、管理会社によって誠実に計算される臨時費用が課せられる。ただし、かかる臨時費用は、買い戻される各受益証券の1口当たり申込価格の2パーセントを超えてはならず、当該費用は、関連する受益証券に係る未償却の当初費用の比例按分分を計上するために用いられる。

本書の日付現在、日本の消費税は、臨時費用には課されない。

(3)【管理報酬等】

受託会社の報酬

受託会社は、サブ・ファンドの信託財産から、払込日（当日を含まない。）から償還日（当日を含まない。）までの期間中、年額1万米ドルの受託報酬を受領する権利を有し、毎四半期に後払いで支払われる。

平成24年10月31日に終了した会計年度中の上記受託会社報酬は、3,858.29米ドルであった。

サブ・ファンド特別報酬および管理会社の報酬

管理会社は、10米ドルに債券満期日または「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、本債券に対する投資、本債券は、本債券1口当たり0.01米ドルを下回る金額で早期に償還される場合がある。」の項において記載される本債券が発行会社によって全額償還されるこれよりも早い日（いずれか早い方）までのサブ・ファンドの存続期間中の各暦日における発行済受益証券の口数を乗じた積の払込日（当日を含まない。）から債券満期日（当日を含まない。）まで年率0.67パーセントに相当する金額の報酬をサブ・ファンドから受領することができる（以下「サブ・ファンド特別報酬」という。）。

平成24年10月31日に終了した会計年度中の上記サブ・ファンド特別報酬はなかった。

管理会社は、サブ・ファンド特別報酬から、払込日（当日を含まない。）から債券満期日または「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、本債券に対する投資、本債券は、本債券1口当たり0.01米ドルを下回る金額で早期に償還される場合がある。」の項において記載される本債券が発行会社によって全額償還されるこれよりも早い日（いずれか早い方）（当日を含まない。）までの期間中、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる、10米ドルに発行済受益証券の口数を乗じた合計金額に対する年率0.3パーセントの料率による管理会社報酬を留保する権利を有する。

平成24年10月31日に終了した会計年度中の上記管理会社報酬は、131,289.32米ドルであった。

管理会社が受領するサブ・ファンド特別報酬の残額は、サブ・ファンドが負担し、またはサブ・ファンドのために負担される以下に記載の報酬および費用に充当するため用いられる。

管理事務代行会社の報酬

管理事務代行会社は、払込日（当日を含まない。）から債券満期日または「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、本債券に対する投資、本債券は、本債券1口当たり0.01米ドルを下回る金額で早期に償還される場合がある。」の項において記載される本債券が発行会社によって全額償還されるこれよりも早い日（いずれか早い方）（当日を含まない。）までの期間中、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる、10米ドルに発行済受益証券の口数を乗じた合計金額に対する年率0.09パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。管理事務代行会社の報酬は、管理会社に対して支払われるサブ・ファンド特別報酬から支払われる。

平成24年10月31日に終了した会計年度中の上記管理事務代行会社の報酬は、39,384.10米ドルであった。

保管会社の報酬

保管会社は、払込日（当日を含まない。）から債券満期日または「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、本債券に対する投資、本債券は、本債券1口当たり0.01米ドルを下回る金額で早期に償還される場合がある。」の項において記載される本債券が発行会社によって全額償還されるこれよりも早い日（いずれか早い方）（当日を含まない。）までの期間中、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる、10米ドルに発行済受益証券の口数を乗じた合計金額に対する年率0.01パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。保管会社の報酬は、管理会社に対して支払われるサブ・ファンド特別報酬から支払われる。

平成24年10月31日に終了した会計年度中の上記保管会社の報酬は、4,376.46米ドルであった。

代行協会員の報酬

代行協会員は、払込日（当日を含まない。）から債券満期日または「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、本債券に対する投資、本債券は、本債券1口当たり0.01米ドルを下回る金額で早期に償還される場合がある。」の項において記載される本債券が発行会社によって全額償還されるこれよりも早い日（いずれか早い方）（当日を含まない。）までの期間中、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる、10米ドルに発行済受益証券の口数を乗じた合計金額に対する年率0.03パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。代行協会員の報酬は、管理会社に対して支払われるサブ・ファンド特別報酬から支払われる。

平成24年10月31日に終了した会計年度中の上記代行協会員の報酬は、13,129.38米ドルであった。

販売会社の報酬

販売会社は、払込日（当日を含まない。）から債券満期日または「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、本債券に対する投資、本債券は、本債券1口当たり0.01米ドルを下回る金額で早期に償還される場合がある。」の項において記載される本債券が発行会社によって全額償還されるこれよりも早い日（いずれか早い方）（当日を含まない。）までの期間中、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる、10米ドルに発行済受益証券の口数を乗じた合計金額に対する年率0.24パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。販売会社の報酬は、管理会社に対して支払われるサブ・ファンド特別報酬から支払われる。

平成24年10月31日に終了した会計年度中の上記販売会社の報酬は、105,031.54米ドルであった。

（4）【その他の手数料等】

設立費用

サブ・ファンドの設立および受益証券の募集に関する経費および費用（以下「当初費用」という。）は、9万米ドルであり、これは2011年12月16日までに費用計上された。サブ・ファンドの継続的な運営に関連する知っている将来の反復する固定費のための引当金（以下「固定費引当金」という。）も2011年12月16日までにかかる経費を計上するために計上され、かかる経費は発生するごとに支払われた。かかる固定費引当金では上記の反復する固定費のすべてをまかなうのに不十分な場合に限り、管理会社は不

足額を支払う。サブ・ファンドが2014年1月10日以前に終了した場合、純資産価額は、未使用引当金(もしあれば)の金額が調整され、かつ増額される。

その他の費用

受託会社は、関連するサブ・ファンドの信託財産からのみ、受託会社、管理会社またはその他により負担される、以下のいずれか(またはすべて)を含むがこれらに限定されない当該サブ・ファンドの設立、運用、管理および維持に関するすべての費用を支払い、またはその支払いを確保することができる。

(a) 当該サブ・ファンドの設立、登録または存続に関して受託会社または管理会社が負担するすべての正当な経費および費用、(b) すべての合理的な法律、監査、会計および税務費用ならびに当該サブ・ファンドに関して提供されたサービスに関するすべてのその他の専門家およびその他の手数料、(c) 受託会社および/または管理会社と当該サブ・ファンドの受益者との関係より発生するすべての経費および費用(当該サブ・ファンドの受益証券の名義書換ならびに当該サブ・ファンドの受益者に対する通達および通知を含むがこれに限定されない。)ならびに受託会社および/または管理会社と第三者との関係より発生するすべての経費および費用、(d) 当該サブ・ファンドに関する年次報告書および半期の未監査報告書ならびにそれに添付される報告書または文書ならびに受託会社または管理会社が当該サブ・ファンドの受益者に対して行うその他の通信の作成、印刷および郵送またはその他発送において正当に発生したこれに付帯するすべての合理的な費用、(e) 英文目論見書または当該サブ・ファンドの受益証券の公募に関する英文目論見書の関連する補遺または当該サブ・ファンドに関する情報を投資予定者に提供する内容説明書または類似文書の作成および印刷において発生する経費、(f) 当該サブ・ファンドの純資産価額の計算および詳細の提供に関する費用、(g) 受益者集会の招集および開催において発生するすべての費用、(h) ファンドもしくは当該サブ・ファンドまたは当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象に対する権原証書の安全な保管に関する追補信託証書、契約書またはその他の文書に関して、またはこれらの作成において発生するすべての費用、(i) 当該サブ・ファンドに関する預金または貸付におけるもしくはこれに付帯するあらゆる性質のすべての合理的な費用、(j) 当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の取得または換金に関して支払うべき印紙およびその他の課徴金、税金、政府の課税、仲介手数料、譲渡手数料、登録料ならびにその他の手数料、(k) 当該サブ・ファンドまたはその代理人によるすべての借入に係る利息ならびに当該借入の手配に関するまたこれより発生する手数料および費用、(l) 当該サブ・ファンドがいずれかの法域の政府もしくはその他の当局またはその機関に対して支払うべきすべての税金および法人手数料、(m) 宣伝または広告費用(もしあれば)、(n) 郵便、電話およびファックスに係る経費ならびにその他のすべての運営費用、(o) 当該サブ・ファンドの運営、管理または宣伝に関して選任されたサービス提供者(管理事務代行会社、保管会社または販売会社を含むがこれらに限られない。)に対して受託会社または管理会社のいずれかが支払義務を負うすべてのもしくはいずれかの報酬、経費または費用、(p) 当該サブ・ファンドの投資対象の取得、保有および/または処分に関して発生する債務、経費および費用(手数料、謝礼、運用コンサルタントの報酬または類似の支払いを含むがこれらに限られない。)、(q) 当該サブ・ファンドの通常業務および/または運用一般に関して発生する債務、経費および費用、(r) 関連する信託財産の清算においてもしくはこれに関してまたはその他当該サブ・ファンドの終了において発生する債務、経費および費用、および(s) 受託会社または管理会社が信託証書に基づくそれぞれの義務に関してトラストに関して正当に負担するいずれかの支出または立替費用。特定のサブ・ファンドのみに帰属するものではないと管理会社が判断するいずれかの上記の費用は、通常、各サブ・ファンドの当該時の純資産価額に基づきまたは管理会社が随時特定の場合に決定するその他の基準においてサブ・ファンドの信託財産間で配分される。

平成24年10月31日に終了した会計年度中の上記 および に記載された費用、経費、手数料、報酬の合計は、39,017.38米ドルであった。

(注) サブ・ファンドは、その継続運用に関連して、サブ・ファンドの存続期間にわたって将来経常的に発生することが判明している固定費に対する引当金を計上した。毎日の純資産価額の計算上、管理事務代行会社は、これらの費用を計上している。また、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠し、これらの費用は財務書類上に表示される純資産価額から除外されている。また、上記の報酬額は、正式に公表された純資産価額に基づき計算されている。管理事務代行会社によって報告された純資産価額と財務書類上の純資産価額との調整は、純資産

計算書に含まれている。従って、上記「(3) 管理報酬等」および「(4) その他の手数料等」に記載される報酬額は、財務書類の数値とは一致していない。

(5) 【課税上の取扱い】

投資者は、適用ある法域の関連の法律に基づく受益証券の取得、保有、買戻しの請求、譲渡または売却が当該投資者に与える効果(税務上および規制上の効果ならびに為替管理規制を含む。)に関して、各自の専門家の顧問と相談すべきである。投資者に対する当該効果(適用可能性を含む。)および税金控除の金額は、投資者の国籍、住所、本籍または設立を有する国の法律および慣行ならびに各自の個人的な状況によって異なる。

ケイマン諸島の課税に関する以下の記載は、本書の日付の時点においてケイマン諸島で有効な法律および慣行に関して管理会社が受けた助言に基づくものである。投資者は、課税の水準および基準が変動する場合があります。また税金控除の金額が納税者の個人的な状況に依拠する旨を認識すべきである。

(A) 日本

平成25年2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 日本の個人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、源泉分離課税となり、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。この場合支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱いられ、個人の受益者の売買益については課税されない。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) サブ・ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 日本の個人受益者についてのサブ・ファンドの分配金は、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)に係る配当課税の対象とされ、10.147%(所得税7.147%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成26年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたサブ・ファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者については、サブ・ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)に対して、所得税のみ7.147%の税率による源泉徴収が行われる(平成26年1月1日以後は15.315%、平成50年1月1日以後は15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、10.147%(所得税7.147%、住民税3%)

の税率による源泉徴収が行われる(平成26年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限り。)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたサブ・ファンドの分配金に限り。)との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

平成25年2月末日現在では、サブ・ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府はトラスト、サブ・ファンドまたは受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。またケイマン諸島が当事者となっているトラストに関する支払いに適用されるいかなる国との間の二重課税防止条約はない。本書の日付の時点において、ケイマン諸島には為替管理が存在しない。

トラストは、信託法第81条に従って、ケイマン諸島総督より保証書を受領している。かかる保証書には、トラストの設定の日付から向こう50年間にケイマン諸島でその後制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続税的な性格を有する租税を課す法律は、トラストを構成する資産もしくはトラストに帰因する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連して受益会社または受益者には適用されないことが明記されている。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに印紙税は課されない。

(C) 香港

管理会社の活動を理由としてトラストが香港において恒久的施設を有するとみなされる場合があるが、トラストが営業地を香港に置くことは想定されていない。かかる事実により、トラストがケイマン諸島の法律に基づき、同法に準拠して設定されるにもかかわらず香港歳入庁によって香港の収益税の課税対象に該当するとはみなされない旨の保証が付与されているとはいうことができない。香港の収益税の潜在的負担を最小化する方法により、トラストの活動が実行され、および管理されることが想定されている。

香港は、(a) 香港に源泉を有し、および(b) 香港において実行された取引、事業または職務に帰せられる収益に対して、16.5パーセントの固定税率による収益税を課す。投資対象の売却により生じたキャピタル・ゲインは、原則として香港の課税目的において収益とはみなされず、それゆえ香港の課税の対象とはならない。しかしながら、単純な投資活動とは対照的に、香港において実行される取引活動によって生じたとみなされる収益は、潜在的に香港の収益税の課税対象となる。

歳入(オフショア・ファンドについての収益税免除)規則(以下「規則」という。)は、2006年3月10日に発効した。規則に基づき、トラストは、規則に基づく特定の要件を満たすことを条件として、一定の取引に関する潜在的な収益税の義務を免除されることになる。

(D) 米国の課税

受益証券を買付けることにより、各投資者は、各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人ではないことおよび各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人に対して受益証券を譲渡しないことを表明する。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(平成25年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
ミディアム・ターム・ノート	アメリカ合衆国	41,829,048.30	99.62
現金・その他の資産(負債控除後)		161,629.01	0.38
合計 (純資産総額)		41,990,677.31 (約3,885百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) サブ・ファンドは、その継続運用に関連して、サブ・ファンドの存続期間にわたって将来経常的に発生することが判明している固定費に対する引当金を計上した。毎日の純資産価額の計算上、管理事務代行会社は、これらの費用を計上している。また、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠し、これらの費用は財務書類上に表示される純資産価額から除外されている。管理事務代行会社によって報告された純資産価額と財務書類上の純資産価額との調整は、純資産計算書に含まれている。従って、本「5 運用状況」に記載される純資産総額および1口当たり純資産価格は、財務書類の数値とは一致していない。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成25年2月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	簿価 (米ドル)	額面 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	CITIGROUP FD INC FX LKD 10DEC13 S13	アメリカ 合衆国	ミディア ム・ター ム・ノー ト	0.67	2013/12/10	42,318,213.26	42,621,814.04	41,829,048.30	99.62

【投資不動産物件】

該当事項なし(平成25年2月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(平成25年2月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および平成25年2月末日までの期間における各月末の純資産の推移は、次の通りである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(百万円)	(米ドル)	(円)
第1会計年度末 (平成23年10月末日)	43,809,172.61	4,053	9.84	910
第2会計年度末 (平成24年10月末日)	42,486,136.08	3,930	9.78	905
平成24年3月末日	42,265,327.73	3,910	9.64	892
4月末日	42,030,508.48	3,888	9.61	889
5月末日	41,774,025.15	3,865	9.55	883
6月末日	41,965,105.40	3,882	9.60	888
7月末日	42,287,898.82	3,912	9.68	895
8月末日	42,231,444.62	3,907	9.68	895
9月末日	42,607,016.62	3,942	9.78	905
10月末日	42,486,136.08	3,930	9.78	905
11月末日	42,154,998.80	3,900	9.77	904
12月末日	42,217,614.07	3,906	9.80	907
平成25年1月末日	42,058,216.46	3,891	9.79	906
2月末日	41,990,677.31	3,885	9.81	908

【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

計算期間	収益率 ^(注)
第1会計年度	-1.60%
第2会計年度	-0.61%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 各会計年度末現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)(第1会計年度の場合、当初発行価格である10米ドル)

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は以下のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	4,451,720.966 (4,451,720.966)	(0.000)	4,451,720.966 (4,451,720.966)
第2会計年度	0 (0)	108,690.622 (108,690.622)	4,343,030.344 (4,343,030.344)

(注1) ()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

(注2) 上記「(4)販売及び買戻しの実績」における第2会計年度の買戻口数および発行済口数の数値は財務書類と異なる。

財務書類の基準時点が平成24年10月31日であるのに対し、上記数値の基準時点は平成24年10月26日であるためである。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

受益証券の当初募集後、追加募集は行われぬ。

受益証券の様式

すべての受益証券は、記名式受益証券である。受益者の権原は、受益証券の券面ではなく、受益者名簿への記載により証明される。

（2）日本における販売

日本においては、平成22年10月19日付有価証券届出書「第一部 証券情報、（7）申込期間」に記載される申込期間中の日本における営業日に、同「第一部 証券情報」に従い、受益証券の申込みが行われた。その後、申込みの取扱いは行われぬ。

2【買戻し手続等】

（1）海外における買戻し

以下に定めるところに従い、受益証券は、各買戻日において受益者の任意により買戻されることのできる。

疑義を避けるため付言すると、受益証券は、受益者の任意により2011年12月16日より前に買戻されることはない。

受益証券の買戻しを希望する受益者は、記入済の買戻通知または管理事務代行会社が随時決定するその他の通知を、関連する買戻日に関する買戻申込日の午後6時（東京時間）までに管理事務代行会社によって受領されるように送付しなければならない。最後の買戻申込日は、最後の買戻日（2014年1月9日以前の最後の営業日となる。）の3営業日前となる。

原則として、受益者は、各買戻日においてのみその受益証券の買戻しを請求することができるが、受益証券の買戻しは、当該受益証券の関連する受益者または実質保有者に関して以下に掲げるいずれかの事由が発生した場合、債券買取日であるいずれかの日において認められる場合がある。

- （a）当該受益者または実質保有者の死亡
- （b）当該受益者または実質保有者の資産の重大な一部が自然災害または不可抗力により損失した場合
- （c）当該受益者または実質保有者について破産手続が開始された場合
- （d）当該受益者または実質保有者が疾病により生計を維持できない場合
- （e）上記（a）から（d）に定める事由に類似すると管理会社が判断するその他の事由（火災、事故または失業等）が発生した場合
- （f）当該受益者または実質保有者が法人または機関である場合に、重大な事由（破産、クレジット・デフォルトまたは類似の事由など）が発生したと管理会社が判断した場合

払込日後から最初の買戻日（2011年12月16日）前までに到来する債券買取日であるいずれかの日において行われる受益証券の買戻しについては、管理会社によって誠実に計算される臨時費用が課せられる。ただし、かかる臨時費用は、買戻される各受益証券の1口当たり申込価格の2パーセントを超えてはならず、当該費用は、関連する受益証券に係る未償却の当初費用の比例按分を計上するために用いられる。

いずれの受益者も、管理会社または管理事務代行会社が別段に同意しない限り、一旦提出した買戻通知を撤回することはできない。

受益者がいずれかの買戻日に買戻すことのできる受益証券の最小口数は、1口以上1,000分の1口単位である。ただし、受益者が保有する受益証券の総計が1口に満たない場合、保有者はその全部を買戻しに供することができる。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、その絶対的な裁量において、いずれかの受益者に対する買戻代金の支払いによって、関連する法域においていずれかの者がマネー・ロンダリング防止に関する法律に抵触または違反する結果となる疑いがあると判断しもしくはその旨の助言を受けた場合、またはかか

る支払いの拒絶が、受託会社、管理会社または管理事務代行会社による関連する法域のマナー・ロンダリング防止に関する法律の遵守を確保するのに必要である場合、当該受益者に対する買戻しの支払いを拒絶することができる。

買戻価格

買戻しが行われるいずれかの受益証券の受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日における受益証券1口当たり純資産価格から上記の臨時費用を控除した金額とする。

本書の日付現在、日本の消費税は、臨時費用には課されない。

決済

管理事務代行会社は、適用ある本債券の売却代金が受領されることを条件として、通常、買戻代金(送金費用の控除後)を、関連する買戻日から4営業日以内に基準通貨により受益者の指図に応じて電信送金する。受託会社または管理会社のいずれも、かかる手続に従った結果として発生する損失につき責任を負わない。買戻代金は、関連する買戻日から実際の支払いまでの期間に関して利息を付されない。

一時停止

受託会社は、管理会社と協議の上、「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(1)資産の評価、(ロ)純資産価額の算定の一時停止」の項に記載される一定の状況において、受益証券の買戻しを停止することができる。いずれの受益証券も、かかる停止期間中に買い戻されることはない。

強制買戻しおよび譲渡

受託会社は、いつでも影響を受ける受益者に対して事前の書面による通知を行うことにより、適用ある買戻価格(送金費用の控除後)により、関連する買戻日において、当該受益者によって保有されるすべてのまたはいずれかの受益証券を買い戻すことができる。かかる強制買戻しは、以下に掲げる状況において行われることができる。

- (a) 受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識することについて理由がある場合。
 - (i) いずれかの国、政府、司法または財務当局の法律、規制または法的拘束力を有する要件に違反する者
 - () 関連するサブ・ファンドについて適格投資家でない者、または関連するサブ・ファンドに関する適格投資家でない者の利益のために受益証券を取得した者
 - () 受託会社または管理会社の意見において関連するサブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が本来であれば負うはずのない納税責任を負い、または法律上、金銭上、規制上もしくは重大な運営上、結果的に不利益を被ることになると受託会社または管理会社が判断する状況下にある者
- (b) 受益証券が、受益者に対して、前記「第一部 ファンド情報、第4 外国投資信託受益証券事務の概要、(八)受益者に対する特典、譲渡制限」の項に要約される信託証書の適用ある規定に違反して譲渡された場合。

(2) 日本における買戻し

「買戻日」とは、() 2011年12月16日(当日を含む。)から2013年11月22日(当日を含む。)までの毎金曜日(かかる日が債券買取日ではない場合、買戻日は債券買取日である直後の日となる。)および() 債券満期日(当日を含む。)から2014年1月9日(当日を含む。)までの各営業日をいう。

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、かかる買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる(2011年12月16日より前に受益証券を買い戻す場合、前記「(1) 海外における買戻し、買戻価格」の項に記載の臨時費用が控除される。)

受益者がいずれかの買戻日に買い戻すことのできる受益証券の最小口数は、1口以上1,000分の1口単位である。ただし、受益者が保有する受益証券の総計が1口に満たない場合、保有者はその全部を買戻しに供することができる。

日本の受益者は、関連する買戻日の3営業日前(買戻申込期限)の午後3時(東京時間)まで(半日営業日の場合は午前11時(東京時間)まで)に販売会社に通知を行うことにより、受益証券の買戻しを請求することができる。買戻請求は当該買戻申込日の午後6時(東京時間)までに管理事務代行会社に申込まなければならない。

販売会社が買戻しの注文を確認した日を日本における約定日といい、通常、買戻日の翌々営業日である。

日本の投資者に対する買戻代金の支払いは、通常、日本における約定日(同日を含む。)からの2営業日後の日本における2営業日後の日に行われる(日本における受渡日)。したがって、関連する買戻日から2週間程度で受益者の口座へ入金される予定である。

買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従って、米ドルにより行われるものとする。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(イ) 純資産価額の算定

管理事務代行会社は、純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格を、サブ・ファンドの基準通貨により、各評価日の営業終了時に計算する。管理事務代行会社は、当該受益証券1口当たり純資産価格を翌営業日に公表する。

純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の算定において、管理事務代行会社は、以下の評価方針および手続に従う。

- (a) 店頭市場商品は、管理会社が管理事務代行会社と協議の上、適切とみなす取引業者から受領する気配に基づき管理会社の誠実な裁量により評価される。
- (b) 短期金融市場商品および銀行預金は、取得価額に経過利息を加えた額で評価される。
- (c) 特定可能な市場価額のない資産および負債を含むその他一切の資産および負債は、管理事務代行会社と協議の上、管理会社の誠実な裁量により評価される。

(ロ) 純資産価額の算定の一時停止

受託会社は(管理会社と協議の上)、以下に掲げる状況において、いずれかのサブ・ファンドの純資産価額または受益証券1口当たり純資産価格の決定、ならびに/またはいずれかのサブ・ファンドの受益証券の発行および/もしくは買戻しを停止することができる。

- (a) 当該サブ・ファンドの信託財産中の投資対象の相当部分が当該時に相場付けされ、上場され、取引されもしくは取扱いされている主要な市場または取引所であるいずれかの市場または取引所が閉鎖している期間(通常の日を除く。)または取引が相当程度に制限されもしくは停止している期間
- (b) 緊急事態により受託会社によるまたは受託会社のための当該サブ・ファンドの信託財産内の投資対象の現実的な処分が妨げられている期間
- (c) 当該サブ・ファンドについて指定されるいずれかのシリーズ会社の純資産価額の計算または当該シリーズ会社の投資対象を買い戻す権利もしくは買い戻させる権利が停止している期間
- (d) 当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の価格またはいずれかの市場もしくは取引所の現行

価格を算定するのに通常使用している通信手段が故障している期間

- (e) 当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の換金または支払いに伴うまたはその可能性のある金銭の送金を行うことができない期間
- (f) 管理会社に対して当該サブ・ファンドの信託財産を構成する資産の相当な割合を清算させまたは当該サブ・ファンドを終了させる事由の発生
- (g) 管轄を有するいずれかの司法当局または監督当局により命令された場合

受託会社は、上記の停止が発生した場合、当該停止から7日以内に関係するサブ・ファンドの受益者全員が書面により通知を受けることを確保し、また停止が解除された場合、その旨を当該サブ・ファンドの受益者全員に通知するものとする。

(2) 【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、販売会社の名義で保管され、日本の投資者に対しては、販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

(3) 【信託期間】

「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(5) その他、(イ) トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に定める規定に従い早期に終了する場合を除き、サブ・ファンドは償還日に終了する予定である。償還日とは、2014年1月10日または「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、サブ・ファンド」の項において定める方法により管理会社が決定するこれよりも早い日をいう。

(4) 【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、各年の10月31日に終了する。

(5) 【その他】

(イ) トラストまたはサブ・ファンドの終了

サブ・ファンドは、以下のいずれかの事項が最初に発生した場合に終了する。

- (a) 当該サブ・ファンドが違法となるか、または受託会社もしくは管理会社の意見において、当該サブ・ファンドを継続させることが実行不能であり、経済的ではなく、得策ではなくもしくは当該サブ・ファンドの受益者の利益に反する場合
- (b) 英文目論見書の当該サブ・ファンドに関する補遺の条項により企図される日付または条件に該当する場合
- (c) 任意または強制的買戻しのいずれかを問わず当該サブ・ファンドのすべての発行済受益証券が買い戻されている場合
- (d) 当該サブ・ファンドの受益者がサブ・ファンド決議により決定した場合
- (e) 信託証書の日付より開始しその149年後に満了する期間の最終日である場合

サブ・ファンドが終了した場合、受託会社は、当該サブ・ファンドの受益者全員に対して、速やかに当該終了の通知を行う。

(ロ) 信託証書の変更

信託証書に定める条項に従って、受託会社および管理会社は、関連するサブ・ファンドの受益者に対して書面による通知(かかる通知はサブ・ファンド決議によって免除されることができる。)をした上で、追補信託証書により、当該サブ・ファンドに関連する信託証書の規定を変更し、修正し、または追加することができる。

管理会社および受託会社が、() 受託会社がかかる修正、変更、削除、追加によっても関連するサブ・ファンドの既存の受益者の利益を重要な点において損うことがなく、また当該サブ・ファンドの受益者に対する管理会社または受託会社の責任は免除されないか、または() かかる修正、変更、削除、追加が、会計上、法律上もしくは当局の要求(法律による強制を伴うものがどうかは問わない。)により必

要であると判断することを書面で保証しない限り、かかる修正、変更、削除、追加を行うには当該サブ・ファンドのサブ・ファンド決議による修正、変更、削除、追加にかかる承認を得ることを要するものとする。上記()または()の項に基づき行われる信託証書の変更は、変更が行われた後可能な限り速やかに関連する受益者に対して通知される。信託証書の修正、変更、削除、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払義務を課すものであってはならない。

(八) 関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

管理事務代行契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として登録されていなければならない。

従って、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は、販売会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。受益証券の買戻しおよびサブ・ファンドの終了に関する金額の分配および支払はそれまでにサブ・ファンドのすべての債務を払い終えることに劣後する。

() 分配請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、受益証券の口数に応じて請求する権利を有する。

() 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

() 残余財産分配請求権

サブ・ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

() 受益者集会に関する権利

受託会社または管理会社は、以下に掲げる場合において、トラストまたは関連するサブ・ファンド(場合による。)の受益者集会を、当該集会の招集通知に定める時間および場所において招集する。

- (a) 信託証書の規定により要求される場合
- (b) 管理会社または受託会社の書面による請求がある場合
- (c) (全受益者集会の場合) 当該時点において発行済受益証券の合計10分の 1 以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合
- (d) (いずれかのサブ・ファンドの受益者集会の場合) 当該サブ・ファンドの当該時点において発行済受益証券の合計10分の 1 以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

集会は、トラストまたは関連するサブ・ファンドの受益者に対して中10日以上前の事前の通知により招集されなければならない。通知は、集会の日時および場所ならびに当該集会で提案される決議の議題を明記しなくてはならない。受益者決議、議決または定足数に関する計算は、関連する基準日(ただし、当該基準日が評価日ではない場合、当該基準日の直前の評価日)の時点における純資産価額を参照して行われる。いずれかの集会に関する基準日は、管理会社により決定される日(集会の招集通知に明記される集会の日から中14日以上前)とする。事故によるいずれかの受益者に対する通知の不到達または受益者による通知の不受領は、集会の議事を無効にするものではない。受託会社または管理会社の授権された代理人は、集会に出席し発言する権利を有する。集会の定足数は、トラストまたはサブ・ファンド(場合による。)の当該時点における発行済受益証券の保有者の単純過半数である。集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定され、当該決議がサブ・ファンド決議または受益者決議(場合による。)の必要過半数により承認された場合、投票の結果は、集会の決議とみなされる。投票において、議決は本人または代理人により行使されることができる。

(2) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはサブ・ファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

() 日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

辯護士 三 浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について平成25年2月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=92.51円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(1)【貸借対照表】

シティ・インベストメント・トラスト(ケイマン) -

米ドル建て資源国通貨連動ファンド(10-11)

純資産計算書

2012年10月31日現在

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		43,009,089.05	3,978,771
投資有価証券 - 時価		42,390,648.71	3,921,559
銀行預金		153,900.99	14,237
資産合計		42,544,549.70	3,935,796
負債			
未払管理会社報酬	4	7,495.27	693
未払販売会社報酬	8	5,995.16	555
未払管理事務代行会社報酬	5	2,248.16	208
未払代行協会員報酬	7	750.05	69
未払保管会社報酬	6	250.44	23
その他未払費用	2.3	67,583.82	6,252
負債合計		84,322.90	7,801
純資産合計		42,460,226.80	3,927,996
<i>管理事務代行会社によって報告された 純資産合計に対する調整</i>			
純資産合計 (管理事務代行会社による報告額)		42,486,136.08	3,930,392
2012年10月26日から2012年10月31日までの			
純資産の変動	11	(114,183.20)	(10,563)
将来経常的に発生する固定費	10	88,273.92	8,166
純資産合計		42,460,226.80	3,927,996
発行済受益証券口数		4,331,764.63口	
1口当たり純資産 (財務書類上の金額)		9.80	907円
1口当たり純資産 (管理事務代行会社による報告額)		9.78	905円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

シティ・インベストメント・トラスト(ケイマン) -

米ドル建て資源国通貨連動ファンド(10-11)

損益および純資産変動計算書

2012年10月31日に終了した会計年度

	注	米ドル	千円
収益			
投資有価証券に係る受取利息		294,204.40	27,217
銀行利息		0.14	0
収益合計		294,204.54	27,217
費用			
販売会社報酬	8	106,455.26	9,848
管理会社報酬	4	133,069.97	12,310
管理事務代行会社報酬	5	39,918.13	3,693
印刷および公告費用		19,337.46	1,789
弁護士費用		24,953.87	2,308
専門家費用		18,942.38	1,752
代行協会員報酬	7	13,307.85	1,231
保管会社報酬	6	4,436.04	410
受託会社報酬	3	9,656.99	893
保護預り手数料		3,258.17	301
取引手数料		75.50	7
その他費用	2.3	10,419.92	964
費用合計		383,831.54	35,508
投資純損失		(89,627.00)	(8,291)
投資有価証券に係る実現純損失		(36,334.71)	(3,361)
為替に係る実現純利益		(4,923.43)	(455)
投資純損失および当期実現純損失合計		(130,885.14)	(12,108)
投資有価証券に係る未実現純評価損		(107,522.19)	(9,947)
運用による純資産の純減少額		(238,407.33)	(22,055)
資本の変動:			
受益証券の買戻し		(1,154,186.28)	(106,774)
資本の純変動額		(1,154,186.28)	(106,774)
純資産、期首		43,852,820.41	4,056,824
純資産、期末		42,460,226.80	3,927,996

添付の注記は、本財務書類の一部である。

シティ・インベストメント・トラスト(ケイマン) -

米ドル建て資源国通貨連動ファンド(10-11)

統計情報

発行済受益証券口数、期末：

2011年10月31日 4,451,720.97口

買戻受益証券 (119,956.33)口

2012年10月31日 4,331,764.63口

	米ドル	千円
純資産合計、期末：		
2011年10月31日	43,852,820.41	4,056,824
2012年10月31日	42,460,226.80	3,927,996

	米ドル	円
1口当たり純資産：		
2011年10月31日	9.85	911
2012年10月31日	9.80	907

シティ・インベストメント・トラスト(ケイマン) -

米ドル建て資源国通貨連動ファンド(10-11)

財務書類に対する注記

2012年10月31日現在

注1. 活動

米ドル建て資源国通貨連動ファンド(10-11)(以下「サブ・ファンド」という。)は、受託会社および管理会社の間で締結された信託証書および追補信託証書に基づき設定および設立されたサブ・ファンドである。

投資目的および方針

サブ・ファンドの投資目的は、サブ・ファンドに係る英文目論見書のAppendix XIII(以下「Appendix」という。)に定義の通り、受益証券が債券満期日を越えて保有されることを条件として、自己資本増加の可能性および米ドル建ての100パーセントの元本確保を、受益者に提供することである。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資期間(約3年)において、資源国通貨が米ドルに対して上昇する可能性が高いと考える投資家に対して、自己資本増加を提供するとともに、米ドル建ての100パーセントの元本確保という安全性を提供することを目指す。100パーセントの元本確保は、債券満期日より前に買い戻されなかった受益証券に関して提供される見込みである。サブ・ファンドの受益証券により、投資家は、投資期間を通じて米ドルに対するオーストラリア、ブラジル、インドネシアおよび南アフリカの通貨の上昇に対して、これらの通貨のいずれについても個別の下落リスクの影響を受けることなく、参加することができる。

サブ・ファンドは、受益証券の発行手取金の全額または実質的に全額を、シティグループ・ファンディング・インクが発行し、シティグループ・インクが保証する一定の元本確保の債券(以下「本債券」という。)に投資することにより、サブ・ファンドの投資目的の達成を目指す。本債券のパフォーマンスは、サブ・ファンドの投資期間における米ドルに対するオーストラリア、ブラジル、インドネシアおよび南アフリカの通貨の、均等に加重された正のリターン(該当する場合)に連動する。4通貨のいずれも最終条件決定日において米ドルに対して正のパフォーマンスとならなかった場合であっても、本債券は、債券満期日にその元本金額の100パーセントで償還される。

本債券は、シティグループ・ファンディング・インク(以下「発行会社」という。)により発行される無担保非劣後債務証券のシリーズの一部を構成し、その支払いは、シティグループ・インクにより全額が無条件に保証される。本債券に伴う支払は、発行会社の他のすべての無担保かつ非劣後の債務と同順位となり、本債券の期日が到来した際の支払いの保証は、シティグループ・インクの他のすべての無担保かつ非劣後の債務と同順位とされる。したがって、投資家は、発行会社およびシティグループ・インクの信用リスクにさらされている。2012年12月31日の東部標準時(EST)午後11時58分(以下「合併効力発生時間」という。)より、シティグループ・インク(以下「シティグループ」という。)の直接完全子会社であるシティグループ・ファンディング・インクは、シティグループに合併されている。この合併により、合併効力発生時間より、()シティグループ・ファンディング・インクは消滅し、()過年度にシティグループ・ファンディング・インクの支払義務をすべて保証していたシティグループは、本債券を含めて、シティグループ・ファンディング・インクの既存の未払債務をすべて引き受けた。金利や支払、及び/または引渡日(もしあれば)あるいは満期日を含めて、かかるシティグループ・ファンディング・インクの債務の条項に変更はなかった。この合併は、シティグループとその子会社の資本市場業務を集中させるためのシティグループにおいて進行中の企業簡素化に関する取り組みの一環である。した

がって、本書における「発行会社」とはシティグループと解釈され、合併効力発生時間以降、本債券の保証会社は存在しないこととなる。

本債券が債券満期日前に償還される状況には、Appendixの「リスク要因 - 本債券に対する投資 - 本債券は、本債券1口当たり0.01米ドルを下回る金額で早期に償還される場合がある。」の項に記載された状況が含まれており、管理会社は、かかる償還日にサブ・ファンドの償還について判断する可能性がある。

注2．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

2.2 投資有価証券の評価

純資産額および受益証券1口当たり純資産価格の算定にあたり、管理事務代行会社は、以下の評価方針および手続に従う。

- (a) 店頭市場商品は、管理会社が管理事務代行会社と協議の上、適切とみなす取引業者から入手する気配に基づき管理会社の裁量において誠実に評価される。
- (b) 短期金融市場商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価される。
- (c) 特定可能な市場価額のない資産および負債を含むその他すべての資産および負債は、管理事務代行会社と協議の上、管理会社の裁量により誠実に評価される。

2.3 その他の手数料等

継続運用に関連して、将来経常的に発生することが判明している固定費に対する引当金は、注記10に準拠して、サブ・ファンドの期間にわたって計上される。

開始日以降期末までの計上額合計	141,926.65米ドル
開始日以降に支払った固定費合計	74,342.83米ドル
期末の計上純額	67,583.82米ドル

その他費用はすべて、発生時に会計処理される。

2.4 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.5 外貨換算

米ドル以外の通貨で表示されている資産および負債は、会計年度末時点の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

注3．受託会社報酬

受託会社は、サブ・ファンドの信託財産より、2010年11月30日(以下「払込日」という。)(当日を含まない。)から2014年1月10日(当日を含まない。)までの期間中、年間10,000米ドルの受託会社報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、四半期毎の後払いで支払われる。

注4．サブ・ファンド特別報酬及び管理会社報酬

管理会社は、サブ・ファンドの報酬より、2010年11月30日（当日を含まない。）から債券満期日（当日を含まない。）までの期間中、債券満期日または債券満期日より早期に本債券が発行会社によって全額償還される日までのサブ・ファンドの期間における各暦日の発行済受益証券口数を10米ドルに乗じた金額の年率0.67パーセントに相当する金額を受領する権利を有する（以下「サブ・ファンド特別報酬」という。）。

管理会社は、サブ・ファンド特別報酬より、払込日（当日を含まない。）から債券満期日または債券満期日より早期に本債券が発行会社によって全額償還される日（当日を含まない。）までの期間中、10米ドルに発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.3パーセントの管理会社報酬を受領する権利を得る。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。

管理会社が受領するサブ・ファンド特別報酬の残額は、下記に詳述されている通り、サブ・ファンドが負担する、あるいはサブ・ファンドに代わって負担する報酬及び費用に充当するために用いられる。

注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、払込日（当日を含まない。）から債券満期日または債券満期日より早期に本債券が発行会社によって全額償還される日（当日を含まない。）までの期間中、10米ドルに発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.09パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。管理事務代行会社報酬は、管理会社に支払われるサブ・ファンド特別報酬から充当される（Appendixに定義の通り）。

注6．保管会社報酬

保管会社は、払込日（当日を含まない。）から債券満期日または債券満期日より早期に本債券が発行会社によって全額償還される日（当日を含まない。）までの期間中、10米ドルに発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.01パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。保管会社報酬は、管理会社に支払われるサブ・ファンド特別報酬から充当される（Appendixに定義の通り）。

注7．代行協会員報酬

代行協会員は、払込日（当日を含まない。）から債券満期日または債券満期日より早期に本債券が発行会社によって全額償還される日（当日を含まない。）までの期間中、10米ドルに発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.03パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。代行協会員報酬は、管理会社に支払われるサブ・ファンド特別報酬から充当される（Appendixに定義の通り）。

注8．販売会社報酬

販売会社は、払込日（当日を含まない。）から債券満期日または債券満期日より早期に本債券が発行会社によって全額償還される日（当日を含まない。）までの期間中、10米ドルに発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.24パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。販売会社報酬は、管理会社に支払われるサブ・ファンド特別報酬から充当される（Appendixに定義の通り）。

注9．税金

9.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島において収益または利益に課される税金はなく、またファンドは、ケイマン諸島の総督から2008年11月4日からの50年間、現地の法人税、利益税および資本税がすべて免除とな

る保証を受けている。したがって、法人税等引当金は本財務書類上に計上されていない。

9.2 その他の国々

サブ・ファンドは、他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が市民権、住所および本籍を有する国の法律および税務の専門家に相談すべきである。

注10．将来経常的に発生する固定費

Appendixにある通り、サブ・ファンドは、その継続運用に関連し、サブ・ファンドの存続期間にわたって将来経常的に発生することが判明している固定費に対する引当金を計上した。引当金の計上額は合計約226,439.15米ドルである。週次の純資産額の計算上、管理事務代行会社は、英文目論見書に記載の通り、これらの費用を計上する。ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠し、これらの費用は財務書類上に表示される純資産額から除外されている。管理事務代行会社によって報告された純資産額と財務書類上の純資産額との調整は、純資産計算書に含まれている。

2012年10月31日現在、将来経常的に発生する固定費に計上される金額は約88,273.92米ドルのみであった。

注11．最終的な純資産額の公式の日付から期末までの純資産の変動

管理事務代行会社が公表した最終的な純資産額は2012年10月26日付のものであったが、期末は2012年10月31日であった。最終的に公表された純資産額の日付から期末までのサブ・ファンドの純資産の変動は、以下の通りである。

	2012年10月26日 米ドル	2012年10月31日 米ドル	変動 米ドル
投資有価証券 - 時価	42,390,648.71	42,390,648.71	0.00
銀行預金	263,611.54	153,900.99	(109,710.55)
負債	(168,124.17)	(172,596.82)	(4,472.65)
純資産	42,486,136.08	42,371,952.88	(114,183.20)
発行済受益証券口数	4,343,030.344口	4,331,764.634口	
1口当たり純資産	9.78	9.78	-

シティ・インベストメント・トラスト(ケイマン) -

米ドル建て資源国通貨連動ファンド(10-11)

投資有価証券明細表

2012年10月31日現在

名目元本	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率 [*]
			米ドル	米ドル	%
4,331,764,634	CITIGROUP FD INC FX LKD 10DEC13 S13	米ドル	43,009,089.05	42,390,648.71	99.84
	メディアム・ターム・ノート合計		43,009,089.05	42,390,648.71	99.84
	投資有価証券合計		43,009,089.05	42,390,648.71	99.84

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(*) 百分率で表示された純資産合計に対する時価の比率。

投資有価証券の分類

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) [*]
米国		
	モーゲージおよびファンディング機関	99.84
		99.84
	投資有価証券合計	99.84

(*) 百分率で表示された純資産合計に対する時価の比率。

[次へ](#)

Citi Investment Trust (Cayman)

Statement of net assets as at October 31, 2012

Commodity Rich Currencies Linked Fund (USD) (10-11)

	Notes	USD
Assets		
Investments		
At cost		43,009,089.05
At market value		42,390,648.71
Cash at bank		153,900.99
Total assets		42,544,549.70
Liabilities		
Manager fees payable	4	7,495.27
Distributor fees payable	8	5,995.16
Administrator fees payable	5	2,248.16
Agent company fees payable	7	750.05
Custodian fees payable	6	250.44
Other expenses payable	2.3	67,583.82
Total liabilities		84,322.90
Total net assets		42,460,226.80
<i>Reconciliation to total net assets as reported by the Administrator</i>		
Total net assets (as reported by the Administrator)		42,486,136.08
Variation of the Net Assets from October 26, 2012 to October 31, 2012	11	(114,183.20)
Future recurring fixed costs	10	88,273.92
Total net assets		42,460,226.80
Number of units outstanding		4,331,764.63
Net assets per unit (as per the financial statements)		9.80
Net assets per unit (as reported by the Administrator)		9.78

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Citi Investment Trust (Cayman)		
Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2012		
Commodity Rich Currencies Linked Fund (USD) (10-11)		
	Notes	USD
Income		
Interest income on investments		294,204.40
Bank interest		0.14
Total income		294,204.54
Expenses		
Distributor fees	8	106,455.26
Manager fees	4	133,069.97
Administrator fees	5	39,918.13
Printing and publishing expenses		19,337.46
Legal expenses		24,953.87
Professional expenses		18,942.38
Agent company fees	7	13,307.85
Custodian fees	6	4,436.04
Trustee fees	3	9,656.99
Safekeeping fees		3,258.17
Transaction fees		75.50
Other expenses	2.3	10,419.92
Total expenses		383,831.54
Net investment loss		(89,627.00)
Net realised:		
Loss on investments		(36,334.71)
Gain on foreign exchange		(4,923.43)
Total net investment loss and realised loss for the year		(130,885.14)
Net unrealised:		
Depreciation on investments		(107,522.19)
Net decrease in net assets resulting from operations		(238,407.33)
Movement in capital:		
Redemption of units		(1,154,186.28)
Net movement in capital		(1,154,186.28)
Net assets at the beginning of the year		43,852,820.41
Net assets at the end of the year		42,460,226.80
The accompanying notes are an integral part of these financial statements.		

Citi Investment Trust (Cayman)**Statistical information**

Commodity Rich Currencies Linked Fund (USD) (10-11)

Number of units outstanding at the end of the year/period :

October 31, 2011	4,451,720.97
Units redeemed	(119,956.33)
October 31, 2012	4,331,764.63

Total net assets at the end of the year/period :**USD**

October 31, 2011	43,852,820.41
October 31, 2012	42,460,226.80

Net assets per unit :**USD**

October 31, 2011	9.85
October 31, 2012	9.80

Citi Investment Trust (Cayman)**Notes to the financial statements**

(As at October 31, 2012)

Commodity Rich Currencies Linked Fund (USD) (10-11)

Note 1 - Activity

Commodity Rich Currencies Linked Fund (USD) (10-11) (the "Series Trust") is a series trust created and established pursuant to the Trust Deed and a supplemental trust deed between the Trustee and the Manager.

Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to provide unitholders with the potential for capital growth and 100% capital protection in US dollars if the Units are held beyond the Note Maturity Date as defined in the appendix XIII to the Offering Memorandum related to the Series Trust (the "Appendix").

The Series Trust aims to deliver capital growth to investors who believe that the currencies of commodity-rich countries are likely to appreciate against the US dollar over the investment period of the Series Trust (approximately three years) together with the safety of 100% principal protection in US dollar terms. It is anticipated that 100% principal protection will be achieved in respect of Units that are not repurchased prior to the Note Maturity Date. Units of the Series Trust allow investors to participate in any appreciation of the currencies of Australia, Brazil, Indonesia and South Africa against the US dollar over the investment period, without being exposed to the possible downside risk on any one of those currencies individually.

The Series Trust will seek to achieve its investment objective through investment of all, or substantially all, of the proceeds from the issue of the Units in certain principal protected notes issued by Citigroup Funding Inc. and guaranteed by Citigroup Inc. (the "Notes"). The performance of the Notes will be linked to the equally-weighted positive appreciation (if any) of the currencies of Australia, Brazil, Indonesia and South Africa against the US dollar over the investment period of the Series Trust. If none of the four currencies have performed positively against the US dollar at the Final Determination Date, the Notes will still redeem at 100% of their principal amount on the Note Maturity Day.

The Notes form part of a series of unsecured senior debt securities issued by Citigroup Funding Inc. (the "Issuer"), the payments on which are fully and unconditionally guaranteed by Citigroup Inc. The Notes rank equally with all other unsecured and unsubordinated debt of the Issuer, and the guarantee of any payments due under the Notes rank equally with all other unsecured and unsubordinated debt of Citigroup Inc. Accordingly, investors will be exposed to the credit risk of the Issuer and Citigroup Inc. Effective 11:58 p.m. EST on December 31, 2012 ("Merger Effective Time"), Citigroup Funding Inc., a wholly-owned direct subsidiary of Citigroup Inc. ("Citigroup"), has been merged with and into Citigroup. As a result of this merger, as of the Merger Effective Time, (i) Citigroup Funding Inc. ceased to exist, and (ii) Citigroup, which previously guaranteed all of the payment obligations of Citigroup Funding Inc., has assumed all existing outstanding indebtedness of Citigroup Funding Inc., including the Notes. There was no change to the terms of such Citigroup Funding Inc. indebtedness, including the interest rate, payment and/or delivery dates (if any) or maturity date, as a result of the merger. This merger is part of Citigroup's ongoing corporate simplification process to centralize the capital markets activities of Citigroup and its subsidiaries. Accordingly, references to the "Issuer" herein shall be construed to be a reference to Citigroup and there is no Guarantor for the Notes on or after the Merger Effective Time.

Page 15

Citi Investment Trust (Cayman)**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2012)

Commodity Rich Currencies Linked Fund (USD) (10-11)

Note 1 - Activity (continued)

In the event that the Notes are redeemed before the Note Maturity Date, including in the circumstances described in the section headed "Risk Factors – Investment in the Notes – The Notes may be redeemed early at an amount less than USD 0.01 per Note" of the Appendix, the Manager may determine to terminate the Series Trust on such termination date as it may determine.

Note 2 - Significant accounting policies**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of the investments in securities

In determining the net asset value and the net asset value per unit, the Administrator will follow the following valuation policies and procedures :

- (a) over-the-counter instruments will be valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator;
- (b) short-term money market instruments and bank deposits will be valued at cost plus accrued interest; and
- (c) all other assets and liabilities will be valued in the good faith discretion of the Manager in consultation with the Administrator, including assets and liabilities for which there is no identifiable market value.

2.3 - Other fees and expenses

The provision for known future recurring fixed costs in relation to its ongoing operations is accrued over the life of the Series Trust in accordance with Note 10.

Total accrual since inception to the year-end	USD 141,926.65
Total fixed expenses paid since inception	USD 74,342.83
Net accrual at the year end	USD 67,583.82

All other expenses are accounted for on an accrual basis.

2.4 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.5 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in other currencies than the US Dollar (USD) are translated at exchange rates ruling at financial period-end. Transactions in foreign currencies are translated into USD exchange rates ruling at the transaction dates.

Page 16

Citi Investment Trust (Cayman)**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2012)

Commodity Rich Currencies Linked Fund (USD) (10-11)

Note 3 - Trustee fee

The Trustee is entitled to receive out of the trust fund of the Series Trust a trustee fee of USD 10,000 per annum during the period from, but excluding, November 30, 2010 (the "Closing Date") until, and excluding, January 10, 2014, payable quarterly in arrears.

Note 4 - Series Trust-specific fees and management fees

The Manager is entitled to receive from the Series Trust fees in amounts equal to 0.67% per annum from, but excluding, November 30, 2010, to but excluding, the Note Maturity Date, of the product of USD 10 multiplied by the number of units in issue on each calendar day during the life of the Series Trust up to the Note Maturity Date or such earlier date as the Notes may be redeemed in full by the issuer (the "Series Trust Specific Fees").

The Manager will be entitled to retain out of the Series Trust Specific Fees a management fee at the rate of 0.3% per annum of the product of USD10 multiplied by the number of units in issue during the period from, but excluding, the Closing Date until, and excluding the Note Maturity Date or such earlier date as the Notes may be redeemed in full by the issuer, calculated and accrued daily and payable monthly in arrear.

The remainder of the Series Trust Specific Fees received by the Manager will be used to satisfy fees and expenses incurred by or on behalf of the Series Trust as detailed below.

Note 5 - Administrator fee

The Administrator is entitled to receive a fee of up to 0.09% per annum of the product of USD 10 multiplied by the number of units in issue during the period from, but excluding, the Closing Date until, and excluding, the Note Maturity Date or such earlier date as the Notes may be redeemed in full by the Issuer, calculated and accrued daily and payable monthly in arrears. The Administrator's fees will be satisfied out of the Series Trust Specific Fees payable to the Manager (as per the Appendix).

Note 6 - Custodian fee

The Custodian is entitled to receive a fee of up to 0.01% per annum of the product of USD 10 multiplied by the number of units in issue during the period from, but excluding, the Closing Date until, and excluding, the Note Maturity Date or such earlier date as the Notes may be redeemed in full by the Issuer, calculated and accrued daily and payable monthly in arrears. The Custodian's fees will be satisfied out of the Series Trust Specific Fees payable to the Manager (as per the Appendix).

Citi Investment Trust (Cayman)**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2012)

Commodity Rich Currencies Linked Fund (USD) (10-11)

Note 7 - Agent Company fee

The Agent Company is entitled to receive a fee of up to 0.03% per annum of the product of USD 10 multiplied by the number of units in issue during the period from, but excluding, the Closing Date until, and excluding, the Note Maturity Date or such earlier date as the Notes may be redeemed in full by the Issuer, calculated and accrued daily and payable monthly in arrears. The Agent Company's fees will be satisfied out of the Series Trust Specific Fees payable to the Manager (as per the Appendix).

Note 8 - Distributor fee

The Distributor will be entitled to receive a fee of up to 0.24% per annum of the product of USD 10 multiplied by the number of Units in issue during the period from, but excluding, the Closing Date until, and excluding, the Note Maturity Date or such earlier date as the Notes may be redeemed in full by the Issuer, calculated and accrued daily and payable monthly in arrears. The Distributor's fees will be satisfied out of the Series Trust Specific Fees payable to the Manager (as per the Appendix).

Note 9 - Taxation**9.1 - Cayman Islands**

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from November 4, 2008. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

9.2 - Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

Note 10 - Future recurring fixed costs

As per the Appendix, the Series Trust made a provision for known future recurring fixed costs over the life of the Series Trust in relation to its ongoing operations. The total amount provided is approximately USD 226,439.15. For the purposes of the weekly net asset value calculation, the Administrator has accrued these expenses as stated in the Offering Memorandum. These expenses have been excluded for the purposes of the net asset value as presented in the financial statements in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles. A reconciliation between the net asset value as reported by the Administrator and as per the financial statements has been included in the statement of net assets.

As at October 31, 2012, only approximately USD 88,273.92 can be accrued for future recurring fixed costs.

Page 18

Citi Investment Trust (Cayman)

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2012)

Commodity Rich Currencies Linked Fund (USD) (10-11)

Note 11 - Net Assets variation between last official NAV date and period end date

The last Net Asset Value published by the Administrator was on October 26, 2012 whereas the period end is October 31, 2012. The variation in Net Assets of the Series Trust between the last published NAV date and the period end date is as follows:

	October 26, 2012	October 31, 2012	Variation
	USD	USD	USD
Investment at market value	42,390,648.71	42,390,648.71	0.00
Cash at bank	263,611.54	153,900.99	(109,710.55)
Liabilities	(168,124.17)	(172,596.82)	(4,472.65)
Net Assets	42,486,136.08	42,371,952.88	(114,183.20)
Number of units outstanding	4,343,030.344	4,331,764.634	-
NAV per unit	9.78	9.78	-

Citi Investment Trust (Cayman)**Schedule of investments at October 31, 2012**

Commodity Rich Currencies Linked Fund (USD) (10-11)

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
			USD	USD	%
4,331,764,634	CITIGROUP FD INC FX LKD 10DEC13 S13	USD	43,009,089.05	42,390,648.71	99.84
Total medium term note			43,009,089.05	42,390,648.71	99.84
Total investments			43,009,089.05	42,390,648.71	99.84

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

Citi Investment Trust (Cayman)**Classification of investments**

Commodity Rich Currencies Linked Fund (USD) (10-11)

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
USA		
	Mortgage & Funding Institutions	99.84
		99.84
Total investments		99.84

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

Page 14

[次へ](#)

シティ・インベストメント・トラスト(ケイマン) -

米ドル建て資源国通貨連動ファンド(10-11)

純資産計算書

2011年10月31日現在

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		44,200,107.71	4,088,952
投資有価証券 - 時価		43,689,189.56	4,041,687
銀行預金		221,947.54	20,532
その他資産		9,768.68	904
資産合計		43,920,905.78	4,063,123
負債			
未払管理会社報酬	4	7,318.00	677
未払販売会社報酬	8	5,854.00	542
未払管理事務代行会社報酬	5	2,195.33	203
未払代行協会員報酬	7	732.00	68
未払保管会社報酬	6	244.00	23
その他未払費用	2.3	51,742.04	4,787
負債合計		68,085.37	6,299
純資産合計		43,852,820.41	4,056,824
管理事務代行会社によって報告された 純資産合計に対する調整			
純資産合計 (管理事務代行会社による報告額)			
		43,809,172.61	4,052,787
2011年10月28日から2011年10月31日までの純資産 の変動			
	11	(98,343.72)	(9,098)
将来経常的に発生する固定費	10	169,330.62	15,665
将来経常的に発生する固定費、 期末現在未償却額	10	(27,339.10)	(2,529)
純資産合計		43,852,820.41	4,056,824
発行済受益証券口数			
		4,451,721口	
1口当たり純資産 (財務書類上の金額)			
		9.85	911円
1口当たり純資産 (管理事務代行会社による報告額)			
		9.84	910円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

シティ・インベストメント・トラスト(ケイマン) -

米ドル建て資源国通貨連動ファンド(10-11)

損益および純資産変動計算書

2010年10月11日(設立日)から2011年10月31日までの期間

	注	米ドル	千円
収益			
投資有価証券に係る受取利息		249,235.41	23,057
銀行利息		3,075.49	285
収益合計		252,310.90	23,341
費用			
販売会社報酬	8	98,058.00	9,071
管理会社報酬	4	122,577.00	11,340
管理事務代行会社報酬	5	36,773.33	3,402
印刷および公告費用		17,699.59	1,637
弁護士費用		22,840.29	2,113
専門家費用		17,337.97	1,604
代行協会員報酬	7	12,259.00	1,134
保管会社報酬	6	4,086.00	378
受託会社報酬	3	8,839.05	818
保護預り手数料		2,171.05	201
取引手数料		0.90	0
その他費用	2.3	72,101.53	6,670
費用合計		414,743.71	38,368
投資純損失		(162,432.81)	(15,027)
為替に係る実現純利益		8,961.71	829
投資損失および当期実現利益合計		(153,471.10)	(14,198)
投資有価証券に係る未実現評価損の純変動額		(510,918.15)	(47,265)
運用による純資産の純減少額		(664,389.25)	(61,463)
資本の変動:			
受益証券の販売		44,517,209.66	4,118,287
資本の純変動額		44,517,209.66	4,118,287
純資産、期首		0.00	0
純資産、期末		43,852,820.41	4,056,824

添付の注記は、本財務書類の一部である。

シティ・インベストメント・トラスト(ケイマン) -

米ドル建て資源国通貨連動ファンド(10-11)

統計情報

発行済受益証券口数、期末：

販売受益証券	4,451,721口
--------	------------

2011年10月31日	4,451,721口
-------------	------------

	米ドル	千円
純資産合計、期末：		
2011年10月31日	43,852,820.41	4,056,824

	米ドル	円
1口当たり純資産：		
2011年10月31日	9.85	911

シティ・インベストメント・トラスト(ケイマン) -

米ドル建て資源国通貨連動ファンド(10-11)

財務書類に対する注記

2011年10月31日現在

注1. 活動

米ドル建て資源国通貨連動ファンド(10-11)(以下「サブ・ファンド」という。)は、受託会社および管理会社の間で締結された信託証書および追補信託証書に基づき設定および設立されたサブ・ファンドである。

投資目的および方針

サブ・ファンドの投資目的は、サブ・ファンドに係る英文目論見書のAppendix XIII(以下「Appendix」という。)に定義の通り、受益証券が債券満期日を越えて保有されることを条件として、元本の成長の可能性および米ドル建ての100パーセントの元本確保を受益者に提供することである。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資期間(約3年)において、資源国通貨が米ドルに対して上昇する可能性が高いと考える投資家に対して、元本の成長を提供するとともに、米ドル建ての100パーセントの元本確保という安全性を提供することを目指す。100パーセントの元本確保は、債券満期日より前に買い戻されなかった受益証券に関して提供される見込みである。サブ・ファンドの受益証券により、投資家は、投資期間を通じて米ドルに対するオーストラリア、ブラジル、インドネシアおよび南アフリカの通貨の上昇に対して、これらの通貨のいずれについても個別の下落リスクの影響を受けることなく、参加することができる。

サブ・ファンドは、受益証券の発行手取金の全部または実質的に全部を、シティグループ・ファンディング・インクが発行し、シティグループ・インクが保証する一定の元本確保の債券(以下「本債券」という。)に投資することにより、サブ・ファンドの投資目的の達成を追及する。本債券のパフォーマンスは、サブ・ファンドの投資期間における米ドルに対するオーストラリア、ブラジル、インドネシアおよび南アフリカの通貨の、均等に加重された正のリターン(該当する場合)に連動する。4通貨のいずれも最終条件決定日において米ドルに対して正のパフォーマンスとならなかった場合であっても、本債券は、債券満期日にその元本金額の100パーセントにより償還される。

本債券は、シティグループ・ファンディング・インク(以下「発行会社」という。)により発行される無担保非劣後債務証券のシリーズの一部を成し、その支払いは、シティグループ・インクにより全額かつ無条件に保証される。本債券は、発行会社の他のすべての無担保かつ非劣後の債務と同順位となり、本債券に基づき期日が到来した支払いの保証は、シティグループ・インクの他のすべての無担保かつ非劣後の債務と同順位となる。したがって、投資家は、発行会社およびシティグループ・インクの信用リスクにさらされることとなる。

本債券が債券満期日前に償還される状況には、Appendixの「リスク要因 - 本債券に対する投資 - 本債券は、本債券1口当たり0.01米ドルを下回る金額で早期に償還される場合がある。」の項に記載された状況が含まれており、管理会社は、かかる償還日にサブ・ファンドの償還について判断する可能性がある。

注 2 . 重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

2.2 投資有価証券の評価

純資産額および受益証券 1 口当たり純資産価格の算定にあたり、管理事務代行会社は、以下の評価方針および手続に従う。

- (a) 店頭市場商品は、管理会社が管理事務代行会社と協議の上、適切とみなす取引業者から入手する気配に基づき管理会社の裁量において誠実に評価される。
- (b) 短期金融市場商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価される。
- (c) 特定可能な市場価額のない資産および負債を含むその他すべての資産および負債は、管理事務代行会社と協議の上、管理会社の裁量により誠実に評価される。

2.3 その他の手数料等

純資産額の計算に際して、サブ・ファンドの設立および受益証券の募集に関する経費および費用（以下「当初費用」という。）90,000米ドルは、注記10に従って2011年12月16日に費用計上される。

その他費用はすべて、発生時に会計処理される。

2.4 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.5 外貨換算

米ドル以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末時点の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

注 3 . 受託会社報酬

受託会社は、サブ・ファンドの信託財産から、2010年11月30日（以下「払込日」という。）（当日を含まない。）から2014年1月10日（当日を含まない。）までの期間中、年間10,000米ドルの受託会社報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、四半期毎の後払いで支払われる。

注 4 . サブ・ファンド特別報酬及び管理会社報酬

管理会社は、サブ・ファンドの報酬から、2010年11月30日（当日を含まない。）から債券満期日（当日を含まない。）までの期間中、10米ドルに債券満期日または債券満期日より前に本債券が発行会社によって全額償還される日までのサブ・ファンドの期間における各暦日の発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.67パーセントに相当する金額を受領する権利を有する（以下「サブ・ファンド特別報酬」という。）。

管理会社は、サブ・ファンド特別報酬から、払込日（当日を含まない。）から債券満期日または債券満期日より前に本債券が発行会社によって全額償還される日（当日を含まない。）までの期間中、10米ドルに発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.3パーセントの管理会社報酬を受領する権利を得る。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。

管理会社が受領するサブ・ファンド特別報酬の残額は、下記に詳述されている通り、サブ・ファンドが負担する、あるいはサブ・ファンドに代わって負担する報酬及び費用に充当するために用いられる。

注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、払込日（当日を含まない。）から債券満期日または債券満期日より前に本債券が発行会社によって全額償還される日（当日を含まない。）までの期間中、10米ドルに発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.09パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。管理事務代行会社報酬は、管理会社に支払われるサブ・ファンド特別報酬から充当される（Appendixに定義の通り）。

注6．保管会社報酬

保管会社は、払込日（当日を含まない。）から債券満期日または債券満期日より前に本債券が発行会社によって全額償還される日（当日を含まない。）までの期間中、10米ドルに発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.01パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。保管会社報酬は、管理会社に支払われるサブ・ファンド特別報酬から充当される（Appendixに定義の通り）。

注7．代行協会員報酬

代行協会員は、払込日（当日を含まない。）から債券満期日または債券満期日より前に本債券が発行会社によって全額償還される日（当日を含まない。）までの期間中、10米ドルに発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.03パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。代行協会員報酬は、管理会社に支払われるサブ・ファンド特別報酬から充当される（Appendixに定義の通り）。

注8．販売会社報酬

販売会社は、払込日（当日を含まない。）から債券満期日または債券満期日より前に本債券が発行会社によって全額償還される日（当日を含まない。）までの期間中、10米ドルに発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.24パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。販売会社報酬は、管理会社に支払われるサブ・ファンド特別報酬から充当される（Appendixに定義の通り）。

注9．税金

9.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島において収益または利益に課される税金はなく、またトラストは、ケイマン諸島の総督から2008年11月4日からの50年間、現地の法人税、利益税および資本税がすべて免除となる保証を受けている。したがって、法人税等引当金は本財務書類上に計上されていない。

9.2 その他の国々

サブ・ファンドは、他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が市民権、住所および本籍を有する国の法律および税務の専門家に相談すべきである。

注10．将来経常的に発生する固定費

Appendixにある通り、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの継続運用に関連し、サブ・ファンドの期間にわたって将来経常的に発生することが判明している固定費に対する引当金を2011年12月16日までに計上し、この将来経常的に発生する固定費に対する引当金は、払込日（Appendixに

定義の通り) から最初の買戻日である2011年12月16日までの期間にわたって償却する必要がある。期末現在、将来経常的に発生する固定費の未償却額は27,339.10米ドルであった。毎日の純資産額の計算上、管理事務代行会社は、英文目論見書に記載の通り、これらの費用を計上している。ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠し、これらの費用は財務書類上に表示される純資産額から除外されている。管理事務代行会社によって報告された純資産額と財務書類上の純資産額との調整は、純資産計算書に含まれている。

注11．最終的な純資産額の公式の日付から期末までの純資産の変動

管理事務代行会社が公表した最終的な純資産額は2011年10月28日付のものであったが、期末は2011年10月31日であった。最終的に公表された純資産額の日付から期末までのサブ・ファンドの純資産の変動は、以下の通りである。

	2011年10月28日 米ドル [*]	2011年10月31日 米ドル [*]	変動 米ドル [*]
投資有価証券 - 時価	43,782,675.70	43,689,189.56	(93,486.14)
銀行預金	225,970.07	221,947.54	(4,022.53)
その他の資産	39,542.00	37,107.78	(2,434.22)
負債	(239,015.16)	(237,415.99)	1,599.17
純資産	43,809,172.61	43,710,828.89	(98,343.72)

* 原文では通貨の表示が省略されているが、サブ・ファンドは米ドル建てであり、当該箇所の通貨が米ドルである旨の確認がとれているため、日本文の財務書類においては通貨を表示している。

[次へ](#)

Citi Investment Trust (Cayman)**Statement of net assets as at October 31, 2011**

Commodity Rich Currencies Linked Fund (USD) (10-11)

	Notes	USD
Assets		
Investments		
At cost		44,200,107.71
At market value		43,689,189.56
Cash at bank		221,947.54
Other assets		9,768.68
Total assets		43,920,905.78
Liabilities		
Management fees payable	4	7,318.00
Distributor fees payable	8	5,854.00
Administrator fees payable	5	2,195.33
Agent company fees payable	7	732.00
Custodian fees payable	6	244.00
Other expenses payable	2.3	51,742.04
Total liabilities		68,085.37
Total net assets		43,852,820.41
<i>Reconciliation to total net assets as reported by the Administrator</i>		
Total net assets (as reported by the Administrator)		43,809,172.61
Variation of the Net Assets from October 28, 2011 to October 31, 2011	11	(98,343.72)
Future recurring fixed costs	10	169,330.62
Future recurring fixed costs unamortised as at period end	10	(27,339.10)
Total net assets		43,852,820.41
Number of units outstanding		4,451,721
Net assets per unit (as per the financial statements)		9.85
Net assets per unit (as reported by the Administrator)		9.84

Citi Investment Trust (Cayman)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Statement of operations and changes in net assets for the period from
October 11, 2010 (Inception date) to October 31, 2011**

Commodity Rich Currencies Linked Fund (USD) (10-11)

	Notes	USD
Income		
Interest income on investments		249,235.41
Bank interest		3,075.49
Total income		252,310.90
Expenses		
Distributor fees	8	98,058.00
Management fees	4	122,577.00
Administrator fees	5	36,773.33
Printing and publishing expenses		17,699.59
Legal expenses		22,840.29
Professional expenses		17,337.97
Agent company fees	7	12,259.00
Custodian fees	6	4,086.00
Trustee fees	3	8,839.05
Safekeeping fees		2,171.05
Transaction fees		0.90
Other expenses	2.3	72,101.53
Total expenses		414,743.71
Net investment loss		(162,432.81)
Net realised:		
Gain on foreign exchange		8,961.71
Total investment loss and realised gain for the year		(153,471.10)
Net change in unrealised:		
Depreciation on investments		(510,918.15)
Net decrease in net assets resulting from operations		(664,389.25)
Movement in capital:		
Subscription of units		44,517,209.66
Net movement in capital		44,517,209.66
Net assets at the beginning of the period		0.00
Net assets at the end of the period		43,852,820.41

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Page 11

Citi Investment Trust (Cayman)**Statistical information**

Commodity Rich Currencies Linked Fund (USD) (10-11)

Number of units outstanding at the end of the period :

Units issued	4,451,721
October 31, 2011	4,451,721

Total net assets at the end of the period :**USD**

October 31, 2011	43,852,820.41
------------------	---------------

Net assets per unit :**USD**

October 31, 2011	9.85
------------------	------

Citi Investment Trust (Cayman)**Notes to the financial statements**

(As at October 31, 2011)

Commodity Rich Currencies Linked Fund (USD) (10-11)

Note 1 - Activity

Commodity Rich Currencies Linked Fund (USD) (10-11) (the "Series Trust") is a series trust created and established pursuant to the Trust Deed and a supplemental trust deed between the Trustee and the Manager.

Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to provide unitholders with the potential for capital growth and 100% capital protection in US dollars if the Units are held beyond the Note Maturity Date as defined in the appendix XIII to the Offering Memorandum related to the Series Trust (the "Appendix").

The Series Trust aims to deliver capital growth to investors who believe that the currencies of commodity-rich countries are likely to appreciate against the US dollar over the investment period of the Series Trust (approximately three years) together with the safety of 100% principal protection in US dollar terms. It is anticipated that 100% principal protection will be achieved in respect of Units that are not repurchased prior to the Note Maturity Date. Units of the Series Trust allow investors to participate in any appreciation of the currencies of Australia, Brazil, Indonesia and South Africa against the US dollar over the investment period, without being exposed to the possible downside risk on any one of those currencies individually.

The Series Trust will seek to achieve its investment objective through investment of all, or substantially all, of the proceeds from the issue of the Units in certain principal protected notes issued by Citigroup Funding Inc. and guaranteed by Citigroup Inc. (the "Notes"). The performance of the Notes will be linked to the equally-weighted positive appreciation (if any) of the currencies of Australia, Brazil, Indonesia and South Africa against the US dollar over the investment period of the Series Trust. If none of the four currencies have performed positively against the US dollar at the Final Determination Date, the Notes will still redeem at 100% of their principal amount on the Note Maturity Day.

The Notes will form part of a series of unsecured senior debt securities issued by Citigroup Funding Inc. (the "Issuer"), the payments on which are fully and unconditionally guaranteed by Citigroup Inc. The Notes will rank equally with all other unsecured and unsubordinated debt of the Issuer, and the guarantee of any payments due under the Notes will rank equally with all other unsecured and unsubordinated debt of Citigroup Inc. Accordingly, investors will be exposed to the credit risk of the Issuer and Citigroup Inc.

In the event that the Notes are redeemed before the Note Maturity Date, including in the circumstances described in the section headed "Risk Factors – Investment in the Notes – The Notes may be redeemed early at an amount less than USD0.01 per Note" of the Appendix, the Manager may determine to terminate the Series Trust on such termination date as it may determine.

Page 15

Citi Investment Trust (Cayman)**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2011)

Commodity Rich Currencies Linked Fund (USD) (10-11)

Note 2 - Significant accounting policies**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of the investments in securities

In determining the net asset value and the net asset value per unit, the Administrator will follow the following valuation policies and procedures :

- (a) over-the-counter instruments will be valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator;
- (b) short-term money market instruments and bank deposits will be valued at cost plus accrued interest; and
- (c) all other assets and liabilities will be valued in the good faith discretion of the Manager in consultation with the Administrator, including assets and liabilities for which there is no identifiable market value.

2.3 - Other fees and expenses

When calculating the net asset value, the costs and expenses in connection with the establishment of the Series Trust and the offering of the units (the "Initial Costs") amounted to USD 90,000, and will be expensed on December 16, 2011 in accordance with Note 10.

All other expenses are accounted for on an accrual basis.

2.4 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.5 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in other currencies than the US Dollar (USD) are translated at exchange rates ruling at period-end. Transactions in foreign currencies are translated into USD exchange rates ruling at the transaction dates.

Note 3 - Trustee fee

The Trustee is entitled to receive out of the trust fund of the Series Trust a trustee fee of USD 10,000 per annum during the period from, but excluding, November 30, 2010 (the "Closing Date") and excluding, January 10, 2014, payable quarterly in arrears.

Page 16

Citi Investment Trust (Cayman)**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2011)

Commodity Rich Currencies Linked Fund (USD) (10-11)

Note 4 - Series Trust-specific fees and management fees

The Manager is entitled to receive from the Series Trust fees in amounts equal to 0.67% per annum from, but excluding, November 30, 2010 to but excluding the Note Maturity Date, of the product of USD10 multiplied by the number of units in issue on each calendar day during the life of the Series Trust up to the Note Maturity Date or such earlier date as the Notes may be redeemed in full by the issuer (the "Series Trust Specific Fees").

The Manager will be entitled to retain out of the Series Trust Specific Fees a management fee at the rate of 0.3% per annum of the product of USD10 multiplied by the number of units in issue during the period from, but excluding, the Closing Date and excluding the Note Maturity Date or such earlier date as the Notes may be redeemed in full by the issuer, calculated and accrued daily and payable monthly in arrear.

The remainder of the Series Trust Specific Fees received by the Manager will be used to satisfy fees and expenses incurred by or on behalf of the Series Trust as detailed below.

Note 5 - Administrator fee

The Administrator is entitled to receive a fee of up to 0.09% per annum of the product of USD10 multiplied by the number of units in issue during the period from, but excluding, the Closing Date and excluding, the Note Maturity Date or such earlier date as the Notes may be redeemed in full by the Issuer, calculated and accrued daily and payable monthly in arrears. The Administrator's fees will be satisfied out of the Series Trust Specific Fees payable to the Manager (as per the Appendix).

Note 6 - Custodian fee

The Custodian is entitled to receive a fee of up to 0.01% per annum of the product of USD10 multiplied by the number of units in issue during the period from, but excluding, the Closing Date and excluding, the Note Maturity Date or such earlier date as the Notes may be redeemed in full by the Issuer, calculated and accrued daily and payable monthly in arrears. The Custodian's fees will be satisfied out of the Series Trust Specific Fees payable to the Manager (as per the Appendix).

Note 7 - Agent Company fee

The Agent Company is entitled to receive a fee of up to 0.03% per annum of the product of USD10 multiplied by the number of units in issue during the period from, but excluding, the Closing Date and excluding, the Note Maturity Date or such earlier date as the Notes may be redeemed in full by the Issuer, calculated and accrued daily and payable monthly in arrears. The Agent Company's fees will be satisfied out of the Series Trust Specific Fees payable to the Manager (as per the Appendix).

Page 17

Citi Investment Trust (Cayman)**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2011)

Commodity Rich Currencies Linked Fund (USD) (10-11)

Note 8 - Distributor fee

The Distributor will be entitled to receive a fee of up to 0.24% per annum of the product of USD10 multiplied by the number of Units in issue during the period from, but excluding, the Closing Date and excluding, the Note Maturity Date or such earlier date as the Notes may be redeemed in full by the Issuer, calculated and accrued daily and payable monthly in arrears. The Distributor's fees will be satisfied out of the Series Trust Specific Fees payable to the Manager (as per the Appendix).

Note 9 - Taxation**9.1 - Cayman Islands**

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from November 4, 2008. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

9.2 - Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

Note 10 - Future recurring fixed costs

As per the Appendix, the Series Trust should make no later than December 16, 2011 a provision for known future recurring fixed costs over the life of the Series Trust in relation to its ongoing operations and such provision for future recurring fixed costs be amortised between the Closing Date (as defined in the Appendix) and the first repurchase date, December 16, 2011. As at period end the unamortized portion of the future recurring fixed costs amounted to USD 27,339.10. For the purposes of the daily net asset value calculation, the Administrator has accrued these expenses as stated in the Offering Memorandum. These expenses have been excluded for the purposes of the net asset value as presented in the financial statements in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles. A reconciliation between the net asset value as reported by the Administrator and as per the financial statements has been included in the statement of net assets.

Citi Investment Trust (Cayman)**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2011)

Commodity Rich Currencies Linked Fund (USD) (10-11)

Note 11 – Net Assets variation between last official NAV date and period end date

The last Net Asset Value published by the Administrator was on October 28, 2011 whereas the period end is October 31, 2011. The variation in Net Assets of the Series Trust between the last published NAV date and the period end date is as follows:

	October 28, 2011	October 31, 2011	Variation
Investment at market value	43,782,675.70	43,689,189.56	(93,486.14)
Cash at bank	225,970.07	221,947.54	(4,022.53)
Other assets	39,542.00	37,107.78	(2,434.22)
Liabilities	(239,015.16)	(237,415.99)	1,599.17
Net Assets	43,809,172.61	43,710,828.89	(98,343.72)

(2) 【損益計算書】

サブ・ファンドの損益計算書については、「1 財務諸表、(1) 貸借対照表」の項目に記載したサブ・ファンドの<損益および純資産変動計算書>をご参照ください。

(3) 【投資有価証券明細表等】

サブ・ファンドの投資有価証券明細表等については、「1 財務諸表、(1) 貸借対照表」の項目に記載したサブ・ファンドの<投資有価証券明細表>をご参照ください。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成25年2月末日現在)

	米ドル(.を除く。)	百万円 (.および .を除く。)
. 資産総額	42,130,462.30	3,897,489,067
. 負債総額	139,784.99	12,931,509
. 純資産総額(-)	41,990,677.31	3,884,557,558
. 発行済口数	4,279,591.437口	
. 1口当たり純資産価格(/)	9.81	908

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）受益証券の名義書換

サブ・ファンドの記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ ロベルトシュトゥンパー通り 9 A

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（ロ）受益者集会

受託会社または管理会社は、以下に掲げる場合において、トラストまたは関連するサブ・ファンド（場合による。）の受益者集会を、当該集会の招集通知に定める時間および場所において招集する。

（a）信託証書の規定により要求される場合

（b）管理会社または受託会社の書面による請求がある場合

（c）（全受益者集会の場合）当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

（d）（いずれかのサブ・ファンドの受益者集会の場合）当該サブ・ファンドの当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

集会は、トラストまたは関連するサブ・ファンドの受益者に対して中10日以上前の事前の通知により招集されなければならない。通知は、集会の日時および場所ならびに当該集会で提案される決議の議題を明記しなくてはならない。受益者決議、議決または定足数に関する計算は、関連する基準日（ただし、当該基準日が評価日ではない場合、当該基準日の直前の評価日）の時点における純資産価額を参照して行われる。いずれかの集会に関する基準日は、管理会社により決定される日（集会の招集通知に明記される集会の日から中14日以上前）とする。事故によるいずれかの受益者に対する通知の不到達または受益者による通知の不受領は、集会の議事を無効にするものではない。受託会社または管理会社の授権された代理人は、集会に出席し発言する権利を有する。集会の定足数は、時点におけるトラストまたはサブ・ファンド（場合による。）の当該時点における発行済受益証券の保有者の単純過半数である。集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定され、当該決議がサブ・ファンド決議または受益者決議（場合による。）の必要過半数により承認された場合、投票の結果は、集会の決議とみなされる。投票において、議決は本人または代理人により行使されることができる。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

いかなる特典も、受益者に対して、付与されない。

受益証券の譲渡

以下に記載される規定および管理会社が決定するその他の条件に基づき、受益者は、管理会社および受託会社の承諾を得た上、自らが保有する受益証券を管理会社が随時承認するいかなる書式の書面証書によっても譲渡することができる。すべての譲渡証書は、譲渡人またはその代理人および譲受人またはその代理人の署名が付されなければならない。

いずれかの譲渡に関して、管理会社または受託会社は、それぞれの絶対的な裁量により、譲受人に対して、管理会社または受託会社が必要もしくは望ましいと判断するいかなる様式によるいかなる情報（関連する法域または適用ある法域における制定法の規定、政府その他の要件もしくは規則または当該時に有効な管理会社もしくは受託会社の方針の遵守を容易にするために管理会社または受託会社が要求する情報または文書を含む。）も提供することを要求することができる。

受託会社および管理会社は、信託証書の規定に反するいかなる譲渡の確認、合意、名義書換または名義書換の取次ぎも行わず、また受託会社または管理会社が譲受人の氏名を受益者名簿に記入するか、または受益者名簿への記入を取次ぐまでは、譲渡の対象である受益証券に対するあらゆる権利に関して引き続き譲渡人を受益者として扱う。

受託会社または管理会社のいずれも、関連する譲渡契約または申込契約における表明に依拠してその承諾を

行うことにつき責任を有することはなく、またそれぞれ完全に保護される。

上記の規定に違反して譲渡されるいずれの受益証券も、以下の「強制買戻しおよび譲渡」の項に記載される方法による強制的な買戻しまたは譲渡の対象となる。

強制買戻しおよび譲渡

受託会社は、いつでも影響を受ける受益者に対して事前の書面による通知を行うことにより、適用ある買戻価格（送金費用の控除後）により、関連する買戻日において、当該受益者によって保有されるすべてのまたはいずれかの受益証券を買い戻すことができる。かかる強制買戻しは、以下に掲げる状況において行われることができる。

- (a) 受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識することについて理由がある場合。
 - (i) いずれかの国、政府、司法または財務当局の法律、規制または法的拘束力を有する要件に違反する者
 - () 関連するサブ・ファンドについて適格投資家でない者、または関連するサブ・ファンドに関する適格投資家でない者の利益のために受益証券を取得した者
 - () 受託会社または管理会社の意見において関連するサブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が本来であれば負うはずのない納税責任を負い、または法律上、金銭上、規制上もしくは重大な運営上、結果的に不利益を被ることになると受託会社または管理会社が判断する状況下にある者
- (b) 受益証券が、受益者に対して、前記「第一部 ファンド情報、第 4 外国投資信託受益証券事務の概要、(八) 受益者に対する特典、譲渡制限」の項に要約される信託証書の適用ある規定に違反して譲渡された場合。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本の額

管理会社の資本金は、200万200香港ドル（約2,386万円）で、平成25年2月末日現在全額払込済である。なお、1株100香港ドル（約1,193円）の記名式株式2万2株を発行済である。

また、管理会社の純資産の額は、平成25年2月末日現在147,210,252香港ドル（約17億5,622万円）であった。

過去5年間における管理会社の資本金の増減は、以下のとおりである。

平成20年12月末日から平成21年9月24日まで	資本金額：200香港ドル
平成21年9月25日	1株100香港ドルの記名式株式2万株を追加して発行。
平成21年9月25日から平成25年2月末日まで	資本金額：200万200香港ドル

(2) 会社の機構

管理会社が総会で異なる決定を下さない限り、取締役の人数は一名以上とし、最大人数はないものとする。

取締役の資格として管理会社の株式を保有する必要はない。管理会社の株主でない取締役は総会またはいずれかの種類株式の保有者総会に出席して、発言する権利を有するものとする。

管理会社の事業は取締役会が管理するものとする。取締役会は管理会社の設立および登録に関するすべての費用を支払うものとする。取締役会は会社法（第32章）およびこれと一体をなすその他一切の法令（以下「会社法」という。）または通常定款に従って管理会社によって総会で行使されるべき管理会社のすべての権限を、通常定款に定める規則、会社法に定める規定および管理会社が総会で定めた上記の規則および規定と矛盾しない規則に従って、行使することができる。ただし、管理会社が総会で定めた規則は、かかる規則が定められていなければ有効な以前の実行取締役の行為を無効化しないものとする。

会社法に定める関係規定に従って、取締役会は香港等において管理会社の業務を管理する委員会、地方委員会または機関を設置し、事業を行うために適当と判断する規則を定め、変更し、いずれかの者を上記の委員会、地方委員会または機関の構成員に選任し、報酬を定めるほか、取締役会に帰属する権限または裁量権を、上記の委員会、地方委員会または機関に委託し、上記の委員会、地方委員会または機関の構成員に欠員を補充し、または欠員を補充することなく職務を務めることを認めることができる。上記の選任または委託は取締役会が適当と判断する条件に基づくものとする。また取締役会は上記の要領で選任された者を解任し、または委託を撤回し、もしくは変更することができるが、誠実に取引を行い、かつかかる撤回または変更を通知されていない者は上記の規定による影響を受けないものとする。

取締役会は随時管理会社の社印を押した委任状により、いずれかの者を、取締役会が適当と考える期間、取締役会が適当と考える条件に基づき、取締役会が適当と考える目的のために、取締役会が適当と考える権限および裁量権（再委託の権限を含む。）を授与した上で、管理会社の代理人または委託先に選任することができる。上記の選任は、（取締役会が適当と判断する場合）取締役または上記の委員会もしくは地方委員会の構成員またはいずれかの企業もしくは会社の取締役、名義人もしくは経営者または取締役会が直接もしくは間接的に指名した人もしくは団体を受益者とし、また上記の委任状には上記の代理人と取引を行う者を保護し、かつ便宜を図るために取締役会が適当と考える規定を織り込むことができる。

取締役会は、随時取締役会が適当と考える期間、取締役会が適当と考える条件に基づき、取締役会が適当と考える報酬により、一名以上の取締役を管理会社の業務執行取締役または共同業務執行取締役に選任し、または管理会社の事業の管理、運営に携わる役職に就任させることができる。また取締役会は、随時（取締役と管理会社との間で合意した契約に定める規定に従い）上記の取締役を解任し、他の取締役を後

任に選任することができる。

業務執行取締役または共同業務執行取締役には（業務執行取締役または共同業務執行取締役と管理会社との間で合意した契約に定める規定に従い）管理会社のその他の取締役の辞任および解任に関する規定と同じ規定が適用されるものとし、取締役ではなくなった場合、直ちに業務執行取締役または共同業務執行取締役ではなくなるものとする。

取締役会は業務執行取締役、共同業務執行取締役または管理会社の事業の管理、運営に携わるその他の役職を務める取締役に、取締役会が適当と考える条件および制限に従い、定款に基づき行使され得る取締役会が適当と考える権限を、取締役会自身の権限と併存し、または取締役会自身の権限を排除して授与し、委託するとともに、随時かかる権限の一部または全部を撤回し、取消し、または変更することができる。

- (i) 取締役会は、随時管理会社の支配人を選任して、報酬、手数料を支払い、または管理会社の利益への参加権を授与し、またはそれらの混合による報酬を定め、管理会社の事業により支配人が雇用した支配人の職員の費用を支払うことができる。
- () 支配人の選任は取締役会が決定した期間として、取締役会は適当と考える権限の一部または全部を支配人に授与することができる。
- () (i) 号および() 号に関連して、取締役会は、その独自の裁量により、適当と判断する条件（管理会社の事業を行うために副支配人またはその他の従業員を選任する支配人の権限を含む。）に基づき支配人と契約を締結することができる。

2【事業の内容及び営業の概況】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。管理会社は、信託証書に基づき、各サブ・ファンドの信託財産を構成する投資対象を運用する責任を有する。

管理会社は、管理会社が受託会社に対して当該委託が生ずる前または当該委託が生じた後合理的な期間内に当該委託について通知することを条件に、受託会社の事前の書面による承認を得ることなく、管理会社が決定する1以上の個人、団体または法人に対して、その権利、特典、権能、義務および裁量の全部または一部ならびに信託証書に基づくそのいずれかの職務の履行を（関連するサブ・ファンドの費用で）委託する権能および権限を有する。ただし、以下に掲げる事項をその条件とする。

- (a) 管理会社は、各委託先が信託証書の規定（適用ある範囲において）を遵守することを確保するために、あらゆる合理的な努力をする。
- (b) 適用ある法律によって要求される限りにおいて、管理会社は、当該委託先の作為または不作為についてかかる作為または不作為が管理会社自身のものであるかのように責任を負うが、その他当該委託先またはその再委託先の行為を監督することを義務付けられず、かつ、かかる損失が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行の結果として発生した場合を除き、委託先または再委託先の作為または不作為を理由としてトラスト（いずれかのサブ・ファンドを含む。）が被った損失について一切責任を負わない。
- (c) 当該者との書面による合意は、個別的に受託会社に対してではなく、関連するサブ・ファンドの信託財産のみに対して当該合意に基づく求償を制限する条項を含む。

管理会社は、いかなる場合または理由においても、信託財産またはそのいずれか一部が被ったまたはその収益について生じた損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。

管理会社は、トラストに関する潜在的債権者との取引においても、当該債権者に対して支払義務を負うもしくは将来その可能性がある債務、義務または負債を満足させるために、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産に対してのみ求償を有することを確保する。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負担しまたは当事者となった訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産より補償される。上記にかかわらず、

- (a) 管理会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、他のサブ・ファンドに関して被った債務に対して補償を受ける権利を有さない。

- (b) 管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。

管理会社は、受託会社に対して90日前(または受託会社が合意するより短い期間)の書面による通知を行うことにより退任することができる。管理会社が退任の意思を示した通知を行ってから60日以内に承継管理者が任命されていない場合、すべてのサブ・ファンドが終了する。

管理会社は、受託会社が信託証書に基づくその義務の重大な違反を行い、かつ(当該違反が治癒可能である場合に)当該違反の治癒を要求する管理会社による通知の受領から30日以内にこれを是正しない場合、受託会社に対して書面による通知を行うことにより、いつでも信託証書に基づくその任務から退く権利を有する。

管理会社が退任するかまたは解任された場合であって、かつかかる退任または解任の後受託会社が決定する期間内にあらゆる点において管理会社に代わる者として相応しい者であると受託会社が決定する後任の管理会社を受託会社が特定することができない場合、受託会社は、直ちに全受益者による集会を招集する。当該受益者集会において、受益者は、受益者決議をもって管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名することができ、受益者は、受託会社に対して、その旨を書面により通知するものとする。当該通知後直ちに、受託会社は、追補信託証書により、望ましい後任の管理会社を管理会社として選任する。受益者が管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名しなかった場合、受託会社は、トラストを終了させることができる。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、香港で設立された会社であり、シティグループ・インクの間接完全子会社であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッドの完全子会社である。香港法第571章の証券先物法(以下「SF0」という。)第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

管理会社の取締役は以下のとおりである。

ジェレミー・デイビッド・コラード氏は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・アジア・リミテッドのマネージング・ディレクターである。コラード氏は、シティグループのアジア・パシフィック・ストラクチャード商品デスクのストラクチャーであり、アジア太平洋の資産家および機関投資向けの広範囲な株式仕組商品の開発および締結に関与した。コラード氏は、2001年に地域的な株式デリバティブ顧問としてシティグループ・グローバル・マーケッツ・アジア・リミテッドに入社し、2003年に現在のストラクチャリング職に就いた。2001年のシティグループ入社以前、コラード氏は、リンクレイターズの金融市場およびデリバティブの分野における弁護士であり、デリバティブ、ストラクチャード商品および金融市場規則に関する広範囲な取引および顧問業務に従事した。コラード氏は、ブリストル大学の経済および政治学士号を有し、英国およびウェールズならびに香港で登録された事務弁護士(ソリシター)である。

シリル・トルブレウィッチ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィック地域の取締役兼アジア・パシフィック・マルチ・アセット・グループの長である。マルチ・アセット・グループは、資産家、個人、企業および機関顧客に対する投資商品および投資ソリューションの販売の考案、組成および手配を行う地域的投資ソリューションの基盤となる組織である。トルブレウィッチ氏は、グループ長の職務に就くまで、アジアの機関顧客および販売パートナーに対する新商品戦略の指揮をとり、受賞歴のある幅広いソリューション開発を監督していた。トルブレウィッチ氏は、2003年にロンドンのシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドにマルチ・アセット・デリバティブ・ストラクチャーとして入社し、2007年にアジアに異動した。

ソン・リ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィック地域の取締役兼ポートフォリオ・マネジメント部門の長である。シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィック地域におけるリ氏の主な職務は、新規戦略および商品開発ならびにシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントの様々なファンドが投資しているポートフォリオの運用を日々監督することである。リ氏は、ウォール・ストリートおよびアジアにおいて18年以上の投資経験を有する。シティグループに入社する前は、ニューヨークおよび最近では香港のアライア

ンス・バーンスタイン・アセット・マネジメントにおいて、少数の主力商品で1,600億米ドルにのぼる運用資産額を監督するブレンド・ソリューション・チームでシニア・ポートフォリオ・マネジャーを務めた。アライアンス・バーンスタインに勤務する前は、ニューヨークのドイチェ・アセット・マネジメントおよびシティ・グループ・アセット・マネジメントでポートフォリオ管理および研究に関する様々な職務に携わっていた。

管理会社は、平成25年2月末日現在、24本のファンドを運用している。

管理会社が運用している24本のファンドは、以下のとおり、分類される。

分類		内訳
A分類	通貨建別運用金額	米ドル建 444,191,081米ドル
		豪ドル建 10,902,074豪ドル
		円建 85,376,586,688円
B分類	ファンドの種類 (基本的性格)	バミューダ籍・契約型・オープン・エンド型 1本
		ケイマン籍・契約型・オープン・エンド型 20本
		その他 3本

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定を適用して管理会社によって作成された財務書類の原文を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- b．上記財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は香港ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な事項について平成25年2月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝11.93円）で換算された本邦通貨換算額が併記されている。なお、1円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2011年12月31日に終了した事業年度の財務書類

(1) 【貸借対照表】

包括利益計算書

2011年12月31日に終了した事業年度

(表示: 香港ドル)

	注記	2011年 \$	2011年 ¥	2010年 \$	2010年 ¥
売上高	2	119,074,421	1,420,557,843	118,990,690	1,419,558,932
その他の収益	3	323,717	3,861,944	434,249	5,180,591
その他の営業費用		(64,182,109)	(765,692,560)	(109,321,008)	(1,304,199,625)
税引前利益	4	55,216,029	658,727,226	10,103,931	120,539,897
法人税	5 (a)	16,228,664	193,607,962	572,885	6,834,518
当期利益および包括利益合計		71,444,693	852,335,187	10,676,816	127,374,415

10ページから28ページ(訳注: 原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2011年12月31日に終了した事業年度の財務書類

貸借対照表

2011年12月31日現在

(表示:香港ドル)

	注記	2011年 \$	2011年 ¥	2010年 \$	2010年 ¥
非流動資産					
繰延税金資産	5 (c)	18,140,110	216,411,512	1,911,446	22,803,551
流動資産					
現金および現金同等物	7	117,969,438	1,407,375,395	53,699,487	640,634,880
兄弟会社に対する債権	8	4,886	58,290	5,254	62,680
売掛金およびその他の債権	9	8,874,397	105,871,556	7,057,822	84,199,816
		126,848,721	1,513,305,242	60,762,563	724,897,377
流動負債					
買掛金および未払費用	10	3,843,957	45,858,407	4,772,535	56,936,343
兄弟会社に対する債務	8	25,103,373	299,483,240	13,304,666	158,724,665
		28,947,330	345,341,647	18,077,201	215,661,008
純流動資産		97,901,391	1,167,963,595	42,685,362	509,236,369
純資産		116,041,501	1,384,375,107	44,596,808	532,039,919
資本および剰余金					
株式資本	11(a)	2,000,200	23,862,386	2,000,200	23,862,386
剰余金		114,041,301	1,360,512,721	42,596,608	508,177,533
資本合計		116,041,501	1,384,375,107	44,596,808	532,039,919

2012年4月30日に取締役会によって発行を承認、認可された。

)
 [署名])
) 取締役
 [署名])
)

10ページから28ページ(訳注:原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2011年12月31日に終了した事業年度の財務書類

資本変動計算書

2011年12月31日に終了した事業年度
(表示: 香港ドル)

	株式資本 \$	剰余金 \$	合計 \$
2010年1月1日現在残高	2,000,200	31,919,792	33,919,992
当期利益および包括利益合計	-	10,676,816	10,676,816
2010年12月31日および2011年1月1日現在残高	2,000,200	42,596,608	44,596,808
当期利益および包括利益合計	-	71,444,693	71,444,693
2011年12月31日現在残高	2,000,200	114,041,301	116,041,501
	株式資本 ¥	剰余金 ¥	合計 ¥
2010年1月1日現在残高	23,862,386	380,803,119	404,665,505
当期利益および包括利益合計	-	127,374,415	127,374,415
2010年12月31日および2011年1月1日現在残高	23,862,386	508,177,533	532,039,919
当期利益および包括利益合計	-	852,335,187	852,335,187
2011年12月31日現在残高	23,862,386	1,360,512,721	1,384,375,107

10ページから28ページ(訳注: 原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2011年12月31日に終了した事業年度の財務書類

キャッシュ・フロー計算書
2011年12月31日に終了した事業年度
(表示: 香港ドル)

	注記	2011年 \$	2011年 ¥	2010年 \$	2010年 ¥
営業活動					
税引前利益		55,216,029	658,727,226	10,103,931	120,539,897
調整:					
受取利息	3	(34,836)	(415,593)	(76,591)	(913,731)
運転資本変動前営業利益		55,181,193	658,311,632	10,027,340	119,626,166
直接の親会社に対する債権の減少		-	-	12,318	146,954
兄弟会社に対する債権の減少/ (増加)		368	4,390	(4,486)	(53,518)
売掛金およびその他の債権の(増 加)/減少		(1,816,575)	(21,671,740)	18,435,055	219,930,206
買掛金および未払費用の減少		(928,578)	(11,077,936)	(18,148,860)	(216,515,900)
兄弟会社に対する債務の増加/ (減少)		11,798,707	140,758,575	(5,740,265)	(68,481,361)
営業活動から生じた正味現金		64,235,115	766,324,922	4,581,102	54,652,547
投資活動					
利息受取額		34,836	415,593	76,591	913,731
投資活動から生じた正味現金		34,836	415,593	76,591	913,731
現金および現金同等物の純増加		64,269,951	766,740,515	4,657,693	55,566,277
1月1日現在の現金および現金同 等物		53,699,487	640,634,880	49,041,794	585,068,602
12月31日現在の現金および現金同 等物	7	117,969,438	1,407,375,395	53,699,487	640,634,880

10ページから28ページ(訳注: 原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2011年12月31日に終了した事業年度の財務書類

財務書類に対する注記

(表示: 香港ドル)

1 重要な会計方針

(a) 法令遵守の表明

本財務書類は、該当するすべての香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して作成されている。HKFRSとは、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が公表した該当するすべての個々の香港財務報告基準、香港会計基準(以下「HKAS」という。)および解釈指針、香港で一般に公正妥当と認められる会計原則ならびに香港会社法の要件を含む総称である。当社が適用した重要な会計方針の要約は、下記に記載されている。

HKICPAは、当社の当事業年度に初度適用される、特定の新規および改訂されたHKFRSを公表している。注記1(c)は、本財務書類に反映されている当事業年度及び過年度について、当社に関連する範囲において、これらの変更の初度適用の結果生じる会計方針の変更に関する情報を記載している。

(b) 財務書類作成の基礎

本財務書類の作成に用いている測定基準は、取得原価主義である。

当社は、当社に関連する原資産および状況の経済的実質を反映する機能通貨として香港ドルを選択している。

HKFRSに準拠した財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の事業年度だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる事業年度に認識され、変更が当事業年度および将来の事業年度に影響を与える場合は、変更が行われる事業年度および将来の事業年度に認識される。

(c) 会計方針の変更

HKICPAは、当社の当事業年度に初度適用されるHKFRSに対する多くの修正および1つの新規の解釈指針を公表している。これらのうち、以下の変更が当社の財務書類に関連する。

- HKAS第24号(2009年改訂) 関連当事者についての開示
- HKFRSの改善(2010年)

当社は、当事業年度において未発効の新基準または解釈指針を適用していない。

上記の変更の影響は以下の通りである。

H K A S 第24号（2009年改訂）により、関連当事者の定義が改訂されている。その結果、当社は、関連当事者の特定について再評価を行い、改訂された定義が当事業年度及び過年度における当社の関連当事者についての開示に重要な影響を及ぼさないと結論付けた。また、H K A S 第24号（2009年改訂）により、政府関連事業体に関する開示要件が修正されている。当社は政府関連事業体ではないため、この基準による当社への影響はない。

H K F R S の改善（2010年）の包括的な基準により、H K F R S 第7号「金融商品：開示」の開示要件に多くの修正が加えられた。注記12における当社の金融商品に関する開示は、修正後の開示要件に従っている。これらの修正により、当事業年度および過年度の財務書類に認識された金額の分類、認識及び測定に重要な影響はない。

(d) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金、手元現金、銀行およびその他の金融機関に対する要求払預金、ならびに取得時点の満期が3か月以内であり、確定金額に容易に換金が可能で、かつ価格の変動リスクが小さい、短期で流動性の高い投資から構成される。

(e) 収益の認識

収益は、受け取った、または今後受け取る対価の公正価値で測定される。収益は、経済的便益が当社に流入し、収益および費用（該当する場合）が信頼性をもって測定することができる可能性が高い場合に損益に認識される。

() 受取報酬は、該当するサービスが提供された時点で認識される。

() 受取利息は、実効金利法を用いて発生した時点で認識される。

(f) 引当金および偶発債務

引当金は、当社に過去の事象の結果として発生した法的債務または推定債務があり、当該債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつ信頼性の高い見積りが可能な場合に、時期または金額が不確定の負債に関して認識される。貨幣の時間的価値が重要な場合、引当金は当該債務を決済するために予想される費用の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低い、または信頼性をもって金額を見積ることができない場合、当該債務は偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。発生可能性のある債務で、その存在が将来の1つまたは複数の事象が発生する、あるいは発生しないことによるのみ確認される場合もまた、偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。

(g) 売掛金およびその他の債権

売掛金およびその他の債権は公正価値で当初認識され、その後、不良債権の減損引当金控除後の償却原価で計上される。ただし、債権が定められた返済条件のない関連当事者に対する無金利融資である場合、または割引の影響に重要性がない場合には、債権は不良債権の減損引当金控除後の取得原価で計上される。

不良債権に関する減損損失は、減損の客観的な証拠が存在する場合に認識され、当該金融資産の帳簿価額と、割引の影響が重要である場合は当該資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローとの差額として測定される。

(h) 外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日現在の為替レートで香港ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産および負債は、貸借対照表日現在の為替レートで香港ドルに換算される。為替差損益は損益に認識される。

(i) 法人税

当期法人税は、当期税金費用および繰延税金資産と繰延税金負債の変動で構成される。当期税金費用および繰延税金資産と繰延税金負債の変動は損益に認識される。ただし、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される項目に関連する場合には、法人税のうちの該当する金額がそれぞれ、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される。

当期税金費用は、貸借対照表日現在の実効税率または実質的な実効税率を使用した、当期の課税所得に係る予想未払税額および過年度の未払税金に対する調整額である。

繰延税金資産および負債は、資産および負債の財務報告上の帳簿価額と課税基準の差額である。減算および加算一時差異からそれぞれ発生する。繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金および未使用の税額控除からも発生する。資産および負債の当初認識時から発生する差額を除き、すべての繰延税金負債は認識され、またすべての繰延税金資産は、当該資産が利用できる将来の課税所得の実現可能性が高い場合に限り、認識される。

繰延税金の認識額は、当該資産および負債の帳簿価額の実現または決済において予想される方法に基づき、貸借対照表日現在の実効税率または実質的な実効税率を使用して測定される。繰延税金資産および負債は割り引かれない。

当期税金残高および繰延税金残高ならびにその変動は、それぞれ個別に表示され、相殺されない。当社が当期税金資産を当期税金負債と相殺する法的強制力のある権利を有する場合に限り、当期税金資産は当期税金負債と相殺され、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺される。相殺の原則は通常、同一の税務当局が同一の課税事業体に課す法人税に対して適用される。

(j) 関連当事者

(a) 以下に該当する人物または当該人物の近親者は、当社に関連している。

- () 当社に対して支配権または共同支配権を有している。
- () 当社に重要な影響力を行使することができる。あるいは
- () 当社または当社の親会社の主要な経営幹部の一員である。

(b) 以下の条件のいずれかが該当する事業体は、当社に関連している。

- () 当該事業体が同じグループの一員である（すなわち、当社の親会社、子会社および兄弟会社）。

- () 一方の事業体が、もう一方の事業体の関連会社または合併事業(あるいはもう一方の事業体が属しているグループの別の事業体の関連会社または合併事業)である。
- () 2つの事業体がいずれも同じ第三者の合併事業である。
- () 一方の事業体が第三者の事業体の合併事業であり、もう一方の事業体はその第三者の事業体の関連会社である。
- () 当該事業体が当社または当社に関連する事業体のいずれかの従業員給付のための退職後給付制度である。
- () 当該当事者が(a)で特定した人物の支配下または共同支配下にある。
- () (a)()で特定した人物が当該事業体に重要な影響力を行使することができる、あるいは当該事業体(または当該事業体の親会社)の主要な経営幹部の一員である。

ある人物の近親者とは、事業体との取引において、当該人物に影響を及ぼす、または影響を受けることが予想される親族のことである。

(k) 金融商品

() 当初認識

金融商品は当初、公正価値で測定されるが、これは通常、取引価格と同額である。損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債以外の金融資産または金融負債の場合、当該金融資産または金融負債の取得または発行に直接帰属する取引費用が公正価値に加えられる。

当社は、金融資産および金融負債を、当該商品の契約上の規定の当事者になった日に認識する。金融資産の通常の売買は、取引日基準を用いて認識される。当該取引日から、金融資産または金融負債の公正価値の変動から発生する損益が計上される。

() 区分

その他の金融資産および負債

金融資産および負債は当初、帰属する取引費用控除後の公正価値で認識される。当初認識の後、金融資産および負債は、実効金利法を用いた償却原価で計上される。

() 認識の中止

金融資産は、当該金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、あるいは当該金融資産とともに所有に関する実質的にすべてのリスクおよび経済価値が譲渡された場合に、認識が中止される。

金融負債は、契約で特定された債務が免除、解消あるいは消滅した場合に、認識が中止される。

() 相殺

認識額を相殺する法的強制力のある権利があり、純額ベースでの決済、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合、金融資産と金融負債は相殺され、その純額が貸借対照表に計上される。

2 売上高

当社の主たる事業は、投資運用サービスの提供である。

	2011年 \$	2010年 \$
受取投資運用報酬	95,649,934	28,638,950
受取買戻報酬	5,742,781	48,899,511
受取特定報酬	17,886,470	40,785,861
受取パフォーマンス報酬	(204,764)	666,368
	<hr/>	<hr/>
	119,074,421	118,990,690
	<hr/>	<hr/>

上記の受取報酬の性質については、注記13に開示されている。

3 その他の収益

	2011年 \$	2010年 \$
兄弟会社の銀行における預金からの受取利息	34,836	76,591
為替差益	288,881	357,658
	<hr/>	<hr/>
	323,717	434,249
	<hr/>	<hr/>

4 税引前利益

税引前利益は、以下の借方計上 / (貸方計上)後の金額で計上されている。

	2011年 \$	2010年 \$
支払事務管理報酬	4,206,401	2,061,143
支払管理報酬	18,400,041	12,112,832
支払買戻報酬	5,742,781	48,490,757
支払販売促進報酬	9,383,323	24,035,430
支払特定報酬	8,503,147	16,750,431
支払サブ・マネージャー報酬	4,374,187	592,374
支払トレーラー報酬	10,905,933	4,313,147
監査報酬	452,891	310,577
弁護士報酬	412,273	(271,997)
	<hr/>	<hr/>

上記の関連当事者への支払報酬の一部の性質については注記13に開示されている。

5 法人税

(a) 損益に係る法人税は以下の通りである。

	2011年 \$	2010年 \$
繰延税金利益	16,228,664	572,885
	<hr/>	<hr/>

2011年度および2010年度においては、税務上の繰越欠損金が課税所得を上回っていたため、当事業年度および過年度の財務書類上で香港法人税に対する引当金は計上されなかった。

(b) 法人税と適用税率で算定された会計上の利益の調整：

	2011年 \$	2010年 \$
税引前利益	55,216,029	10,103,931
税率16.5%（2010年度：16.5%）での税引前利益に係る 想定税額	9,110,645	1,667,149
非課税所得の税効果	(5,748)	(12,638)
当事業年度に利用された欠損金	(9,104,897)	(1,654,511)
繰延税金資産として認識された過年度の欠損金の税効果	(16,228,664)	(572,885)
実際の法人税	(16,228,664)	(572,885)

(c) 繰延税金資産認識額：

	2011年 \$	2010年 \$
税務上の欠損金から発生する繰延税金：		
1月1日現在	1,911,446	1,338,561
包括利益計算書への貸方計上額	16,228,664	572,885
12月31日現在	18,140,110	1,911,446

注記1(i)に記載の会計方針に従い、当社は、2010年12月31日現在の税務上の累積欠損金153,462,781香港ドルに関して、当該欠損金を利用できる将来の課税所得が生じる可能性が低いと判断したため、繰延税金資産を認識していなかった。将来の課税所得が生じる可能性が高いと経営陣が判断したため、当社は、2011年12月31日現在の税務上の累積欠損金全額に関して繰延税金資産を認識した。現行の税制上、この税務上の欠損金は消滅しない。

6 取締役の報酬

香港会社法第161条に準拠して開示される取締役の報酬は以下の通りである。

	2011年 \$	2010年 \$
報酬	-	-
その他の報酬	-	-

特定の取締役に対して合計31,973,838香港ドル(2010年度:34,695,199香港ドル)の報酬が、当社の兄弟会社によって支払われた。取締役会は、開示目的のために当社に配賦すべき金額を数値化することは合理的に実行可能ではないと考えている。主要な経営陣の報酬は取締役報酬のみで構成されている。

7 現金および現金同等物

2011年12月31日および2010年12月31日現在、現金および現金同等物は、兄弟会社の銀行における預金を表している。

8 グループ会社に対する債権債務

グループ会社に対する債権債務は、無担保かつ無金利である。兄弟会社に対する債務には、投資運用サービスの提供に関する以下の債務が含まれている。

	2011年 \$	2010年 \$
未払販売促進報酬	297,903	573,675

当該未払販売促進報酬は3か月以内に決済される見込みである。これ以外の金額は、要求に応じて返済される。

9 売掛金およびその他の債権

	2011年 \$	2010年 \$
未収投資運用報酬	7,179,743	3,652,477
未収買戻報酬	-	266,725
未収特定報酬	297,903	1,486,523
未収パフォーマンス報酬	461,604	666,368
未収弁護士および専門家報酬	935,147	985,729
	8,874,397	7,057,822

上記の未収報酬はすべて、当社が運用するファンドから支払われる。これらは無金利、無担保であり、3か月以内に決済される見込みである。

10 買掛金および未払費用

	2011年 \$	2010年 \$
未払トレーラー報酬	2,096,631	2,137,438
未払サブ・マネージャー報酬	1,303,416	592,374
未払買戻報酬	-	266,725
未払特定報酬	-	912,848
その他	443,910	863,150
	<u>3,843,957</u>	<u>4,772,535</u>

未払トレーラー報酬には、兄弟会社に対する債務が1,874,974香港ドル（2010年度：1,893,957香港ドル）含まれていた。すべての買掛金および未払費用は、無利子、無担保であり、3か月以内に決済される見込みである。

11 株式資本

(a) 授權株式資本および発行済株式資本

	2011年		2010年	
	株数	金額 \$	株数	金額 \$
授權株式資本：				
額面100香港ドルの普通株式	1,000,000	100,000,000	1,000,000	100,000,000
発行済、全額払込済株式資本：				
額面100香港ドルの普通株式	20,002	2,000,200	20,002	2,000,200

普通株式の株主には、折々に宣言される配当を受け取る権利があり、当社の株主総会において1株につき1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残存資産に関して同等に位置づけられている。

(b) 資本管理

資本管理における当社の主たる目的は、継続企業として存続する当社の能力を保護することである。当社はある大規模なグループの一部であるため、当社の追加資本の源泉および余剰資金の分配に関する方針は、当該グループの資本管理目的の影響も受けることがある。

当社は、資本のすべての構成要素に、定められた返済条件のないグループ会社からの借入金を含めて「資本」として定義している。他のグループ会社との売買取引によって生じる取引残高は、当社では資本としてみなされていない。この基準において、2011年12月31日現在の資本金額は116,041,501香港ドル（2010年度：44,596,808香港ドル）であった。

当社の資本構造は、当社が所属するグループの資本管理の方策に配慮して定期的に見直され、管理されている。当社の資本構造の調整は、当社またはグループに影響を及ぼす経済環境の変化を考慮し、当社に対する取締役会の忠実義務または香港会社法の要件と矛盾しない範囲で行われる。取締役会による当社の資本構造の見直しの結果は、配当が宣言される場合に、配当水準を決定するための基準として使用される。

香港証券先物法に基づき登録された認可企業として、当社は香港証券先物(金融資源)規則(以下「FRR」という。)の資本規制の対象にもなっている。流動資本の最低必要額は、100,000香港ドルとFRRで定められた必要流動資本のいずれか高い方である。当社は、FRRの要件を遵守していることを日次ベースでモニターしている。当事業年度中、当社は常にFRRの要件を遵守していた。

12 金融商品

信用リスク、流動性リスクおよび金利リスクならびに為替リスクに対するエクスポージャーは、当社の通常の営業過程において生じる。これらのリスクは、下記の当社の財務管理方針および施策によって管理されている。

(a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主に兄弟会社の銀行における預金、売掛金およびグループ会社に対する債権に帰属する。

信用リスクの最大エクスポージャーは、貸借対照表上の各金融資産の帳簿価額で表されている。

経営陣は、グループ会社に預け入れている金融資産の不履行リスクは僅少であると考えている。

経営陣は、信用方針を整備しており、これらの信用リスクのエクスポージャーを継続的にモニターしている。すべての顧客について、財務体質に基づく信用評価が行われている。未決済の債権は、経営陣によって継続的にモニターされている。

(b) 流動性リスク

当社の方針により、短期および長期の流動性要件を満たすための十分な現金の維持を確保する目的で、現在の流動性要件と予想される流動性要件をモニターしている。

金融負債の最も早い契約上の決済日の詳細は、注記8および10に開示されている。

(c) 金利リスク

当社は、当社が現金および預金に係る銀行利息を得る範囲でのみ、金利リスクにさらされている。

2011年12月31日現在、他のすべての変数を一定とした場合、今後12か月間における金利の23ベース・ポイントの引き上げ（2010年度：33ベース・ポイントの引き上げ／8ベース・ポイントの引き下げ）によって、当社の税引前利益は約237,413香港ドル増加（2010年度：155,057香港ドル増加／37,590香港ドル減少）すると予想されている。

上記の2011年度の感応度分析は、貸借対照表日現在で金利の変動が生じており、かつ、貸借対照表日現在で金利リスクのある当社保有の金融商品の再測定に当該金利を適用したと仮定した場合に生じると考えられる、当社の税引前利益に対する通年計算による影響額を表している。感応度分析は、2010年度と同じ基準で実施されている。

(d) 為替リスク

為替リスクは、為替レートの変動が金融商品の価値に影響を与える可能性によって生じる。

為替リスクのエクスポージャーを最小化するため、経営陣は、相殺が必要な外貨を直物レートで売買することにより正味エクスポージャーが許容水準に保たれることを確認している。

() 為替リスクに対するエクスポージャー

当社の機能通貨以外の通貨建である資産および負債の認識額から生じた為替リスクに対する、当社の貸借対照表日現在のエクスポージャーの詳細は以下の表の通りである。

	2011年			2010年		
	豪ドル \$	日本円 \$	米ドル \$	豪ドル \$	日本円 \$	米ドル \$
現金および現金同等物	118,032	5,074,245	12,437,253	521,896	1,245,799	13,410,529
兄弟会社に対する債権	-	-	-	-	-	533
売掛金およびその他の債権	16,670	4,712,657	3,373,986	1,486,341	900,121	3,685,631
買掛金および未払費用	-	-	(3,400,049)	(1,179,573)	-	(2,729,812)
兄弟会社に対する債務	-	(297,903)	(24,311,100)	-	(573,675)	(12,126,379)
正味エクスポージャー	134,702	9,488,999	(11,899,910)	828,664	1,572,245	2,240,502

香港ドルは米ドルに対するペッグ制が施行されているため、当社は米ドルと香港ドルの為替レート変動のリスクは重要ではないと考えている。

() 感応度分析

以下の表は、他のすべてのリスク変数を一定と仮定した場合に、貸借対照表日現在で当社が多額のエクスポージャーを有している為替レートが同日に変更された場合に生じると考えられる当社の税引前利益の瞬

間的な変動を表している。

	2011年		2010年	
	為替レートの上昇／（下落）	税引前利益への影響 \$	為替レートの上昇／（下落）	税引前利益への影響 \$
豪ドル	6.26%	8,431	2.41%	19,939
	N/A	N/A	(5.1%)	(42,252)
日本円	(4.45%)	(421,898)	(4.61%)	(72,470)

感応度分析では、為替レートの変動が、貸借対照表日現在で為替リスクのある当社保有の金融商品の再測定に適用されたと仮定し、機能通貨以外の通貨建である内部取引による債権債務を含めている。感応度分析は、2010年度と同じ基準で実施されている。

(e) 金融資産および負債の公正価値

金融資産および負債の公正価値は、貸借対照表上の帳簿価額と大きな相違はないと考えられる。

13 重要な関連当事者取引

本財務書類において別途開示されている取引の他、当社は、通常の営業過程において関連当事者と以下の取引を行った。

(a) 受取報酬および支払報酬

	注記	2011年 \$	2010年 \$
受取報酬			
受取投資運用報酬	()	95,649,934	28,638,950
受取買戻報酬	()	5,742,781	48,899,511
受取特定報酬	()	17,886,470	40,785,861
受取パフォーマンス報酬	()	(204,764)	666,368
支払報酬			
支払買戻報酬	()	(5,742,781)	(48,490,757)
支払販売促進報酬	()	(9,383,323)	(24,035,430)
支払特定報酬	()	(8,503,147)	(16,750,431)
支払トレーラー報酬	()	(10,905,933)	(4,313,147)
支払サブ・マネージャー報酬	()	(4,374,187)	(592,374)

() 当社は以下のファンドの管理会社である。

- 米ドル建シティ・アジア・バリュー&モメンタム・ファンド(以下「CAVAMF」という。)
- 米ドル建シティ・マーケット・アロケーション・ファンド(以下「CMAF」という。)
- 米ドル建元本確保型ダウ・ジョーンズ工業株価平均連動ファンド早期償還条項なし(以下「ファンド・シリーズ1」という。)
- 米ドル建元本確保型ダウ・ジョーンズ工業株価平均連動ファンド早期償還条項あり(以下「ファンド・シリーズ2」という。)
- 豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド早期償還条項なし(以下「ファンド・シリーズ4」という。)
- 円建/日経225連動ファンド(最安値参照/ロックイン型)早期償還条項あり(以下「ファンド・シリーズ5」という。)
- 円建/日経225連動ファンド(最安値参照/ロックイン型)早期償還条項なし(以下「ファンド・シリーズ6」という。)
- 円建条件付元本確保型中国A株連動ファンド早期償還条項あり(以下「ファンド・シリーズ7」という。)
- 円建条件付元本確保型中国A株連動ファンド早期償還条項なし(以下「ファンド・シリーズ8」という。)
- 円建条件付元本確保型日経225連動ファンド早期償還条項あり(以下「ファンド・シリーズ9」という。)
- 米ドル建て資源国通貨連動償還時元本確保型ファンド(以下「ファンド・シリーズ10」という。)
- 米ドル建てアジア通貨連動償還時元本確保型ファンド(以下「ファンド・シリーズ11」という。)
- シティ・カンントリー・セレクター 外貨建てシリーズ(米ドル建)(以下「ファンド・シリーズ12」という。)
- 米ドル建て資源国通貨連動ファンド(以下「ファンド・シリーズ13」という。)
- CFIMハイブリッド・トライ・アセット・ファンド(円建)(以下「ファンド・シリーズ14」という。)
- CFIMワールド・CB・ファンド(円建)(以下「ファンド・シリーズ15」という。)
- CFIMニュー・グロース・トライ・アセット・ファンド(円建)(以下「ファンド・シリーズ16」という。)
- シティWGBIプラス・ファンド(米ドル建)(以下「ファンド・シリーズ17」という。)

- チャイナ・セレクト・ファンド(米ドル建)(以下「CSF」という。)
- チャイナ・ストームライダーズ・ファンド(米ドル建)(以下「CSR F」という。)
- シティBRICコモディティ・ファンド(米ドル建)(以下「BRIC」という。)
- チャイナ・バランス・ファンド(米ドル建)(以下「CBF」という。)
- シティ80%確保型ダイナミック・アロケーション・ファンド(米ドル建)(以下「ブラックロック」という。)
- 日興プロテクティブ・ファンド・シリーズ-クラスGおよびH(豪ドル建)、ならびにシティ・インベストメント・ファンド・シリーズ(バミューダ)-クラスA(米ドル建て)(以下総称して「NPFシリーズ」という。)

() 当社は、当社の管理下にあるファンドから、以下の報酬を受け取る権利を有している。

受取投資運用報酬

CAVAMF、CMAF、シリーズ12、シリーズ14からシリーズ17、CSR F、CSF、BRICおよびCBFの受取投資運用報酬は、ファンドの純資産価額の年率0.18%から1.8%で計算される。

シリーズ1から11、シリーズ13およびNPFシリーズの受取投資運用報酬は、発行済受益証券の想定元本の年率0.2%から0.4%で計算される。

受取買戻報酬

当社は、受益者によるファンド受益証券の買戻時に買戻報酬を受け取る権利を有している。シリーズ1から9およびNPFシリーズの受取買戻報酬は、買戻期間により、買戻される受益証券の想定元本の1.85%を上限として計算される。

受取特定報酬

当社は、ファンドの運用に関する特定報酬を受け取る権利を有している。シリーズ5から9およびNPFシリーズの受取特定報酬は、発行済受益証券の想定元本の年率0.64%から1.50%で計算される。

受取パフォーマンス報酬

CSFについて、当社は、純資産価額が関連するパフォーマンス期間において覚書に定義されている最高値を上回る場合に、1口当たり純資産価格の増加額の10%で計算されるパフォーマンス報酬を受け取る権利を有している。

() 当社と、当社の兄弟会社であるシティグループ・グローバル・マーケット・フィナンシャル・プロダクツ・エルエルシー(以下「CGMFP」という。)との間で締結された書面による契約に従い、シリーズ5から9については、販売促進報酬がCGMFPに支払われる。

ファンドの英文目論見書に従い、NPFシリーズについては、特定報酬がAIG-FPポートフォリオ・マネジメント・リミテッド(以下「AIG-FP」という。)に支払われる。

支払販売促進報酬または支払特定報酬の計算方法は、受取特定報酬と同じである。

() 当社とS M B C日興証券株式会社(以下「S N S」という。)との間で締結された書面による契約に従い、シリーズ1から4については、買戻報酬がS N SおよびS M B Cニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイに支払われる。買戻報酬の計算は当社の裁量による。

当社とC G M F Pとの間で締結された書面による契約に従い、シリーズ5から9については、買戻報酬がC G M F Pに支払われる。支払買戻報酬の計算方法は、受取買戻報酬と同じである。

ファンドの英文目論見書に従い、N P Fシリーズについては、買戻報酬がA I G - F Pに支払われる。支払買戻報酬の計算方法は、受取買戻報酬と同じである。

() 当社と販売会社との間で締結された販売契約に従い、C A V A M F、C S R FおよびC S Fについては、トレーラー報酬が、当社の兄弟会社であるシティバンク(香港)リミテッドおよびシティバンク・エヌ・エイ・シンガポールを含む、様々な販売会社に支払われる。トレーラー報酬は、当社と販売会社との間で合意された金額に基づいて請求される。2011年12月31日に終了した事業年度においてシティバンク(香港)リミテッドおよびシティバンク・エヌ・エイ・シンガポールに支払われた支払トレーラー報酬は、9,839,532香港ドル(2010年度:3,788,216香港ドル)であった。

() 当社とC S FおよびC B Fのサブ・マネージャーとの間で締結されたサブ・マネジメント契約に従い、サブ・マネジメント報酬が、受取管理報酬純額の50%および(該当する場合には)受取パフォーマンス報酬の50%で算定され、サブ・マネージャーに支払われる。

(b) 支払事務管理報酬

当社は、当社に事務管理や技術的なサポートを提供している当社の兄弟会社であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・アジア・リミテッド(以下「C G M A L」という。)に事務管理報酬を支払った。支払事務管理報酬は、C G M A Lで生じた費用に10%を加算した金額で請求された。2011年12月31日に終了した事業年度におけるC G M A Lへの支払事務管理報酬は、4,206,401香港ドル(2010年度:2,061,143香港ドル)であった。

(c) 支払管理報酬

当社は、当社に付帯的な販売サポート・サービスを提供している兄弟会社に管理報酬を支払った。2011年12月31日に終了した事業年度における支払管理報酬は、18,400,041香港ドル(2010年度:12,112,832香港ドル)であった。

14 直接の親会社および最終的な支配会社

2011年12月31日現在、取締役会は、当社の直接の親会社は、香港で設立されたシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッドであるとみなしている。2011年12月31日現在の当社の最終的な支配会社は、米国で設立されたシティグループ・インクであるとみなされる。同社は米国で一般に認められる会計原則に基づき連結財務書類を作成しており、公共の使用のために利用可能である。

15 公表されているが2011年12月31日に終了した事業年度において未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的影響

本財務書類の公表日までに、HK ICPAは2011年12月31日に終了した事業年度において未発効で、本財務書類に適用されていない、多くの修正および5つの新基準を公表した。

当社は、これらの修正が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。現在までのところ、これらの適用が当社の経営成績および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性は低いと判断されている。

[次へ](#)

Citigroup First Investment Management Limited
*Financial statements for the year ended 31 December 2011***Statement of comprehensive income**
for the year ended 31 December 2011
(Expressed in Hong Kong dollars)

	<i>Note</i>	<i>2011</i> \$	<i>2010</i> \$
Turnover	2	119,074,421	118,990,690
Other revenue	3	323,717	434,249
Other operating expenses		<u>(64,182,109)</u>	<u>(109,321,008)</u>
Profit before taxation	4	55,216,029	10,103,931
Income tax	5(a)	<u>16,228,664</u>	<u>572,885</u>
Profit and total comprehensive income for the year		<u>71,444,693</u>	<u>10,676,816</u>

The notes on pages 10 to 28 form part of these financial statements.

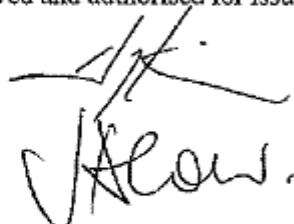
CitiGroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2011

Balance sheet as at 31 December 2011

(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2011 \$	2010 \$
Non-current assets			
Deferred tax assets	5(c)	<u>18,140,110</u>	<u>1,911,446</u>
Current assets			
Cash and cash equivalents	7	117,969,438	53,699,487
Amounts due from fellow subsidiaries	8	4,886	5,254
Accounts and other receivables	9	<u>8,874,397</u>	<u>7,057,822</u>
		<u>126,848,721</u>	<u>60,762,563</u>
Current liabilities			
Accounts payable and accrued expenses	10	3,843,957	4,772,535
Amounts due to fellow subsidiaries	8	<u>25,103,373</u>	<u>13,304,666</u>
		<u>28,947,330</u>	<u>18,077,201</u>
Net current assets		<u>97,901,391</u>	<u>42,685,362</u>
NET ASSETS		<u>116,041,501</u>	<u>44,596,808</u>
CAPITAL AND RESERVES			
Share capital	11(a)	2,000,200	2,000,200
Retained earnings		<u>114,041,301</u>	<u>42,596,608</u>
TOTAL EQUITY		<u>116,041,501</u>	<u>44,596,808</u>

Approved and authorised for issue by the board of directors on 30 APR 2012



)
)
) Directors
)
)

The notes on pages 10 to 28 form part of these financial statements.

Clitgroup First Investment Management Limited
*Financial statements for the year ended 31 December 2011***Statement of changes in equity**
for the year ended 31 December 2011
(Expressed in Hong Kong dollars)

	<i>Share capital</i> \$	<i>Retained earnings</i> \$	<i>Total</i> \$
Balance at 1 January 2010	2,000,200	31,919,792	33,919,992
Profit and total comprehensive income for the year	-	<u>10,676,816</u>	<u>10,676,816</u>
Balance at 31 December 2010 and 1 January 2011	2,000,200	42,596,608	44,596,808
Profit and total comprehensive income for the year	-	<u>71,444,693</u>	<u>71,444,693</u>
Balance at 31 December 2011	<u>2,000,200</u>	<u>114,041,301</u>	<u>116,041,501</u>

The notes on pages 10 to 28 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
*Financial statements for the year ended 31 December 2011***Cash flow statement**
for the year ended 31 December 2011
(Expressed in Hong Kong dollars)

	<i>Note</i>	<i>2011</i> \$	<i>2010</i> \$
Operating activities			
Profit before taxation		55,216,029	10,103,931
Adjustment for:			
Interest income	3	<u>(34,836)</u>	<u>(76,591)</u>
Operating profit before changes in working capital		55,181,193	10,027,340
Decrease in amount due from immediate holding company		-	12,318
Decrease/(increase) in amounts due from fellow subsidiaries		368	(4,486)
(Increase)/decrease in accounts and other receivables		(1,816,575)	18,435,055
Decrease in accounts payable and accrued expenses		(928,578)	(18,148,860)
Increase/(decrease) in amounts due to fellow subsidiaries		<u>11,798,707</u>	<u>(5,740,265)</u>
Net cash generated from operating activities		<u>64,235,115</u>	<u>4,581,102</u>
Investing activities			
Interest received		<u>34,836</u>	<u>76,591</u>
Net cash generated from investing activities		<u>34,836</u>	<u>76,591</u>

Clitgroup First Investment Management Limited
*Financial statements for the year ended 31 December 2011***Cash flow statement**
for the year ended 31 December 2011 (continued)
(Expressed in Hong Kong dollars)

	<i>Note</i>	<i>2011</i> \$	<i>2010</i> \$
Net increase in cash and cash equivalents		64,269,951	4,657,693
Cash and cash equivalents at 1 January		<u>53,699,487</u>	<u>49,041,794</u>
Cash and cash equivalents at 31 December	7	<u>117,969,438</u>	<u>53,699,487</u>

The notes on pages 10 to 28 form part of these financial statements.

Citygroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2011

Notes to the financial statements

(Expressed in Hong Kong dollars)

1 Significant accounting policies

(a) *Statement of compliance*

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs"), which collective term includes all applicable individual Hong Kong Financial Reporting Standards, Hong Kong Accounting Standards ("HKASs") and Interpretations issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA"), accounting principles generally accepted in Hong Kong and the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance. A summary of the significant accounting policies adopted by the company is set out below.

The HKICPA has issued certain new and revised HKFRSs that are first effective for the current accounting period of the company. Note 1(c) provides information on any changes in accounting policies resulting from initial application of these developments to the extent that they are relevant to the company for the current and prior accounting periods reflected in these financial statements.

(b) *Basis of preparation of the financial statements*

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The company has chosen Hong Kong dollars as its functional currency which reflects the economic substance of the underlying assets and circumstances relevant to the company.

The preparation of financial statements in conformity with HKFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2011

1 Significant accounting policies (continued)

(c) Changes in accounting policies

The HKICPA has issued a number of amendments to HKFRSs and one new Interpretation that are first effective for the current accounting period of the company. Of these, the following developments are relevant to the company's financial statements:

- HKAS 24 (revised 2009), *Related party disclosures*
- Improvements to HKFRSs (2010)

The company has not applied any new standard or interpretation that is not yet effective for the current accounting period.

The impacts of the above developments are discussed below:

HKAS 24 (revised 2009) revises the definition of a related party. As a result, the company has re-assessed the identification of related parties and concluded that the revised definition does not have any material impact on the company's related party disclosures in the current and previous periods. HKAS 24 (revised 2009) also introduces modified disclosure requirements for government-related entities. This does not impact the company because the company is not a government-related entity.

Improvements to HKFRSs (2010) omnibus standard introduces a number of amendments to the disclosure requirements in HKFRS 7, *Financial instruments: Disclosures*. The disclosures about the company's financial instruments in notes 12 have been conformed to the amended disclosure requirements. These amendments do not have any material impact on the classification, recognition and measurements of the amounts recognised in the financial statements in the current and previous periods.

(d) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash at bank and on hand, demand deposits with banks and other financial institutions, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

(e) Revenue recognition

Revenue is measured at the fair value of the consideration received or receivable. Provided it is probable that the economic benefits will flow to the company and the revenue and costs, if applicable, can be measured reliably, revenue is recognised in profit or loss as follows:

- (i) Fee income is recognised when the relevant services have been rendered.
- (ii) Interest income is recognised as it accrues using the effective interest method.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2011

1 Significant accounting policies (continued)

(f) Provisions and contingent liabilities

Provisions are recognised for liabilities of uncertain timing or amount when the company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate can be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditures expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more future events are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

(g) Accounts and other receivables

Accounts and other receivables are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost less allowance for impairment of doubtful debts, except where the receivables are interest-free loans made to related parties without any fixed repayment terms or the effect of discounting would be immaterial. In such cases, the receivables are stated at cost less allowance for impairment of doubtful debts.

Impairment losses for bad and doubtful debts are recognised when there is objective evidence of impairment and are measured as the difference between the carrying amount of the financial asset and the estimated future cash flows, discounted at the asset's original effective interest rate where the effect of discounting is material.

(h) Translation of foreign currencies

Foreign currency transactions during the year are translated into Hong Kong dollars at the exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into Hong Kong dollars at the exchange rates ruling at the balance sheet date. Exchange gains and losses are recognised in profit or loss.

(i) Income tax

Income tax for the year comprises current tax and movements in deferred tax assets and liabilities. Current tax and movements in deferred tax assets and liabilities are recognised in the profit or loss except to the extent that they relate to items recognised in other comprehensive income or directly in equity, in which case the relevant amounts of tax are recognised in other comprehensive income or directly in equity, respectively.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2011

1 Significant accounting policies (continued)

(i) Income tax (continued)

Current tax is the expected tax payable on the taxable income for the year, using tax rates enacted or substantively enacted at the balance sheet date, and any adjustment to tax payable in respect of previous years.

Deferred tax assets and liabilities arise from deductible and taxable temporary differences respectively, being the differences between the carrying amounts of assets and liabilities for financial reporting purposes and the tax bases. Deferred tax assets also arise from unused tax losses and unused tax credits. Apart from differences which arise on initial recognition of assets and liabilities, all deferred tax liabilities, and all deferred tax assets to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which the asset can be utilised, are recognised.

The amount of deferred tax recognised is measured based on the expected manner of realisation or settlement of the carrying amount of the assets and liabilities, using tax rates enacted or substantively enacted at the balance sheet date. Deferred tax assets and liabilities are not discounted.

Current tax balances and deferred tax balances, and movements therein, are presented separately from each other and are not offset. Current tax assets are offset against current tax liabilities, and deferred tax assets against deferred tax liabilities if, and only if, the company has the legally enforceable right to set off current tax assets against current tax liabilities. The principle of offsetting usually applies to income tax levied by the same tax authority on the same taxable entity.

(j) Related parties

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the company if that person:
- (i) has control or joint control over the company;
 - (ii) has significant influence over the company; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the company or the company's parent.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2011

1 Significant accounting policies (continued)

(j) Related parties (continued)

- (b) An entity is related to the company if any of the following conditions applies:
- (i) The entity is a member of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
 - (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
 - (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
 - (iv) One entity is a joint venture of a third entity and the other entity is an associate of the third entity.
 - (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the company or an entity related to the company.
 - (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
 - (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

(k) Financial instruments

(i) Initial recognition

Financial instruments are measured initially at fair value, which normally will be equal to the transaction price, plus, in case of a financial asset or financial liability not held at fair value through profit or loss, transaction costs that are directly attributable to the acquisition or issue of the financial asset or financial liability.

The company recognises financial assets and financial liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. A regular way purchase or sale of financial assets is recognised using trade date accounting. From this date, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities are recorded.

Citigroup First Investment Management Limited
*Financial statements for the year ended 31 December 2011***1 Significant accounting policies (continued)***(k) Financial instruments (continued)*

(ii) Categorisation

Other financial assets and liabilities

Financial assets and liabilities are recognised initially at fair value less attribution transaction costs. Subsequent to initial recognition, financial assets and liabilities are stated at amortised cost using the effective interest method.

(iii) Derecognition

A financial asset is derecognised when the contractual rights to receive the cash flows from the financial asset expire, or where the financial asset together with substantially all the risks and rewards of ownership, have been transferred.

A financial liability is derecognised when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expires.

(iv) Offsetting

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount is reported in the balance sheet where there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously.

2 Turnover

The principal activity of the company is the provision of investment management services.

	<i>2011</i>	<i>2010</i>
	\$	\$
Investment management fee income	95,649,934	28,638,950
Repurchase fee income	5,742,781	48,899,511
Specific fee income	17,886,470	40,785,861
Performance fee income	<u>(204,764)</u>	<u>666,368</u>
	<u>119,074,421</u>	<u>118,990,690</u>

The nature of the above fee income is disclosed in note 13.

Citigroup First Investment Management Limited
*Financial statements for the year ended 31 December 2011***3 Other revenue**

	2011	2010
	\$	\$
Interest income from bank deposits with a fellow subsidiary bank	34,836	76,591
Foreign exchange gain	288,881	357,658
	<u>323,717</u>	<u>434,249</u>

4 Profit before taxation

Profit before taxation is arrived at after charging/(crediting) :

	2011	2010
	\$	\$
Administrative fee expenses	4,206,401	2,061,143
Management fee expenses	18,400,041	12,112,832
Repurchase fee expenses	5,742,781	48,490,757
Distribution facilitation fee expense	9,383,323	24,035,430
Specific fee expenses	8,503,147	16,750,431
Sub-manager fee expenses	4,374,187	592,374
Trailer fee expenses	10,905,933	4,313,147
Auditors' remuneration	452,891	310,577
Legal fee	412,273	(271,997)
	<u>412,273</u>	<u>(271,997)</u>

The nature of certain of the above related party fee expenses is disclosed in note 13.

5 Income tax**(a) Income tax in profit or loss represents:**

	2011	2010
	\$	\$
Deferred tax income	<u>16,228,664</u>	<u>572,885</u>

No provision for Hong Kong profits tax was made in the financial statements for the current and prior years as the tax losses brought forward were in excess of the assessable profit in 2011 and 2010.

Citigroup First Investment Management Limited
*Financial statements for the year ended 31 December 2011***5 Income tax (continued)****(b) Reconciliation between income tax and accounting profit at applicable tax rates:**

	2011	2010
	\$	\$
Profit before taxation	<u>55,216,029</u>	<u>10,103,931</u>
Notional tax on profit before taxation at 16.5% (2010: 16.5%)	9,110,645	1,667,149
Tax effect of non-taxable income	(5,748)	(12,638)
Tax losses utilised in current year	(9,104,897)	(1,654,511)
Tax effect of prior year tax losses recognised as deferred tax assets	<u>(16,228,664)</u>	<u>(572,885)</u>
Actual income tax	<u>(16,228,664)</u>	<u>(572,885)</u>

(c) Deferred tax assets recognised:

	2011	2010
	\$	\$
Deferred tax arising from tax losses:		
At 1 January	1,911,446	1,338,561
Credited to statement of comprehensive income	<u>16,228,664</u>	<u>572,885</u>
At 31 December	<u>18,140,110</u>	<u>1,911,446</u>

In accordance with the accounting policy set out in note 1(i), the company had not recognised deferred tax assets in respect of cumulative tax losses of \$153,462,781 as at 31 December 2010 as it was not probable that future taxable profits against which the losses could be utilised would be available. The company recognised deferred tax assets on all the cumulative tax losses as at 31 December 2011 as management considered it probable that future taxable profits will be available. The tax losses do not expire under current tax legislation.

Citigroup First Investment Management Limited
*Financial statements for the year ended 31 December 2011***6 Directors' remuneration**

Directors' remuneration disclosed pursuant to section 161 of the Hong Kong Companies Ordinance is as follows:

	2011	2010
	\$	\$
Fees	-	-
Other emoluments	-	-
	<u> </u>	<u> </u>

Remuneration to certain directors totalling \$31,973,838 (2010: \$34,695,199) was paid by fellow subsidiaries of the company. The directors consider that it is not reasonably practicable to quantify the amounts that should be allocated to the company for disclosure purpose. Key management remuneration solely comprises directors' remuneration.

7 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents represent deposits with a fellow subsidiary bank as at 31 December 2011 and 31 December 2010.

8 Amounts due from/to group companies

The amounts due from/to group companies are unsecured and interest free. The amounts due to fellow subsidiaries include the following payables in respect of provision of investment management services:

	2011	2010
	\$	\$
Distribution facilitation fee payables	<u>297,903</u>	<u>573,675</u>

The distribution facilitation fee payables are expected to be settled within three months. Other amounts are repayable on demand.

Citigroup First Investment Management Limited
*Financial statements for the year ended 31 December 2011***9 Accounts and other receivables**

	<i>2011</i>	<i>2010</i>
	\$	\$
Investment management fee receivables	7,179,743	3,652,477
Repurchase fee receivables	-	266,725
Specific fee receivables	297,903	1,486,523
Performance fee receivable	461,604	666,368
Legal and professional fee receivables	935,147	985,729
	<u>8,874,397</u>	<u>7,057,822</u>

All of the above fee receivables are due from funds managed by the company. They are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

10 Accounts payable and accrued expenses

	<i>2011</i>	<i>2010</i>
	\$	\$
Trailer fee payable	2,096,631	2,137,438
Sub-manager fee payable	1,303,416	592,374
Repurchase fee payables	-	266,725
Specific fee payables	-	912,848
Others	443,910	863,150
	<u>3,843,957</u>	<u>4,772,535</u>

Included in trailer fee payable is an amount due to fellow subsidiaries of \$1,874,974 (2010: \$1,893,957). All accounts payable and accrued charges are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

Citigroup First Investment Management Limited
*Financial statements for the year ended 31 December 2011***11 Share capital****(a) Authorised and issued share capital**

	2011		2010	
	No. of shares	Amount \$	No. of shares	Amount \$
Authorised:				
Ordinary shares of \$100 each	<u>1,000,000</u>	<u>100,000,000</u>	<u>1,000,000</u>	<u>100,000,000</u>
Issued and fully paid:				
Ordinary shares of \$100 each	<u>20,002</u>	<u>2,000,200</u>	<u>20,002</u>	<u>2,000,200</u>

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at meetings of the company. All ordinary shares rank equally with regard to the company's residual assets.

(b) Capital management

The company's primary objective when managing capital are to safeguard the company's ability to continue as a going concern. As the company is part of a larger group, the company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives.

The company defines "capital" as including all components of equity plus loans from group companies with no fixed terms of repayment. Trading balances that arise as a result of trading transactions with other group companies are not regarded by the company as capital. On this basis the amount of capital employed at 31 December 2011 was \$116,041,501 (2010: \$44,596,808).

The company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the company or the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance. The results of the directors' review of the company's capital structure are used as a basis for the determination of the level of dividends, if any, that are declared.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2011

11 Share capital (continued)

(b) Capital management (continued)

As a licensed corporation registered under the Hong Kong Securities and Futures Ordinance, the company is also subject to the capital requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Financial Resources) Rules ("FRR"). The minimum liquid capital requirement is the higher of \$100,000 and the variable required liquid capital as defined in the FRR. The company monitors its compliance with the requirements of the FRR on a daily basis. The company complies with the requirements of the FRR at all times during the year.

12 Financial instruments

Exposure to credit, liquidity and interest rate risks and foreign currency risk arise in the normal course of the company's business. These risks are managed by the company's financial management policies and practices described below.

(a) Credit risk

The company's credit risk is primarily attributable to cash at a fellow subsidiary bank, account receivables and amounts due from group companies.

The maximum exposure to credit risk is represented by the carrying amount at each financial assets in the balance sheet.

Management considers the default risk of the financial assets placed with the group companies to be remote.

Management has a credit policy in place and the exposures to these credit risks are monitored on an ongoing basis. Credit evaluations are performed on all customers based on their financial strength. Outstanding receivables are monitored by the management on an ongoing basis.

(b) Liquidity risk

The company's policy is to monitor current and expected liquidity requirements to ensure that it maintains sufficient reserves of cash to meet its liquidity requirements in the short and longer term.

Details of the earliest contractual settlement dates of the financial liabilities are disclosed in notes 8 and 10.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2011**12 Financial instruments (continued)****(c) Interest rate risk**

The company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and deposits.

At 31 December 2011, it is estimated that a general increase of 23 basis points in interest rates in the next twelve months (2010: increase of 33 basis points/decrease of 8 basis points), with all other variables held constant, would have increased the company's profit before tax by approximately \$237,413 (2010: increased/decreased by \$155,057/\$37,590).

The sensitivity analysis for 2011 above indicates the annualised impact on the company's profit before tax that would arise assuming that the change in interest rate had occurred at the balance sheet date and had been applied to re-measure those financial instruments held by the company which expose the company to interest rate risk at the balance sheet date. The analysis is performed on the same basis for 2010.

(d) Currency risk

Currency risk arises from the possibility that changes in foreign exchange rate will impact the value of financial instruments.

To minimise the exposures to foreign currency risk, management ensures that the net exposure is kept at an acceptable level by buying or selling foreign currencies at spot rates where necessary to cover the foreign currencies.

(i) Exposure to currency risk

The following table details the company's exposure at the balance sheet date to currency risk arising from recognised assets or liabilities denominated in currencies other than the functional currency of the company to which they relate.

	2011			2010		
	Australian dollars \$	Japanese Yen ¥	US Dollars \$	Australian Dollars \$	Japanese Yen ¥	US Dollars \$
Cash and cash equivalents	118,032	5,074,245	12,437,253	521,896	1,245,799	13,410,529
Amounts due from fellow subsidiaries	-	-	-	-	-	533
Accounts and other receivables	16,670	4,712,657	3,373,985	1,486,341	900,121	3,685,631
Accounts payable and accrued expenses	-	-	(3,400,049)	(1,179,573)	-	(2,729,812)
Amounts due to fellow subsidiaries	-	(297,903)	(24,311,100)	-	(573,675)	(12,126,379)
Overall net exposure	<u>134,702</u>	<u>9,488,999</u>	<u>(11,899,910)</u>	<u>828,664</u>	<u>1,572,245</u>	<u>2,240,502</u>

As the Hong Kong dollar ("HKD") is pegged to the United States dollar ("USD"), the company considers the risk of movements in exchange rates between the USD and the HKD to be insignificant.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2011**12 Financial instruments (continued)****(d) Currency risk (continued)****(ii) Sensitivity analysis**

The following table indicates the instantaneous change in the company's profit before tax that would arise if foreign exchange rate to which the company has significant exposure at the balance sheet date had changed at that date, assuming all other risk variables remained constant.

	2011		2010	
	Increase/ (decrease) in foreign exchange rates	Effect on profit before tax \$	Increase/ (decrease) in foreign exchange rates	Effect on profit before tax \$
Australian dollars	6.26%	8,431	2.41%	19,939
	N/A	N/A	(5.1)%	(42,252)
Japanese Yen	(4.45%)	<u>(421,898)</u>	(4.61)%	<u>(72,470)</u>

The sensitivity analysis assumes that the change in foreign exchange rates had been applied to re-measure those financial instruments held by the company which expose the company to foreign currency risk at the balance sheet date, including inter company payables and receivables with the company which are denominated in currencies other than the functional currency. The analysis is performed on the same basis for 2010.

(e) Fair values of financial assets and liabilities

The fair values of financial assets and liabilities are considered not to be materially different from the carrying values in the balance sheet.

Citigroup First Investment Management Limited
*Financial statements for the year ended 31 December 2011***13 Material related party transactions**

In addition to those disclosed elsewhere in the financial statements, the company had transactions in the normal course of business with related parties as follows:

(a) Fee income and expenses

	<i>Note</i>	<i>2011</i>	<i>2010</i>
		\$	\$
Fee income			
Investment management fee income	(ii)	95,649,934	28,638,950
Repurchase fee income	(ii)	5,742,781	48,899,511
Specific fee income	(ii)	17,886,470	40,785,861
Performance fee income	(ii)	(204,764)	666,368
Fee expenses			
Repurchases fee expenses	(iv)	(5,742,781)	(48,490,757)
Distribution facilitation fee expenses	(iii)	(9,383,323)	(24,035,430)
Specific fee expenses	(iii)	(8,503,147)	(16,750,431)
Trailer fee expenses	(v)	(10,905,933)	(4,313,147)
Sub-manager fee expenses	(vi)	(4,374,187)	(592,374)

(i) The company is the fund manager of the following funds:

- Citi Asian Value and Momentum Fund (USD) (“CAVAMF”)
- Citi Market Allocation Fund (USD) (“CMAF”)
- Principal Protected Dow Jones Industrial Average Linked Fund without Target Auto Redemption (USD) (“Fund Series 1”)
- Principal Protected Dow Jones Industrial Average Linked Fund with Target Auto Redemption (USD) (“Fund Series 2”)
- Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (“Fund Series 4”)
- Knock-in Type/Lowest Price Reference Nikkei 225 Linked Fund with Target Auto Redemption (JPY) (“Fund Series 5”)
- Knock-in Type/Lowest Price Reference Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (JPY) (“Fund Series 6”)
- Conditional Principal Protected China A Share Linked Fund with Target Auto Redemption (JPY) (“Fund Series 7”)

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2011

13 Material related party transactions (continued)

(a) Fee income and expenses (continued)

(i) The company is the fund manager of the following funds: (continued)

- Conditional Principal Protected China A Share Linked Fund without Target Auto Redemption (JPY) (“Fund Series 8”)
- Conditional Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund with Target Auto Redemption (JPY) (“Fund Series 9”)
- Principal Protected at Maturity Commodity Rich Currencies Linked Fund (USD) (“Fund Series 10”)
- Principal Protected at Maturity Asian Currencies Linked Fund (USD) (“Fund Series 11”)
- Citi Country Selector Foreign Currency Series (USD) (“Fund Series 12”)
- Commodity Rich Currencies Linked Fund (USD) (“Fund Series 13”)
- CFIM Hybrid Tri-Asset Fund (JPY) (“Fund Series 14”)
- CFIM World CB Fund (JPY) (“Fund Series 15”)
- CFIM New Growth Tri-Asset Fund (JPY) (“Fund Series 16”)
- Citi WGBI Plus Fund (USD) (“Fund Series 17”)
- China Select Fund (USD) (“CSF”)
- China StormRiders Fund (USD) (“CSRF”)
- Citi BRIC Commodities Fund (USD) (“BRIC”)
- China Balanced Fund (USD) (“CBF”)
- Citi 80% Protected Dynamic Allocation Fund (USD) (“Blackrock”)
- Nikko Protective Fund Series - Class G and H (AUD) and Citi Investment Fund Series (Bermuda) - Class A (USD) (collectively “NPF Series”)

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2011

13 Material related party transactions (continued)

(a) Fee income and expenses (continued)

- (ii) The company is entitled to the following fee income from the funds under its management:

Investment management fees

For CAVAMF, CMAF, Series 12, Series 14 to Series 17, CSRF, CSF, BRIC, and CBF, fees are calculated at 0.18% to 1.8% per annum of the net asset value of the funds.

For Series 1 to 11, Series 13 and NPF Series, fees are calculated at 0.2% to 0.4% per annum of the notional amount of units in issue.

Repurchase fee income

The company is entitled to receive repurchase fee income when fund units are repurchased by unit holders. For Series 1 to 9 and NPF Series, fees are calculated at up to 1.85%, depending on the repurchase period, of the notional amount of units repurchased.

Specific fee income

The company is entitled to receive specific fee income for managing the funds. For Series 5 to 9 and NPF Series, fees are calculated at 0.64% to 1.50% per annum of the notional amount of units in issue.

Performance fee income

For CSF, the company is entitled to receive performance fee income which is calculated at 10% of the appreciation in the net asset value per unit if the net asset value is above the high watermark as defined in explanatory memorandum during the relevant performance period.

- (iii) Pursuant to the letter agreements signed between the company and Citigroup Global Markets Financial Products LLC ("CGMFP"), a fellow subsidiary of the company, distribution facilitation fee expenses are payable to CGMFP for Series 5 to 9.

Pursuant to the Offering Memorandum of the funds, specific fee expenses are payable to AIG-FP Portfolio Management Limited ("AIG-FP") for NPF Series.

The calculation basis of distribution facilitation fee expenses or specific fee expenses is the same as that of specific fee income.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2011

13 Material related party transactions (continued)

(a) Fee income and expenses (continued)

- (iv) Pursuant to the letter agreement signed between the company and SMBC Nikko Securities Inc ("SNS"), repurchase fee expenses are payable to SNS and SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. for Series 1 to 4. Fees are calculated at the discretion of the company.

Pursuant to the letter agreements signed between the company and CGMFP, repurchase fee expenses are payable to CGMFP for Series 5 to 9. The calculation basis of repurchase fee expenses is the same as that of repurchase fee income.

Pursuant to the Offering Memorandum of the funds, repurchase fee expenses are payable to AIG-FP for NPF Series. The calculation basis of repurchase fee expenses is the same as that of repurchase fee income.

- (v) Pursuant to the distribution agreement signed between the company and the distributors, trailer fee expenses are payable to various distributors, including Citibank (Hong Kong) Limited and Citibank N.A. Singapore, which are fellow subsidiaries of the company, for CAVAMF, CSRF and CSF. Fees are charged based on amounts agreed between the company and the distributors. The trailer fee expense paid to Citibank (Hong Kong) Limited and Citibank N.A. Singapore for the year ended 31 December 2011 amounted to \$9,839,532 (2010: \$3,788,216).
- (vi) Pursuant to the sub-management agreement signed between the company and the sub-managers for CSF and CBF, the sub-managers' fee expenses are payable to the sub-managers calculated at 50% of the net management fee income and, if applicable, 50% of the performance fee income received.

(b) Administrative fee expenses

The company paid administrative fee expenses to Citigroup Global Markets Asia Limited ("CGMAL"), a fellow subsidiary of the company, which provided administrative and technical support to the company. Administrative fee expenses were charged based on the expenses incurred by CGMAL plus a mark up of 10%. The administrative fee expenses to CGMAL for the year ended 31 December 2011 amounted to \$4,206,401 (2010: \$2,061,143).

(c) Management fee expenses

The company paid management fee expenses to fellow subsidiaries, which provided ancillary sale support services to the company. The management fee expense for the year ended 31 December 2011 amounted to \$18,400,041 (2010: \$12,112,832).

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2011

14 Immediate parent and ultimate controlling party

At 31 December 2011, the directors consider the company's immediate parent to be Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited, which is incorporated in Hong Kong. Its ultimate controlling party at 31 December 2011 is considered to be Citigroup Inc., which is incorporated in the United States of America. This entity produces consolidated financial statements under generally accepted accounting principles in the United States of America, which are available for public use.

15 Possible impact of amendments, new standards and interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2011

Up to the date of issue of these financial statements, the HKICPA has issued a number of amendments and five new standards which are not yet effective for the year ended 31 December 2011 and which have not been adopted in these financial statements.

The company is in the process of making an assessment of what the impact of these amendments is expected to be in the period of initial application. So far it has concluded that the adoption of them is unlikely to have a significant impact on the company's result of operations and financial position.

（２）【損益計算書】

管理会社の損益計算書については、「（１）貸借対照表」の項目に記載した管理会社の包括利益計算書を御参照ください。

4【利害関係人との取引制限】

利益相反

受託会社および管理会社の業務は、トラストに対するものに限られず、受託会社および管理会社は、その他の者に対して、受託会社および管理会社が取り決める条件により類似のまたはその他のサービスを自由に提供し、またこれにより支払われる報酬またはその他の金銭を、自らの利用および利益のために保持することができる。管理会社は、管理会社がその他の者に類似のサービスを提供する過程において、またはその他の資格におけるもしくは信託証書に基づくその義務を履行する過程におけるもの以外の何らかの方法によるその業務の過程において、管理会社またはその従業員もしくは代理人の知るところとなった事実または事項に関する通知により影響を受け、または受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うことになるとはみなされない。

適用ある法律および規制に定めるところに従い、信託証書のいかなる記載も、管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）が以下に掲げることを行うことを妨げるものではない。

- (a) 受益証券の保有者となり、また管理会社が信託証書の当事者でなかった場合に有するものと同一の権利をもって受益証券の保有、処分またはその他取引を行うこと。
- (b) 自らの計算において信託財産を構成するいずれかの投資対象と同一または類似の投資対象を買付け、保有しおよび取引すること。ただし、受託会社が、管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）から資産を買付けまたは管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）に対して信託財産を構成する資産を売付ける場合、関連するサブ・ファンドは、公開市場で、同一の規模および同一の性質の取引が信頼性のある相手方との間に行われる際に関連する市場において利用可能な最良の条件をもって取引を実行した場合より劣位の条件には置かれぬものとする。
- (c) (前項(b)項に定めるところに従い) 受託会社との間に金融取引、銀行取引もしくはその他の取引またはいずれかの受益者または信託財産を構成する証券を有するいずれかの者との間に当該取引を契約しもしくは締結すること、またはかかる契約もしくは取引に関与すること。管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）は、いかなる場合も受益者および受託会社に対する管理会社の義務に基づき、関連する当事者間の関係のみを理由としてかかる契約または取引に関して説明することを要求されぬものとする。
- (d) 管理会社のいずれかの取締役もしくはパートナーまたは当該取締役の関係者のいずれかの取締役もしくはパートナーが利害関係を有すると管理会社が認識する信託財産に関して、受託会社との間に、または受託会社のために取引を行うこと。ただし、当該利害関係の性質が最初に受託会社に対して開示されることを条件とする。

5【その他】

(1) 定款の変更

総会の特別決議により、管理会社の通常定款は変更することができる。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当なし。

(3) 出資の状況

該当なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、管理会社およびファンドに重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、12月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド

(「受託会社」)

(イ) 資本金の額

平成25年2月末日現在、2,592万米ドル(約23億9,786万円)

(ロ) 事業の内容

CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、また存続する会社である。受託会社は、世界有数の規模の銀行の一つであるカナダ帝国商業銀行が91.67%の株式を保有している子会社であるCIBCファースト・カリビアン・インターナショナル銀行の完全子会社である。1965年に設立された受託会社は、ケイマン諸島における有数の完全に統合された銀行および信託会社の一つであり、銀行業、信託業および投資業のすべての分野の業務を提供している。受託会社は、適式に設立され、有効に存続しており、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2009年改正)の規定に基づく業務を引受けることについて認可を得ている。同社は、ミューチュアル・ファンド法の規定に基づくミューチュアル・ファンドの管理者の免許も受けている。

(2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(「保管会社」、「管理事務代行会社」)

(イ) 資本金の額

平成25年3月末日現在、9,015万4,448ユーロ(約109億6,729万円)

(注)ユーロの円換算額は、便宜上、平成25年2月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=121.65円)による。以下同じ。

(ロ) 事業の内容

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、1974年2月14日に株式会社(Société Anonyme)としてルクセンブルグにおいて設立された。同社は、S M B C日興証券株式会社の子会社である。

(3) シティグループ証券株式会社(「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

平成25年3月末日現在、963億700万円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づく登録を受け、日本において金融商品取引業を行っている。同社の主たる業務は、投資銀行業務、セールス・アンド・トレーディング業務、リサーチ業務である。同社はまた、外国投資信託の日本における販売の取扱いを行っている。

(4) シティバンク銀行株式会社(「販売会社」)

(イ) 資本金の額

平成25年12月末日現在、1,231億円

(ロ) 事業の内容

シティバンク銀行株式会社は、日本の法律に基づき設立された法人である。シティバンク銀行は、シティグループの日本における中核事業の一角として、広く個人のお客様への銀行業務を提供する個人金融部門と、法人のお客様にサービスを提供する法人金融部門の2つの部門にて銀行業務を展開している。シティバンク銀行は、平成25年1月1日現在、38拠点にて業務を展開している。

2【関係業務の概要】

(1) CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド

CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、トラストの受託会社である。

受託会社は、以下に掲げる事項を条件として、法律または信託証書に基づき付与された権利、特典、機能、職務、信託および裁量の全部または一部をいずれかの人、機関、団体または法人(管理会社を含むがこれに限られない。)に対して委託する機能を有する。

- (a) 受託会社は、管理会社に対して、当該委託が生ずる前または当該委託の発生後合理的期間内に当該委託について通知するものとする。
- (b) 受託会社は、各当該委託先が(適用ある限り)信託証書の規定を遵守することを確保するためその合理的な努力のすべてを用いるものとする。
- (c) かかる者との間の書面による契約においては、同契約に基づく求償権が関連するサブ・ファンドの信託財産のみに制限され受託会社の自己勘定の資産に及ばないように制限する旨の条項が含まれているものとする。

受託会社は、いずれの委託先または再委託先の行動を監督することを義務付けられておらず、また、当該損失が受託会社の現実の詐欺または故意の不履行の結果発生した場合を除き、いずれかの委託先または再委託先の作為または不作為を理由として発生したトラスト(いずれかのサブ・ファンドを含む。)の損失について一切責任を負うことはない。

受託会社は、いかなる時においても、いかなる原因によるものであっても、あるサブ・ファンドの信託財産もしくはその一部もしくはその収益について発生し、またはこれらが被った損失、損害、請求、経費または費用に関して責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が受託会社自身の現実の詐欺または故意の不履行によって生じた場合はこの限りではない。

受託会社は、トラストに関する潜在的な債権者との間のいかなる取引においても、支払義務が生じ、かつ当該債権者に対して支払われるべき負債、債務または責任を履行するために当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産のみに対して求償権を有することを確保する。

受託会社は、受託会社に対して、当該サブ・ファンドの受託会社として提示され、発生しまたは被ったいかなる訴訟、手続、責任、経費、請求、損害、費用(一切の訴訟費用、専門家費用およびその他類似の費用を含む。)のすべてまたはこれらのいずれかに対して、関連するサブ・ファンドの信託財産から補償を受ける。上記にかかわらず、

- (a) 受託会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、その他のサブ・ファンドに関連して発生した責任について補償を受ける権利を有さない。
- (b) ケイマン諸島の裁判所によって受託会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員または従業員の現実の詐欺または故意の不履行の結果生じたものであると認定された受託会社が被った訴訟、手続、責任、経費、請求、損害、費用または要求に関しては、受託会社が補償を受けることはできない。

受託会社は、管理会社および全受益者に90日以上前の事前の通知を行うことにより退任することができる。かかる退任は、後任の受託会社の選任後にのみ効力を生ずる。受益者は、受益者決議による承認を得た上で、いつでも受託会社を解任し、後任の受託会社を指定することができる。

(2) S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社

受託会社は、トラストの管理事務代行会社および名義書換代理人として S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社を選任した。管理事務代行契約の条項に基づき、管理事務代行会社は、とりわけ、トラストの一切の日常管理事務を遂行し、トラストに対して名義代理人の業務を提供しもしくはその提供を確保し、受益証券の純資産価額ならびに申込価格および買戻価格を決定し、また各サブ・ファンドの計算書類を維持する職務を履行する。

管理事務代行会社は、関連するサブ・ファンドに関して管理事務代行契約に基づく管理事務代行会社の義務の履行によって発生し、またはこれに関連する管理事務代行会社またはその株主、取締役、役員、

使用人、従業員および代理人に対してなされ、もしくは提起され、またはこれらの者が被ったいずれかまたは一切の訴訟、訴訟手続、請求、要求、債務、損失、損害、経費および費用（弁護士費用および専門家費用ならびにこれらに合理的に発生し、またはこれらに類する費用を含む。）（管理事務代行会社の不履行、不誠実、現実の詐欺または管理事務代行契約に基づく当該サブ・ファンドに関連する管理事務代行会社の義務の履行における無思慮に起因するものを除く。）につき、当該サブ・ファンドの資産から補償を受ける権利を有する。管理事務代行契約は、管理事務代行会社により、受託会社に対する90日以上前の事前の書面による通知を行うことにより（その逆の場合も含む。）または当該契約に記載されるその他の状況において終了することができる。

受託会社は、各サブ・ファンドの資産の保管会社としてS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社を選任した。

受託会社は、関連するサブ・ファンドに関していずれかの第三者が被る損失または損害（保管会社の故意の不履行または過失に起因するものを除く。）につき保管会社に対して行われ得る一切の請求および要求（かかる請求および要求より発生しもしくはこれに付帯する経費および費用を含む。）に対して、各サブ・ファンドの資産から保管会社を補償する。保管契約は、受託会社または保管会社のいずれかにより、相手方に対する90日以上前の事前の書面による通知を行うことによりまたは当該契約に記載されるその他の状況において終了されることができる。

（3）シティグループ証券株式会社

日本における代行協会員業務を行う。

（4）シティバンク銀行株式会社

日本における受益証券の募集に関し、サブ・ファンドの受益証券の日本における販売・買戻業務を行う。

3【資本関係】

提出者、代行協会員および日本における販売会社は、シティグループ・インクの子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2009年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2009年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2012年6月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は10,871であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2012年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2011年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

() 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

() 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

() 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

(A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

(B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の()および()に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の(iii)に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4 . 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔のまたは犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2010年改訂)または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託(年次申告書)規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行うことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法(2012年改訂)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法(2012年改訂)の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- ()各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - ()取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - ()会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - ()株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - ()会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - ()会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還ま

たは買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。

- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2009年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2012年改訂）である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で

設立されたものでなければならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法(2012年改訂)により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法(2011年改訂)の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - ()ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - ()出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - ()リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に依りて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン

諸島ドルの罰金に処せられる。

- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選

任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。

- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法(2012年改訂)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に關し所定の年間手数料を支払うこと
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること

- ()投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - ()規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - ()CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - ()会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - ()少なくとも2人の取締役をおくこと
 - ()CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り

消しこれに替えて他の者を選任することができる。

- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2012年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2009年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること

- (b) それらの場所またはその場所にいる者を検索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して検索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示
- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。
- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
 - (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2010年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
 - (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
 - (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
 - (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合
11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属す

る。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法(2010年改訂)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法(2010年改訂)第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係(保護)法(2009年改訂)第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算(解散)は、会社法(2012年改訂)、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照: 上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照: 第7.17(c)項) 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法(2012年改訂)およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照: 第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(上記第6.1(1)項、第6.2(g).7項および第6.3(i)項参照)。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）
- 14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が

計算されるようにすること

- () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法（2012年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保

管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(2011年改正)の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを

不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、

- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、

本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュア

ル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができるなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の()、()および()に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有する取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に

関する記述

- () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
 - () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
 - () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
 - () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- () 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- () 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- () 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

当該会計年度中、サブ・ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2012年4月27日 有価証券報告書（第1期）

2012年7月31日 半期報告書（第2期中）

第5【その他】

該当事項なし。

[次へ](#)

別紙 A 定義

文脈上別異に解すべき場合を除き、本書において、以下の用語は、それぞれ以下に定める意義を有する。

管理事務代行契約	受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間の2008年11月19日付で締結された管理事務代行契約をいう。
管理事務代行会社	トラストの管理事務代行会社としてのS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社をいう。
代行協会員	管理会社の日本における代行協会員としてのシティグループ証券株式会社をいう。
代行協会員契約	管理会社と代行協会員との間の2010年10月15日付で締結された契約をいう。
申込書	管理会社または管理事務代行会社より入手可能な受益証券の申込みの様式をいう。
実質保有者	いずれかの受益証券に関して、当該受益証券の実質的な保有者をいう。
営業日	東京、ロンドン、ニューヨーク、香港、ルクセンブルグおよびサンパウロで商業銀行が通常の銀行業務を行っている日（土曜日、日曜日または公休日を除く。）および/または管理会社が（その絶対裁量において）随時書面により指定するその他の日をいう。
計算代理人	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、本債券」の項において定義されるところによる。
計算金額	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、本債券」の項において定義されるところによる。
払込日	2010年11月30日をいう。
保管会社	各サブ・ファンドの資産の保管会社としてのS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社をいう。
保管契約	受託会社および保管会社との間の2008年11月19日付で締結された保管契約をいう。

販売会社	日本における受益証券またはその実質的権利の販売会社としてのシティバンク銀行株式会社をいう。
ユーロ	1992年2月7日にマーストリヒトで締結された欧州連合条約に従って単一通貨を採用している欧州連合の加盟国の共通通貨をいう。
適格投資家	(i) 米国の居住者、米国において設立されもしくは存続するパートナーシップ、または米国の法律に基づき設立されもしくは米国において存続する法人、信託もしくはその他の主体、() ケイマン諸島に所在または居住する者または法人(慈善信託もしくは慈善権限の対象者またはケイマン諸島の免除もしくは非居住会社を除く。)、() 適用ある法律に違反することなく受益証券の申込みまたは保有を行うことができない者、法人または団体、または() 上記(i) から() に記載される者、法人もしくは団体の保管会社、名義人もしくは受託会社、のいずれにも該当しない者、法人または団体または管理会社がサブ・ファンドに関して随時決定し、受託会社に通知するその他の者、法人もしくは団体をいう。
金融商品取引法	日本の金融商品取引法(昭和23年法律第25号、改正済) をいう。
最終条件決定日	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、本債券」の項において定義されるところによる。
固定費引当金	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、(4) その他の手数料等、 設立費用」の項において定められる意味を有する。
外国通貨	いずれかのサブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨をいう。
基準通貨	米ドルをいう。
当初費用	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、(4) その他の手数料等、 設立費用」の項において定義される意味を有する。
当初条件決定日	2010年12月1日をいう。

当初申込期間	2010年11月4日から2010年11月26日までの期間をいう。
当初為替水準()	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、サブ・ファンド」の項において定義されるところによる。
投資対象	人、団体(法人格の有無を問わない。)、ファンド、信託、世界中の国、州もしくは地域の政府もしくは政府機関によって発行されたあらゆる種類の株、株式、パートナーシップ持分、債券、負債、優先株、ワラント、転換社債、貸株、投資信託の受益証券もしくは副受益証券、株式もしくはストック・オプションもしくは先物取引、通貨スワップ、金利スワップ、レポ取引、譲渡性預金証書、約束手形、為替手形、もしくはあらゆる種類の有価証券、もしくは上記の者に対してなされるローン(もしくはローン・パーティシペーション)、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームへの参加、および、全額もしくは一部払込済または未払いであるかを問わず、不動産または管理会社が随時書面により指定するその他の投資対象もしくはその派生商品をいう。
発行会社	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、本債券」の項において定義されるところによる。
管理会社	シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドをいう。
純資産価額	サブ・ファンドの純資産価額をいう。
受益証券1口当たり純資産価格	純資産価額を計算時における発行済受益証券の口数で除した額をいう。
債券満期日	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、本債券」の項において定義されるところによる。
債券買取日	営業日であり、かつその日に関してシティグループ証券株式会社が本債券に関して買呼値を提示する日および/または管理会社が(その絶対裁量において)随時書面により指定する本債券を買い取ることが可能な日であるその他の日をいう。

本債券	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、サブ・ファンド」の項において定義されるところによる。
英文目論見書	2008年11月付のトラストに関する英文目論見書(随時修正または補足される。)をいう。
連動率	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、サブ・ファンド」の項において定義されるところによる。
支払日	東京、ロンドン、ニューヨーク、香港、ルクセンブルグおよびサンパウロで商業銀行および外国為替市場が支払いについて決済し、かつ一般的な営業(外国為替および外国預金の取扱いを含む。)を行っている日をいう。
償還金額	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、本債券」の項において記載されるところにより計算される金額をいう。
買戻申込日	いずれかの買戻日に関して、当該買戻日の3営業日前の日をいう。
買戻日	()2011年12月16日(当日を含む。)から2013年11月22日(当日を含む。)までの毎金曜日(かかる日が債券買取日ではない場合、買戻日は債券買取日である直後の日となる。)および()債券満期日(当日を含む。)から2014年1月19日(当日を含む。)までの毎営業日をいう。
買戻通知	管理会社または管理事務代行会社より入手可能な様式による受益者がその保有する受益証券に関して提出する買戻通知をいう。
買戻価格	各サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの受益証券1口当たりの買戻価格をいい、信託証書に基づき、当該サブ・ファンドに関する関連する英文目論見書補遺に要約される方法で計算される。
シリーズ会社	管理会社または受託会社の趣意により設立され、いずれかのサブ・ファンドを参照して指名される有限責任の子会社をいう。

サブ・ファンド	信託証書、受託会社および管理会社の間で2010年10月11日に締結された追補信託証書に基づき設定および設立されたトラストのサブ・ファンドである米ドル建て資源国通貨連動ファンド(10-11)をいう。
サブ・ファンド決議	いずれかのサブ・ファンドに関して、(a)当該サブ・ファンドの発行済受益証券の単純過半数を保有し、関連する決議について議決権を行使する権利を有する者が書面により承認した決議、または(b)当該サブ・ファンドの受益者集会において、当該集会に関する基準日において、本人または代理人が出席し、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者であって、当該サブ・ファンドの受益証券の単純過半数を保有する者により可決された決議をいう。
指定債券額面金額	0.01米ドルをいう。
償還日	2014年1月10日または「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、サブ・ファンド」の項において定める方法により管理会社が決定するこれよりも早い日をいう。
トラスト	ケイマン諸島の法律に基づき設立されたオープン・エンド型のアンプレラ型ユニット・トラストであるシティ・インベストメント・トラスト(ケイマン)をいう。
信託証書	受託会社および管理会社の間で2008年10月21日付で締結されたトラストの設立に関する信託証書(随時追補される。)をいう。
受託会社	CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドをいう。
信託財産	各サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの信託によって受託会社が保有する100米ドルの当初資産および以下の金額の合計をいう。 (a) 当該サブ・ファンドの受益証券の発行手取金 (b) 信託証書に定められるとおり、当該サブ・ファンドの信託によって受託会社またはその代理人が保有し、または保有しているとみなされる一切の現金およびその他の資産

また、かかる用語が一般的に用いられる場合、「信託財産」とは、すべてのサブ・ファンドに総じて適用する信託財産をいうものとする。

投資先通貨	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、サブ・ファンド」の項において定義されるところによる。
受益証券	サブ・ファンドの受益証券をいう。
受益者	当該時点での受益証券の登録所有者をいい、受益証券の保有者として共同して登録されるすべての者を含む。
受益者決議	(a) すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議(当該決議により、各受益者は、すべてのサブ・ファンドの純資産価額の総額に対して当該受益者が保有するすべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の総額の比率に基づき比例按分して計算される議決権を受領するものとする。)、または(b) 受益者集会において、当該集会に関する基準日に、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、すべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者により可決された決議をいう。
未使用引当金	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、受益証券1口当たり純資産価格」の項において定義された意味を有する。
米国	アメリカ合衆国の、その属領および領土をいう。
評価日	毎金曜日(かかる日のいずれかが営業日ではない場合、評価日は翌営業日とする。)および/または管理会社が随時書面により指定するいずれかその他の日をいう。

（訳文）
独立監査人の監査報告書

受益者各位

私どもは、添付のシティ・インベストメント・トラスト（ケイマン） - 米ドル建て資源国通貨連動ファンド(10-11)（以下「サブ・ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2012年10月31日現在の投資有価証券明細表を含む純資産計算書、同日に終了した会計年度における損益および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から成る注記の監査を行った。

財務書類に関する管理会社の責任

管理会社には、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠してこれらの財務書類を作成し適正に表示する責任、および、不正や誤謬による重要な虚偽の表示のない財務書類を作成することに関連し管理会社が必要と考える内部統制に対する責任がある。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいてこれらの財務書類について意見を表明することである。私どもは、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正や誤謬による財務書類の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、選択された手続は私どもの判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、私どもは、事業体による財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、管理会社が採用した会計方針の適切性および管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を評価することを含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

意見

私どもは、これらの財務書類が、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、サブ・ファンドの2012年10月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した会計年度の運用成績を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ケーピーエムジー

2013年4月18日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report to the Unitholders

We have audited the accompanying financial statements of Citi Investment Trust (Cayman) - Commodity Rich Currencies Linked Fund (USD) (10-11) (the "Series Trust"), which comprise the statement of net assets including the schedule of investments as at October 31, 2012, the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, and for such internal control relevant as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

Independent Auditors' Report to the Unitholders (continued)

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at October 31, 2012 and its financial performance for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg.

KPMG

April 18, 2013

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[次へ](#)

(訳文)

独立監査人の監査報告書

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド
(香港で設立された有限責任会社)
の株主各位

財務書類に関する報告

私どもは、5ページから28ページ(訳注:原文のページ)に記載されたシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド(以下「会社」という。)の財務書類、すなわち、2011年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した事業年度における包括利益計算書、資本変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記の監査を行った。

財務書類に関する取締役の責任

会社の取締役は、香港公認会計士協会が発行した香港財務報告基準および香港会社法に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任、および不正によるものか誤謬によるものかに関わらず、重要な虚偽記載を含まない財務書類を作成する上で取締役が必要と考える内部統制に対する責任がある。

さらに、取締役はまた、当該財務書類が、香港証券先物(記録の保存)規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物(会計および監査)規則の要件を充足していることを確保する責任も負っている。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいてこれらの財務書類について意見を表明することである。当報告書は香港会社法第141条に準拠し、集団としての株主に対してのみ作成されるものであり、また前記の段落に記載されたその他の事項に関して株主に報告するものであり、その他の目的で使用してはならない。私どもは当報告書の内容に関して他のいかなる人物に対する責任も負わず、かつ責務も引き受けない。

私どもは、香港監査基準に準拠し、また香港公認会計士協会が発行した実務指針第820号「登録会社および仲介業者の関連会社の監査」を参照して、私どもの監査を行った。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうか、また当該財務書類が香港証券先物(記録の保存)規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物(会計および監査)規則の要件を充足しているかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正や誤謬による財務書類の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、選択された手続は、監査人の判断による。監査人はこれらのリスク評価を行うにあたり、状況に即して適切な監査手続を計画するために、会社が真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成することに関連する内部統制について検討しているが、その検討は、会社の内部統制の有効性について意見を表明することを意図して行ったものではない。監査は、取締役が採用した会計方針の適切性、取締役によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を評価することを含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

意見

私どもは、当該財務書類が、香港財務報告基準に準拠して、2011年12月31日現在の会社の財政状態、および同日に終了した事業年度における会社の損益およびキャッシュ・フローを真実かつ適正に表示しており、また香港会社法に準拠して適正に作成されているものと認める。

香港証券先物法の香港証券先物（記録の保存）規則および香港証券先物（会計および監査）規則に基づいた法定事項に関する報告

私どもは、当該財務書類が、香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているものと認める。

ケーピーエムジー

公認会計士
香港、セントラル
チャターロード10
プリンスビル8階
2012年4月30日

[次へ](#)

**Independent auditor's report to the shareholder of
Citigroup First Investment Management Limited**
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

Report on the financial statements

We have audited the financial statements of Citigroup First Investment Management Limited (“ the company ”) set out on pages 5 to 28, which comprise the balance sheet as at 31 December 2011, the statement of comprehensive income, the statement of changes in equity and the cash flow statement for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Directors' responsibility for the financial statements

The directors of the company are responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants and the Hong Kong Companies Ordinance and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In addition, the directors also have a responsibility to ensure that the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. This report is made solely to you, as a body, in accordance with section 141 of the Hong Kong Companies Ordinance, and to report to you on the other matters set out in the preceding paragraph, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing and with reference to Practice Note 820 “ The Audit of Licensed Corporations and Associated Entities of Intermediaries ” issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement, and whether the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

**Independent auditor's report to the shareholder of
Citigroup First Investment Management Limited (continued)**

(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

Report on the financial statements (continued)

Auditor's responsibility (continued)

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of the financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the directors, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the state of the company's affairs as at 31 December 2011 and of its profit and cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards and have been properly prepared in accordance with the Hong Kong Companies Ordinance.

Report on matters under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules of the Hong Kong Securities and Futures Ordinance

In our opinion, the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

KPMG

Certified Public Accountants

8th Floor, Prince's Building

10 Chater Road

Central, Hong Kong

30 APR 2012

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

（訳文）
独立監査人の監査報告書

米ドル建て資源国通貨連動ファンド(10-11)の受益者各位

私どもは、添付のシティ・インベストメント・トラスト（ケイマン） - 米ドル建て資源国通貨連動ファンド(10-11)（以下「サブ・ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2011年10月31日現在の投資有価証券明細表を含む純資産計算書、2010年10月11日（設立日）より2011年10月31日までの期間における損益および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から成る注記の監査を行った。

財務書類に関する管理会社の責任

管理会社には、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠してこれらの財務書類を作成し適正に表示する責任、および、不正や誤謬による重要な虚偽の表示のない財務書類を作成することに関連し管理会社が必要と考える内部統制に対する責任がある。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいてこれらの財務書類について意見を表明することである。私どもは、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正や誤謬による財務書類の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、選択された手続は私どもの判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、私どもは、事業体による財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、管理会社が採用した会計方針の適切性および管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を評価することを含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

意見

私どもは、これらの財務書類が、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、サブ・ファンドの2011年10月31日現在の財政状態ならびに2010年10月11日（運用開始日）から2011年10月31日までの期間の運用成績を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ケーピーエムジー

2012年4月25日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report to the Unitholders

We have audited the accompanying financial statements of Citi Investment Trust (Cayman) - Commodity Rich Currencies Linked Fund (USD) (10-11) (the "Series Trust"), which comprise the statement of net assets including the schedule of investments as at October 31, 2011, the statement of operations and changes in net assets for the period from October 11, 2010 (Date of commencement of operations) to October 31, 2011, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, and for such internal control relevant as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at October 31, 2011 and its financial performance for the period from October 11, 2010 (Date of commencement of operations) to October 31, 2011 in accordance with

generally accepted accounting principles in Luxembourg.

KPMG

April 25, 2012

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[次へ](#)

（訳文）

独立監査人の監査報告書

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

（香港で設立された有限責任会社）

の株主各位

財務書類に関する報告

私どもは、5 ページから30ページ（訳注：原文のページ）に記載されたシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「会社」という。）の財務書類、すなわち、2010年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した事業年度における包括利益計算書、資本変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記の監査を行った。

財務書類に関する取締役の責任

会社の取締役は、香港公認会計士協会が発行した香港財務報告基準および香港会社法に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任、および不正によるものが誤謬によるものかに関わらず、重要な虚偽記載を含まない財務書類を作成する上で取締役が必要と考える内部統制に対する責任がある。

さらに、取締役はまた、当該財務書類が、香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足していることを確保する責任も負っている。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいてこれらの財務書類について意見を表明することである。当報告書は香港会社法第141条に準拠し、株主個人または集団としての株主に対してのみ作成されるものであり、また前記の段落に記載されたその他の事項に関して株主に報告するものであり、その他の目的で使用してはならない。私どもは当報告書の内容に関して他のいかなる人物に対する責任も負わず、かつ責務も引き受けない。

私どもは、香港監査基準に準拠し、また香港公認会計士協会が発行した実務指針第820号「登録会社および仲介業者の関連会社の監査」を参照して、私どもの監査を行った。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうか、また当該財務書類が香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正や誤謬による財務書類の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、選択された手続は、監査人の判断による。監査人はこれらのリスク評価を行うにあたり、状況に即して適切な監査手続を計画するために、会社が真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成することに関連する内部統制について検討しているが、その検討は、会社の内部統制の有効性について意見を表明することを意図して行ったものではない。監査は、取締役が採用した会計方針の適切性、取締役によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を評価することを含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

意見

私どもは、当該財務書類が、香港財務報告基準に準拠して、2010年12月31日現在の会社の業務状況、および同日に終了した事業年度における会社キャッシュ・フローを真実かつ適正に表示しており、また香港会社法に準拠して適正に作成されているものと認める。

香港証券先物法の香港証券先物（記録の保存）規則および香港証券先物（会計および監査）規則に基づいた法定事項に関する報告

私どもは、会社の財務書類が、香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているものと認める。

ケーピーエムジー

公認会計士

香港、セントラル

チャターロード10

プリンスビル 8階

2011年4月29日

[次へ](#)

Independent auditor's report to the shareholder of Citigroup First Investment Management Limited

(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

Report on the financial statements

We have audited the financial statements of Citigroup First Investment Management Limited (the “company”) set out on pages 5 to 30, which comprise the balance sheet as at 31 December 2010, the statement of comprehensive income, the statement of changes in equity and the cash flow statement for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Directors' responsibility for the financial statements

The directors of the company are responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants and the Hong Kong Companies Ordinance and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In addition, the directors also have a responsibility to ensure that the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. This report is made solely to you, as a body, in accordance with section 141 of the Hong Kong Companies Ordinance, and to report to you on the other matters set out in the preceding paragraph, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing and with reference to Practice Note 820 “The Audit of Licensed Corporations and Associated Entities of Intermediaries” issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance as to whether the financial statements are free from material misstatement, and whether the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the directors, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis

for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the state of the company's affairs as at 31 December 2010 and of its cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards and have been properly prepared in accordance with the Hong Kong Companies Ordinance.

Report on matters under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules of the Hong Kong Securities and Futures Ordinance

In our opinion, the company's financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

KPMG

Certified Public Accountants

8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong
29 APR 2011

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。